

# 永平寺町総合振興計画

うるおい・やすらぎ

人がきらめくまち えいへいじ





## 永平寺町民指標

私たち永平寺町民は、美しい環境を守り、歴史と文化を大切にし、愛情に満ちた町を築きます。すべての町民が健康で安心して暮らせるふるさとを創ります。次の指標を私たちの合言葉とします。



えがお か  
笑顔であいさつを交わしましょう



いづく  
慈しみの心を育てましょう



へいわ しぜん  
平和なくらしと自然を守りましょう



いづれ かんしゃ  
いつでも感謝の気持ちを持ちましょう



じしん ほこ かつりよく きず  
自信と誇りを持ち活力ある町を築きましょう



# 「うるおい・やすらぎ・ 人がきらめくまち えいへいじ」をめざして

私たちのまちは、平成18年2月13日、松岡町、永平寺町、上志比村の3町村が共有する未来に向けて、ともに手を携え、まちづくりを進めていくために合併をし、吉田郡に1町の新「永平寺町」として誕生しました。

今日、少子・高齢化の進行や高度情報化・国際化の進展への対応、自然環境との共生型社会の実現など大きな変革期を迎えております。また、地方分権の進展によって、これからの地方自治体には、自らの意思で、自らの責任のもと、自らのまちづくりに、より効率的で個性豊かな行政運営の展開が求められております。

このような社会情勢の変化に的確に対応しながら、これからの10年のまちづくりの指針として、このたび「永平寺町総合振興計画」を策定いたしました。

本計画では「うるおい・やすらぎ・人がきらめくまち えいへいじ」をまちの将来像に掲げ、永平寺町の優れた歴史や伝統文化、自然環境、地理的条件を最大限に活かしながら、すべての住民が健康でいきいきと活躍でき、子どもたちがたくましく育つ環境など、本町の魅力を高め、地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた住民本位のまちづくりを進めていくものとしております。また、積極的な住民参画のもと町民の皆様とのパートナーシップにより、この町に住む一人ひとりが幸せに暮らすことができる豊かな地域を共に創造していくために、「おもいやり、共に生きる地域」を築いてまいります。

今後は、本計画の実現に向けて、町民の先頭に立って誠心誠意全力を尽くす所存でございますので、町民の皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりましては、福井大学、福井県立大学の先生をはじめ25名の審議会の皆様と共に、本町職員も参画しながら「手作りの計画」として策定してまいりました。貴重なご意見、ご提言をいただきました住民の皆様をはじめ、熱心に審議していただきました永平寺町総合振興計画審議会委員の皆様、心からお礼を申し上げます、ご挨拶といたします。

永平寺町長 松本文雄



## 第1編 序 論

### 第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の目的	2
第2節 計画の役割	2
第3節 計画の目標年次と構成	3

### 第2章 永平寺町の地域特性

第1節 位 置	4
第2節 歴史・沿革	4
第3節 人口世帯の状況	7
第4節 産業の状況	9

### 第3章 永平寺町を取り巻く動き

第1節 時代の潮流	11
第2節 まちづくりの主な課題	14

## 第2編 基本構想

### 第1章 永平寺町のめざすまちの姿

第1節 まちの将来像	18
第2節 基本目標	19

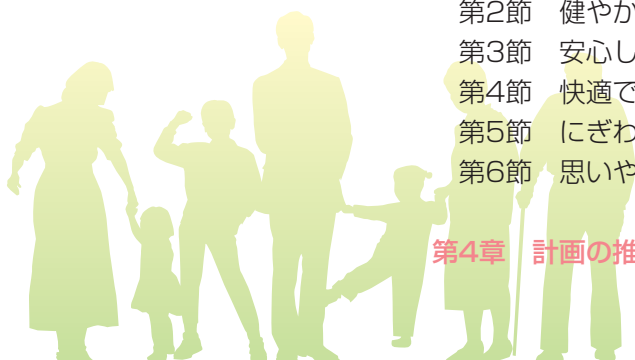
### 第2章 計画の基本フレーム

第1節 将来人口	21
第2節 土地利用構想	22

### 第3章 施策の大綱

第1節 健康で笑顔に満ちたまちづくりをめざして	23
第2節 健やかに育ち、心豊かな人づくりをめざして	24
第3節 安心して暮らせるまちづくりをめざして	25
第4節 快適で利便性の高いまちづくりをめざして	26
第5節 にぎわいのある活力豊かなまちづくりをめざして	27
第6節 思いやり、共に生きる地域をめざして	28

第4章 計画の推進に向けて	29
---------------	----



## 第3編 基本計画

### 第1章 健康で笑顔に満ちたまちづくりをめざして

第1節 健康づくりの支援	34
第2節 子育て・少子化対策の推進	38
第3節 高齢者福祉の充実	41
第4節 障害者（児）福祉の充実	44
第5節 安心の社会保障	46

### 第2章 健やかに育ち、心豊かな人づくりをめざして

第1節 学校教育の充実	50
第2節 学校・家庭・地域の連携	52
第3節 生涯学習の推進	54
第4節 生涯スポーツの振興	56
第5節 地域文化の振興	58

### 第3章 安心して暮らせるまちづくりをめざして

第1節 防災体制の強化	62
第2節 消防・救急体制の整備	64
第3節 交通安全対策の推進	66
第4節 防犯体制の強化	68
第5節 自然環境保全啓発活動の推進	70
第6節 循環型社会の構築	72

### 第4章 快適で利便性の高いまちづくりをめざして

第1節 道路網の整備	76
第2節 公共交通体系の整備と利用促進	78
第3節 上水道施設の整備	80
第4節 下水道施設の整備	81
第5節 地域情報化推進拠点の形成	83
第6節 宅地・住宅の整備	85
第7節 計画的な土地利用の推進	87

### 第5章 にぎわいのある活力豊かなまちづくりをめざして

第1節 商工業の振興	90
第2節 農林業・内水面漁業の充実	92
第3節 観光の振興	95
第4節 大学を活かしたまちづくりの推進	97

## 第6章 思いやり、共に生きる地域をめざして

第1節 地域交流活動の推進、イベントの充実	100
第2節 まちづくりにおける町民参画の推進	102
第3節 男女共同参画社会の推進	104
第4節 国際性豊かな人づくり	106

## 第7章 計画の推進に向けて

第1節 町民と行政の協働によるまちづくり	110
第2節 行政運営の充実	112
第3節 財政の健全化	114

資料編	117
-----	-----



# 第1編

# 序論

第1章 計画の策定にあたって

第2章 永平寺町の地域特性

第3章 永平寺町を取り巻く動き

## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画の目的

調和の取れた魅力と活力ある「住みたくなる町」の構築に向け、共通課題への取り組みや将来の夢の実現のため、松岡町と永平寺町、上志比村の3町村の友好的な合併が実現し、平成18年2月13日に新「永平寺町」が誕生しました。

新「永平寺町」として合併に至った社会的背景には、長引く景気低迷の中で、人口の減少と急速に進行する少子・高齢化による社会構造の変化、財政の脆弱化、日常生活圏の拡大、地方分権と住民参画・高度情報化社会の到来、多岐・多様化する住民ニーズなどへの対応の必要性が挙げられます。また、現在、広域での対応が求められている環境問題に対しての解決策にも有効であると考えられます。

新たなまちづくりの第一歩を踏み出すにあたり、旧町村それぞれの共通点、独自性および合併による新しい連携や魅力の創出を踏まえ、総合的・重点的な政策体系の確立や住民の参画による町民のための協働のまちづくりシステムなど、新しい視点に立つことが重要となっています。さらに、町民の力を結集し、しっかりと根のついた行政能力の確立や財政基盤の確立も求められています。

こうした状況に的確に対応し、将来の目標を設定し、その実現に向かって取り組んでいくための指針として、「永平寺町総合振興計画」を策定します。

### 第2節 計画の役割

この総合振興計画は、本町の総合的、重点的な政策の長期的な方向性と、その実現に向けた基本的施策を明確にするものです。地方分権が進む中、町の進むべき方向性を定め、個性的で自立したまちづくりを進める「行財政運営の総合的な指針」として、この総合振興計画は重要な役割を担うものです。

また、これからのまちづくりを進めていくためには、町民の参画と協働が不可欠であり、目標実現に向けて共通の認識をもって町民と行政とのパートナーシップを確立する指針となるものです。

さらに、国や県などにまちづくりの基本的方向と施策の概要を示すことにより、計画の実現に向けて、必要な事業の推進や制度の改善などについて、相互の連携と調整を図る指針でもあります。



### 第3節 計画の目標年次と構成

この総合振興計画は、平成29（2017）年度を目標年次年とし、平成20（2008）年度から平成29年度までのおおむね10年間を計画期間とします。

また、計画を基本構想、基本計画により構成します。

#### ■ 基本構想

基本構想は、総合的かつ計画的な行財政運営の指針として、まちづくりの目標を掲げ、基本理念と将来像を示すとともに、これを達成するための基本方針を明らかにするものです。

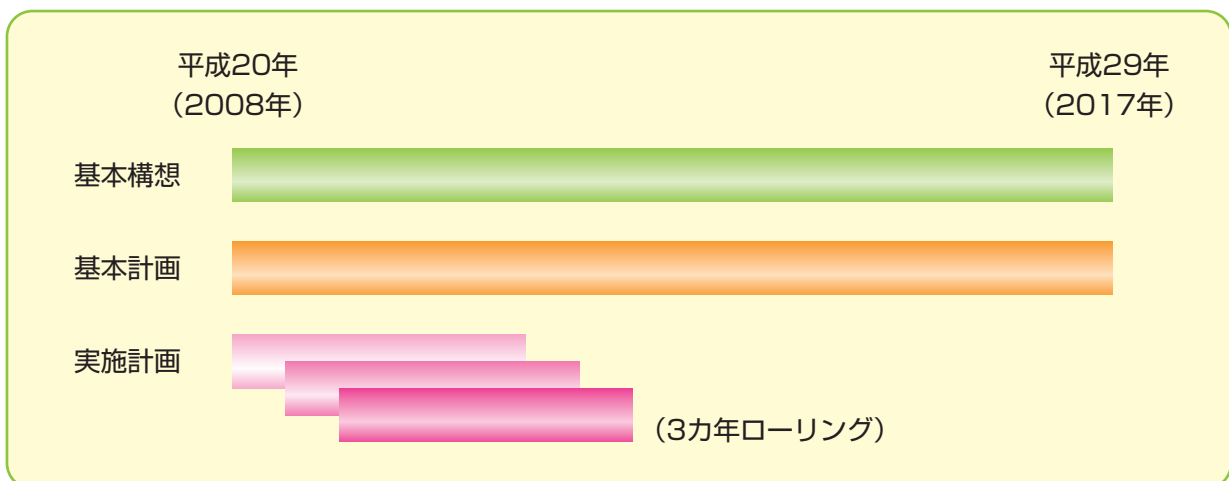
#### ■ 基本計画

基本構想を実現するため、行政を担う各分野別に体系的かつ具体的に施策を明らかに示したものです。計画期間はおおむね10年としますが、社会情勢の変化に対応して施策の見直しを行います。

総合振興計画を実現するため、基本計画に基づき実施計画が策定されます。

#### ■ 実施計画

総合振興計画で策定された基本計画に定めた各施策や事業を展開するため、具体的に示した計画で、毎年の予算編成の指針となるものです。計画期間は3年間とし、中・長期計画との整合性を図りつつ毎年見直し・部分修正を行うローリング方式\*とします。



\*ローリング方式：現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法。今回の計画では、実施計画において、3カ年の計画を毎年見直しながら行っていく手法を用いる。

## 第2章 永平寺町の地域特性

### 第1節 位置

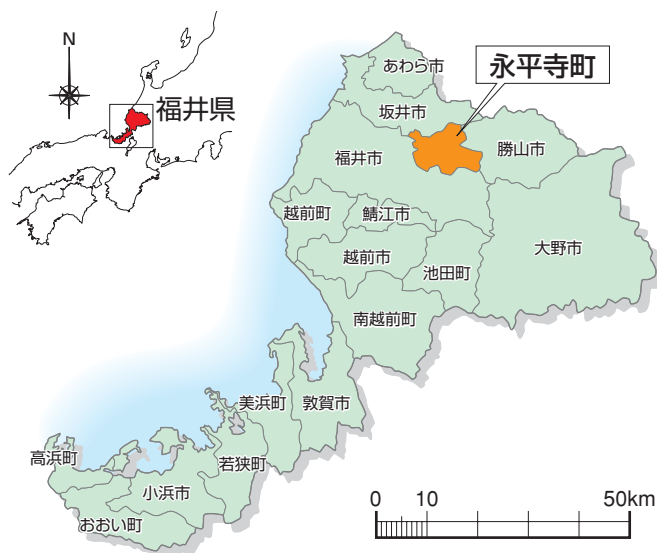


図1 福井県永平寺町位置図

本町は、福井県嶺北地方のほぼ中央に位置し、東西約15.5km、南北約10.5km、総面積94.34km<sup>2</sup>の地籍を持っています。

南と西は県都福井市、東は勝山市に、北は坂井市にそれぞれ接し、東は白山連峰を望み、四季を彩る山々に三方を囲まれた町です。

町内の中央を福井県最大の河川・九頭竜川が東西に流れています。九頭竜川に平行して東西に国道416号とえちぜん鉄道が走り、南側の大本山永平寺から北に通る国道364号とが町の中央で交差しており、交通の要衝となっています。また、西部には北陸自動車道が南北に通っており、福井北ICが近くに

位置しています。このほか、福井北JTCより長野県松本市に至る中部縦貫自動車道も早期完成を目指し着々と工事が進められています。

### 第2節 歴史・沿革

九頭竜川が形成した扇状地では、恵まれた自然環境の中、古くから人類が生活しており、旧石器時代のナイフ形石器や縄文時代の住居跡などが発掘されています。古墳時代になると、丘陵上に多くの古墳が造られています。中でも手繰ヶ城山古墳・石舟山古墳・鳥越山古墳・二本松山古墳は北陸最大級の前方後円墳で、国指定の史跡です。また、過去の発掘調査から、往時の隆盛と古くから人々の生活に適した風土を備えていたことがうかがえます。

時代が下がって鎌倉時代には、京都より道元禅師が志比の庄に移居され、鎌倉新仏教のひとつである曹洞宗の修行道場を開かれ、伽藍を整備して永平寺を確立されました。室町時代には、市荒川興行寺を開いた周覚が寺院を建立し、この地方で今も盛んな浄土真宗の基礎をつくりました。江戸時代には、徳川家康の曾孫、松平昌勝公が松岡藩の初代藩主に封ぜられ、これまでの芝原庄が松岡と命名され、5万石の城下町が形成されました。寛永12年には、「暴れ川」「崩れ川」とも異名をとるほどの九頭竜川から水を引く、小舟渡用水が完成しています。また、元禄2年には俳人松尾芭蕉が天竜寺を訪ね、そのときの句碑が芭蕉塚として残されています。

明治22（1889）年に市町村制が施行されると、吉田郡は松岡村・下志比村・志比谷村・浄法寺村・上志比村など15村に編成されました。この地域ではそれまでの農業や林業に加えて織物産業が栄え、特に羽二重などの絹織物も発達しました。その後昭和5（1930）年に松岡村が「松岡町」となり、昭和29（1954）年3月に下志比村・志比谷村・浄法寺村の3村が合併し「志比村」が発足し、昭和30（1955）年3月には旧五領ヶ島村・旧吉野村が、4月には旧志比村との境界変更により志比塚がそれぞれ松岡町と合併、昭和35（1960）年4月には丸岡町の一部鳴鹿山鹿が志比村に編入しました。

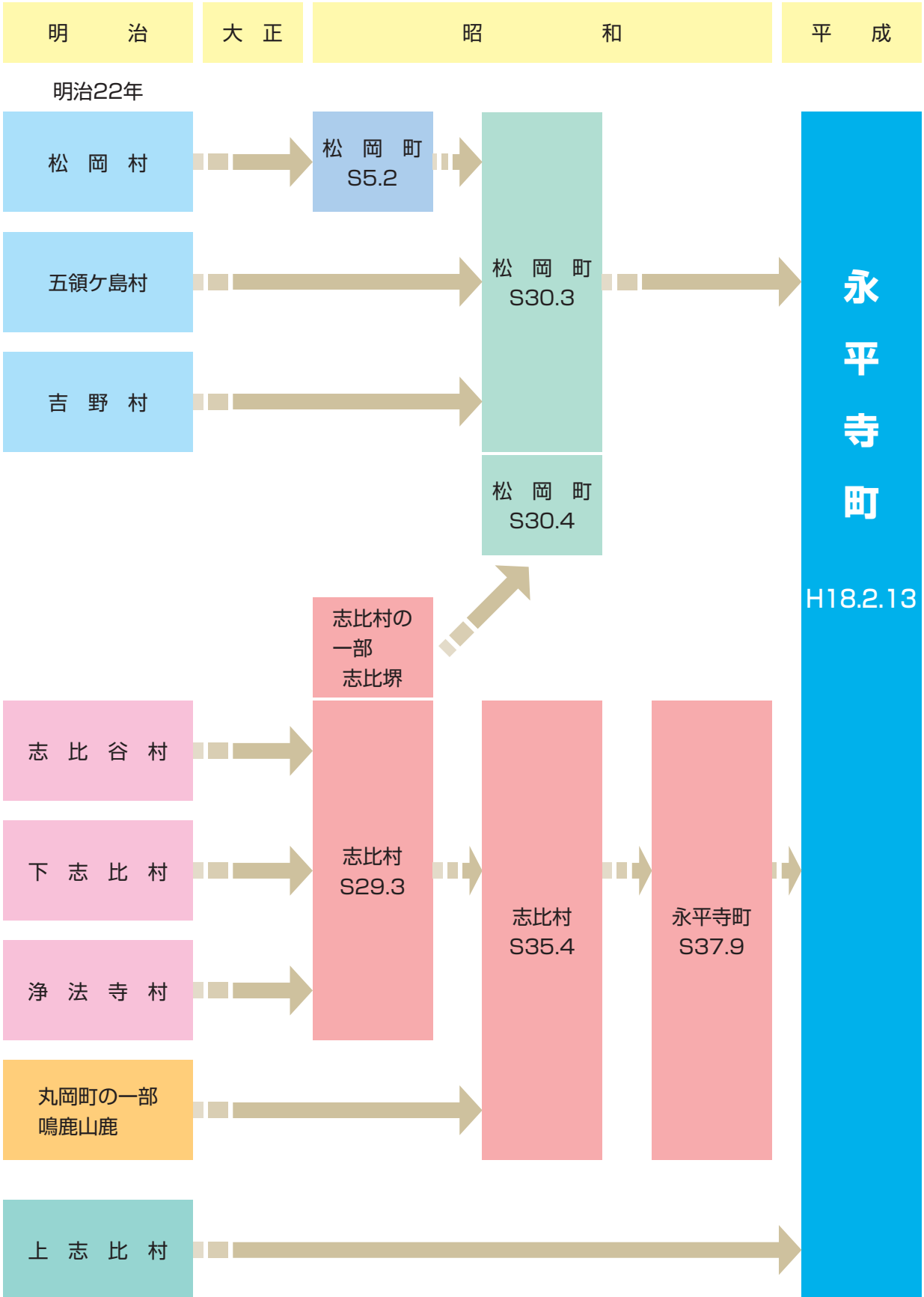
昭和37（1962）年9月の町制施行により志比村は、大本山永平寺の寺号にちなみ「永平寺町」となりました。上志比村においては、明治22年の誕生以来その枠組みを崩すことなく今日に至り、平成の大合併※と呼ばれる市町村の合併の必要性が全国で論議されるなか、平成18（2006）年2月13日の合併により新「永平寺町」として生まれ変わり、現在に至っています。



永平寺町合併一周年記念式典から

※平成の大合併：平成11年における「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）の改正以降、合併特例債の創設など、平成17年3月までの合併市町村を対象とした財政優遇措置が拡充され、全国的に市町村合併が促進されてきた。この間の市町村合併を「平成の大合併」という。

町村合併の経緯



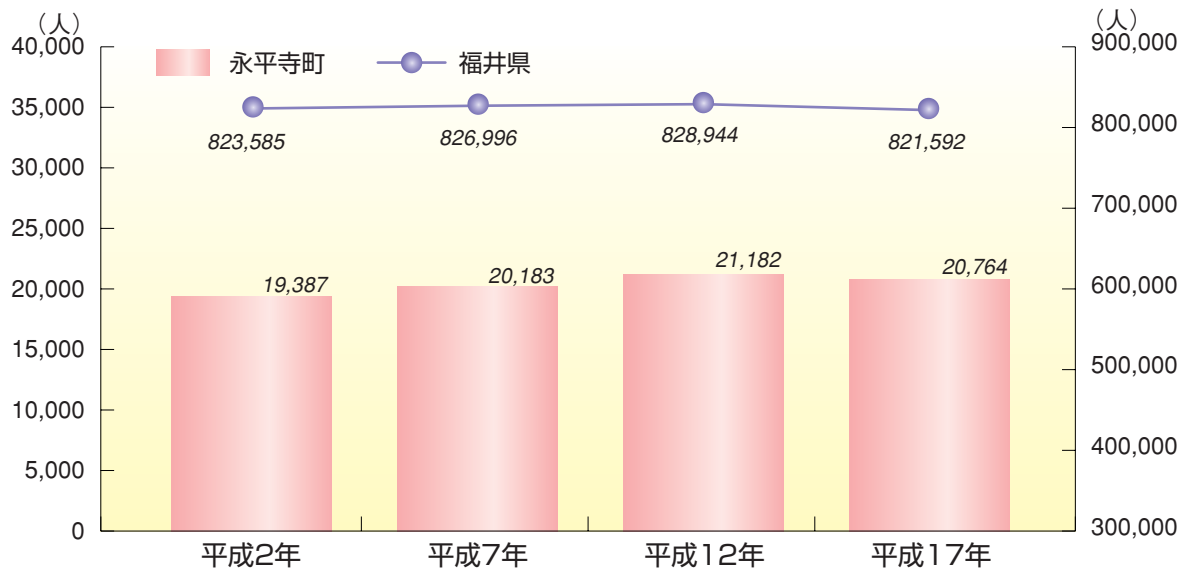
### 第3節 人口世帯の状況

#### 1. 人口の推移

本町の人口の推移は、平成2（1990）年の19,387人から平成7（1995）年にかけて約800人、平成7年から平成12（2000）年にかけて約1,000人の増加がみられ、平成12年には21,182人となりました。しかし、平成17（2005）年には減少に転じ、20,764人となっています。（図1-2）

人口動態の推移では、社会動態が平成14年からは、転入を転出が上回る社会減の状態になり、平成17年では、自然動態と合わせて137人の減少となっています。（図1-3）

■ 人口の推移（図1-2）



資料：国勢調査

■ 人口動態の推移（図1-3）

（単位：人）

項目		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
自然動態	出生	180	204	170	183	171
	死亡	205	188	184	183	193
	増減	△ 25	16	△ 14	0	△ 22
社会動態	転入	814	788	738	664	670
	転出	753	820	773	743	785
	増減	61	△ 32	△ 35	△ 79	△ 115
差引増減		36	△ 16	△ 49	△ 79	△ 137

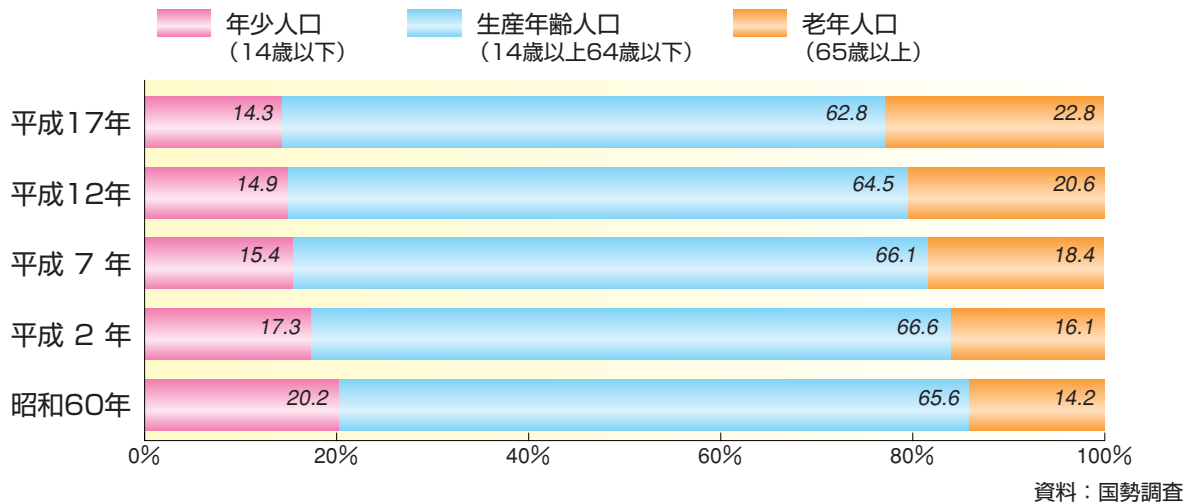
資料：福井県統計年鑑（各11月～9月）



## 2. 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合をみると、平成7年に老年人口が年少人口を上回り、平成17年には22.8%となっています。一方、年少人口は昭和60年の20.2%から平成17年には14.3%と減少が続いており、少子高齢化が進んでいます。(図1-4)

■ 年齢3区分別人口割合 (図1-4)

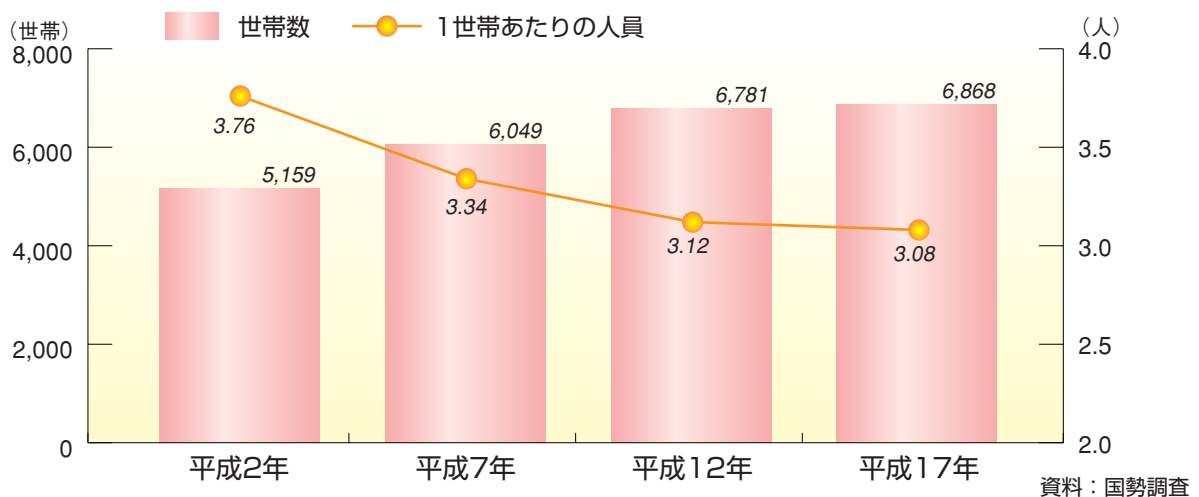


## 3. 世帯数と1世帯あたりの人員の推移

世帯数の推移をみると、年々増加の傾向にあり、平成17年には6,868世帯となっています。一方、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、平成17年では3.08人と核家族化の進行が伺えます。

(図1-5)

■ 世帯数・1世帯あたりの人員の推移 (図1-5)



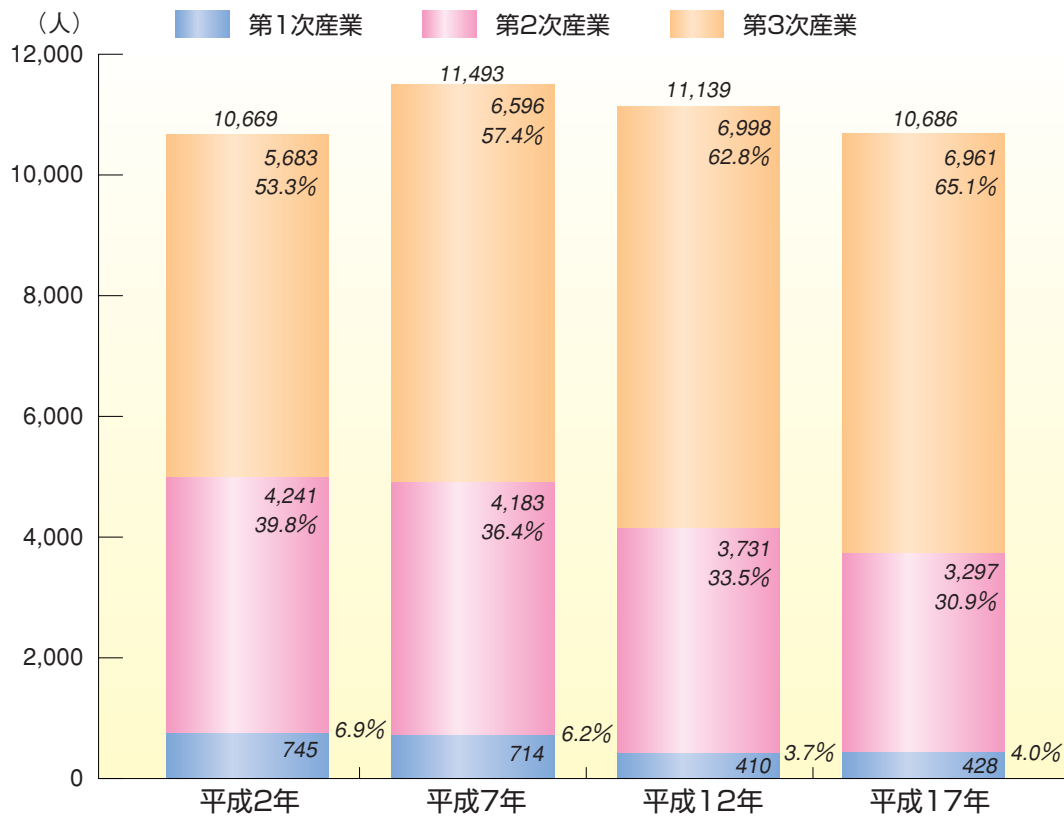
## 第4節 産業の状況

### 1. 産業別就業人口の推移

産業別就業人口の割合をみると、いずれの年も第3次産業が5割を超え、最も多くなっており、近年さらに増加の傾向にあります。反対に第1次産業及び第2次産業は減少しています。(図1-6)

産業大分類別就従比率をみると、平成17年は水産業・鉱業以外の業種で1.0に満たず、雇用を他の市町に依存している状況がうかがえます。(図1-7)

■ 産業別就業人口の推移 (図1-6)



資料：国勢調査

■ 平成17年の大分類別就業人口と従業人口、就従比率（図1-7）

項	目	就業人口（人）	従業人口（人）	就従比率（%）
第1次産業	農 業	417	403	0.97
	林 業	8	6	0.75
	水 産 業	3	3	1.00
第2次産業	鉱 業	1	1	1.00
	製 造 業	1,615	1,444	0.89
	建 設 業	1,130	849	0.75
第3次産業	卸 売 ・ 小 売 業	2,796	1,679	0.60
	金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	272	77	0.28
	運 輸 ・ 通 信 業	607	222	0.37
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	61	19	0.31
	サ ー ビ ス 業	3,299	2,705	0.82
	公 務	477	294	0.62
分 類 不 能		50	39	0.78
合 計		10,736	7,741	0.72

資料：国勢調査

就業人口：永平寺町に常住する就業者の総数

従業人口：永平寺町で従業している人の総数

就従比率：従業人口を就業人口で除した数値で、1を上回る場合は、近隣市町の労働力を吸収し、活発な産業をしているとみなされる。1を下回る場合は、産業の吸引力がなく、他市町へ労働力が流れているとみなされる。



## 第3章 永平寺町を取り巻く動き

### 第1節 時代の潮流

#### 1. 少子高齢化と人口減少の進行

わが国の総人口は、平成17年をピークに減少に向かうと同時に、世界にも例をみないスピードで高齢化が進行しており、平成26年には65歳以上の高齢者人口割合は25%を超えると予想されています。さらに女性の社会進出や社会経済の先行き不安などにより、出生率は急激に低下し、平成17年度の合計特殊出生率※は、現在の人口を維持するために必要な2.08を大きく下回る1.26となっており、この傾向は今後も続いていくと見込まれています。

こうした人口構造の変化は、年金や医療といった社会保障の分野のみならず、高齢者介護や健康づくり、子育て支援、生活環境などのさまざまな分野においてサービス需要の増加と多様化をもたらし、社会経済や町民生活に大きな影響を与えることになります。

このため、高齢者の社会参加や余暇活動、就業機会の拡大といった生きがいづくりや健康増進対策をはじめ、子どもを安心して産み、育てられる環境づくりや若者が定住できる魅力あるまちづくりを地域ぐるみで進めるなど、すべての人が安心して暮らしていくことができる福祉の充実、ユニバーサルデザイン※の視点も取り入れた生活環境の充実が求められています。

※合計特殊出生率：1人の女子が一生の間に生む平均子ども数。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、この数値が2.08を下回ると将来人口が減少していくと考えられる。

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体、国籍など、人々がもつさまざまな特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、まちづくりやものづくりを行っていかこうとする考え方。バリアフリーは現にあるバリア（障壁）を取り除こうという発想で、ユニバーサルデザインは最初から誰にとってもバリアのない社会をめざしていくという考え方。

## 2. 環境問題の深刻化

地球の温暖化、酸性雨による森林や湖沼の被害、フロンガスによるオゾン層の破壊、乱開発による熱帯雨林の急速な減少や砂漠化など、国境を越えた地球規模での環境破壊は世界各地で顕在化しています。

今後、世界人口の急増と自然環境の保全の両立が可能となるよう、これらの環境問題に対する国際的な取り組みや地域社会における一人ひとりの意識改革が求められています。平成17年2月には京都議定書が発効し、二酸化炭素の排出量の大幅な削減が日本にも課せられていますが、地球温暖化をはじめとした地球規模での環境問題の深刻化は、産業活動のみではなく、自動車の排気ガスや消費エネルギーによっても発生するため、本町においても一人ひとりの身近な日常生活からの改善（現在行っている分別回収の細分別化や環境負荷の少ないエネルギーへの転換、利用など）が必要となっています。

## 3. ライフスタイルの変化

近年、「生活の利便性」に加えて「自然とのふれあい」、「所得収入」から「余暇・自由時間」を求めるなど、「物の豊かさ」に加えて「心の豊かさ」をも重視する方向へと、人々の社会に向けるまなざしに変化が現れています。

また、労働時間の短縮による時間的なゆとりは、スポーツ・文化・レジャーなどの余暇活動や地域のコミュニティ活動など、生活の質的充実を求める活動にも重点を置く傾向が強まってきています。

このような価値観や生活様式の変化に対応するため、生涯学習やボランティア活動に対する環境整備をはじめ、自然とのふれあいの機会の創出など、これまでの施設整備や均一的な行政サービスから町民の多様なニーズに合った行政サービスの提供が求められています。

## 4. 高度情報化社会の進展

情報通信技術の進歩をはじめとする技術革新は、地域間、個人間の情報格差の解消をはじめ、自宅にいながらのショッピングなど生活の利便性と快適性の向上や生産活動の合理化に大きな影響を与えました。

こういった状況の中で、今後は本格的な高度情報通信ネットワーク社会が到来すると予想され、産業構造の変化がさらに進むとともに、企業経営・組織形態が変貌する可能性があります。

また、インターネットなどによる個人レベルでの情報交流がさらに拡大すると予想され、各種行政情報の提供や情報開示、幅広い町民参加などの新たな行政運営が求められます。

一方、このような高度情報化が進展する中で、不適切な情報管理による個人情報の流出、プライバシーの侵害といった新たな問題に対する対応が必要となっています。



## 5. 国際化の進展と交流

近年の交通網・情報通信網にみられる技術革新の進展にともない、国境を越えた交流や経済の世界規模化が進展しています。

こうした中で、自治体が進める国際化に対する施策も従来の国際交流事業を中心としたものから、国際協力や外国人が暮らしやすいまちづくりなど環境や経済、日常生活面へと広がりをみせています。

今後は、さらに地球規模での地域社会のあり方を考えるとともに、町民においても自らの文化を再認識し、教育・文化・ビジネス・環境など幅広い分野で世界の国々との相互理解・協力を深めることが重要であり、国際化に対する意識の向上と人材の育成を図るとともに、自発的に世界の人々との交流を深め、世界に開かれた地域を創造していく必要があります。

## 6. 地方分権の進展

都市・生活基盤の変化にともなう人々の価値観の変化やライフスタイルの多様化の中で、個々の経済力にあった生活の質や個性を十分に発揮することのできる多様性に富んだ豊かな社会が求められ、国と地方の関係や行政システムの見直しが求められています。平成12年には、「地方分権一括法」が施行され、機関委任事務制度の廃止や国の権限委譲の進展など、これまでの中央省庁主導による画一的な行政システムから住民主導の個性的で身近で簡素な行政システムへの転換が図られています。

このような中、本町は個性あふれるまちづくりのために合併という道を選択しました。今後は、多様化する町民の価値観に積極的に対応するとともに、町民の意見や地域の実情を反映しながら、町民自らが自主性を持ち、地域の実情にあった事業や施策を自らの判断と責任において行政を行うことが求められています。そのため、効率的な行政システムの構築や自主性・自立性の高い財政の確保、人材の育成などの行政改革などをより一層推進していく必要があります。



## 第2節 まちづくりの主な課題

### 1. 少子高齢化社会への対応

少子化が進む中で、わが国の生産年齢人口（15～64歳）は平成7（1995）年を境に減少を続けており、総人口も平成17（2005）年には減少に転じました。本町においても例外ではなく、今後ますます高齢化が進むことが予想されます。

少子高齢化は、社会の担い手や労働力の減少につながり、地域活力が低下し、税収の伸びも見込めない一方で、医療費・介護負担などの増加が予想されます。

本町においては、子育て支援など次世代育成の取り組みを重点的に進めるとともに、これまで進めてきた高齢者の健康増進、生活支援、介護予防対策など福祉施策の統合と施設の効率的な活用、人材の確保など少子高齢化社会への迅速な対応が求められています。

また、安心して子どもを産み育てられる環境や条件を整えていくことも重要です。

### 2. 高度情報化への対応

インターネットや携帯電話、ケーブルテレビなどの情報通信技術の普及は、社会の高度情報化を急速に進め、産業分野のみならず町民の価値観や生活様式の変化に大きな影響をもたらしています。情報化の進展で、住む場所や働いたり学んだりする場所の選択の幅が広がるなど、生活が一層便利で豊かになっていくと考えられる一方、その弊害への対応も求められています。

社会基盤として定着した情報通信技術をどのようにまちづくりに利用し、より便利で快適な社会環境を創造していくか、また一方では、正しい情報活用のための教育の推進や個人情報保護など行政サービスのあり方にも新たな対応が求められています。

### 3. 自然環境の保持と循環型社会への対応

近年、町民の環境に対する関心がますます高まりをみせています。町民一人ひとりが生活者・消費者の立場から環境に対する意識を育み、日常生活から環境を保護していくことが大切です。

本町には豊かな自然環境が残されていますが、人々の暮らしはこの美しい自然にも多くの負荷を与えています。このため、不法投棄の防止、緑の保全、生態系の保護などをはじめとして、総合的な環境保全に取り組んでいくことが必要です。

また、町民一人ひとりが家庭や職場、地域においてリサイクルやごみの減量化、資源の消費節減などに取り組む資源循環型社会を形成していくことが必要です。

#### 4. 安全・安心への対応

近年、自然災害は各地で発生しており、身近なところでも福井豪雨や能登半島地震が発生し、災害はいつ起こるか予想が付きません。また、社会を不安に陥れる凶悪犯罪の増加、都市型犯罪化や犯罪の低年齢化などに伴い、防災や治安に優れた安心して暮らせる地域社会を築くことが求められています。

このため、危機管理体制の充実強化と危機管理意識の醸成を図っていくとともに、町民と行政が連携・協働して、防災対策をはじめ、防犯や治安の維持等に努め、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

#### 5. 産業の活性化への対応

地域に就労の場を増やすことは、若年世代の定着とまちの活力の向上には重要なことです。

このため、既存の企業については、商工会を通じて支援を充実するとともに、各関係機関との連携による総合的な産業の活性化を図り、新たな企業については、環境への配慮を行いつつ、積極的に誘致を進める必要があります。

また、大本山永平寺や九頭竜川、松岡古墳群などの地域の資源を活かした観光の振興など地域の特色と産業の融合を図る必要があります。

#### 6. 地方分権と住民参画への対応

人々の価値観や生活様式が多様化・個性化する中で、生活の質の向上や自己の実現、真に豊かさを実感できる地域づくりが求められています。このような町民の要望にきめ細かく対応するためには、行政の権限を国や都道府県から町民にとって身近な町に委譲し、町民の意見や地域の実情を反映しながら、町が自主性を持ち、自らの判断と責任において行政を行うことが必要で、地域の行政サービスや地域の活力などに直接影響すると考えられます。

地方分権を進めるためには、行政組織を再編し、職員の能力を向上させるとともに、町民が自主的にまちづくりに参画する体制を構築し、これまで以上に町民や地域の視点に立った、きめ細やかな質の高い行政サービスに努める必要があります。





町の木（油桐）

## 第2編

# 基本構想

第1章 永平寺町のめざすまちの姿

第2章 計画の基本フレーム

第3章 施策の大綱

第4章 計画の推進に向けて



## 第1章 永平寺町のめざすまちの姿

### 第1節 まちの将来像

本町にはまちづくりの資源となる数多くの財産があります。歴史的財産としては、開祖道元禅師の法を厳として今に伝える曹洞宗大本山永平寺や吉峰寺、手繰ヶ城山古墳をはじめ、いにしへの壮大なスケールを感じさせる国指定の史跡・松岡古墳群、大正初期から繊維王国福井の中心で栄えた繊維産業などが挙げられます。また、アラレガコが生息する中流域は、国の天然記念物に指定されるなど、鮎や憧れの魚サクラマス釣りの釣り場として全国各地から大勢の太公望が訪れる九頭竜川、建設が進む中部縦貫自動車道、機能補償道路のほか2本の国道やえちぜん鉄道が走る交通の要衝となっていることなどの地理的・景観的財産が挙げられます。さらには、福井大学医学部・福井県立大学や理美容及び調理師製菓専門学校をはじめとする文教施設などが挙げられます。

このように恵まれた地域性を舞台にした住民の暮らしと、これらを求めて町を訪れる人々との交流が、賑わいや活気を生み、町の歴史や文化を育んできました。

先人から受け継がれてきた地域特有の歴史文化や資源を活かして、町民一人ひとりが安心でき、生きがいを持って暮らすことができるまちづくりを、町民・行政が一体となって推進していくことをめざします。

そのためには、子どもから高齢者まで、まちづくりの主役である「ひと」（町民）が、一人の人間として尊重され、この豊かな自然と恵まれた環境のなか、お互いに支えあい快適に安心して暮らすことのできる地域社会を構築していくことが必要です。

このようなまちづくりの基本理念を踏まえ、本町の将来像を次のように定めます。

『うるおい・やすらぎ・人がきらめくまち  
えいへいじ』

町民の誰もが安心して快適に暮らし、住み続けたいという意識を抱き続けるまちづくりが大切だと考えます。また、人々のふれあいや交流がまちの魅力を高めていくこととなります。一方で、町民の価値観は、「物の豊かさ」に加え「心の豊かさ」をも重視する方向へ変化してきていると考えられます。

まちづくりの根幹にあるのは、「ひと」そのものです。町民がうるおいとやすらぎをもち、自らがまちを愛し、魅力的にするために、それぞれの価値観を尊重し、認め合うことによってこそ、素晴らしいまちが形成され、人々がきらめいてくるものです。わたしたちは、「人がきらめく」まちづくりをめざします。

## 第2節 基本目標

### 1. 健康で笑顔に満ちたまちづくりをめざして

町民の主体的な参加と連携に支えられた心ふれあう地域社会の形成をめざします。そのため児童をはじめ高齢者や障害のある人がともに安心して暮らせる福祉のまちをめざし、また、すべての町民がいきいきと笑顔に満ちた生活を送ることができるよう、子育て支援の充実をはじめ、生涯を通じた健康づくりを推進します。さらに、町民の生活の安定と経済的自立を促進するため、社会保障制度の充実を図ります。

### 2. 健やかに育ち、心豊かな人づくりをめざして

子どもは社会の宝、町の宝です。地域など社会全体で、新しい時代を切り開く心豊かでたくましい人材を育てていかなければなりません。

このため、生涯学習の基礎となる学校教育を充実するとともに、地域社会におけるさまざまな活動を通して、青少年の豊かな人間性を育みます。また、町民一人ひとりが個性豊かな生きがいのある人生を送ることができるよう、生涯学習による人づくり・まちづくりを推進します。さらに、町民の自主的な文化活動を積極的に支援し、多彩で個性的な町民文化の創造に努めます。

### 3. 安心して暮らせるまちづくりをめざして

すべての町民が安心していきいきと暮らすことができる人に優しいまちづくりを進めるため、町民・行政が一体となって総合的な防災体制を構築するとともに、犯罪や事故のない安全なまちづくりを推進します。また、豊かな自然を活用した居住環境の向上に努め、やすらぎのある空間を創出します。さらに、環境と共生するための仕組みづくりを展開するなど、地球環境時代にふさわしいまちをめざします。

### 4. 快適で利便性の高いまちづくりをめざして

利便性と安全性に優れた、魅力あるまちをめざします。また、町内各道路のネットワーク強化と安全で快適な道路環境・公共交通網の充実、および上下水道の充実を図ります。さらに、総合的・計画的な土地利用の推進に努め、既存街区や地域の景観を活かした住環境の整備を図ります。

## 5. にぎわいのある活力豊かなまちづくりをめざして

にぎわいのある活力に満ちた地域を築き上げ、雇用の場を安定的に確保していくには、地元産業の振興が不可欠です。

このため、大本山永平寺や吉峰寺、松岡古墳群などの観光歴史資源、福井大学医学部や福井県立大学などの学術資源、更には、九頭竜川を中心とする豊かな自然資源など、本町の持つ優れた地域の特性を大切に活かしながら、商工・観光・農林業の振興を図り、にぎわいと活気のあるまちづくりを進めていきます。

## 6. 思いやり、共に生きる地域をめざして

すべての町民が地域社会の一員として、心豊かで充実した生活を送ることができるよう、各地域の活動を充実し、互いに信頼しあい、尊重しあい、助け合いながら生活できる地域交流のまちをめざします。また、人・物・情報の交流が拡大する中で、異なる地域とのさまざまな交流活動を通じ、互いの生活や文化を認めあえる交流社会の形成をめざすとともに、町民と行政の情報交流を促進し、相互信頼と連帯に基づいた町民参画型のまちづくりを推進します。



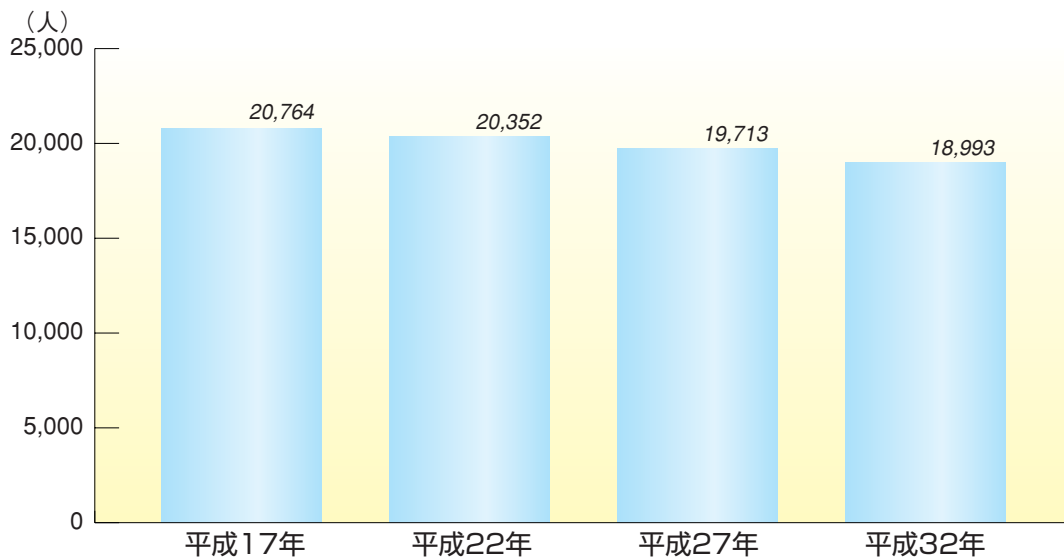
## 第2章 計画の基本フレーム

### 第1節 将来人口

本町の人口は、コーホート法による推計によると、平成17（2005）年の20,764人をピークに減少に転じ、平成27年には19,713人になると予想されています。（図2-1）さらに、平成32（2020）年には、18,993人となり、この時の高齢化率は29.1%になると予想されています。（図2-2）

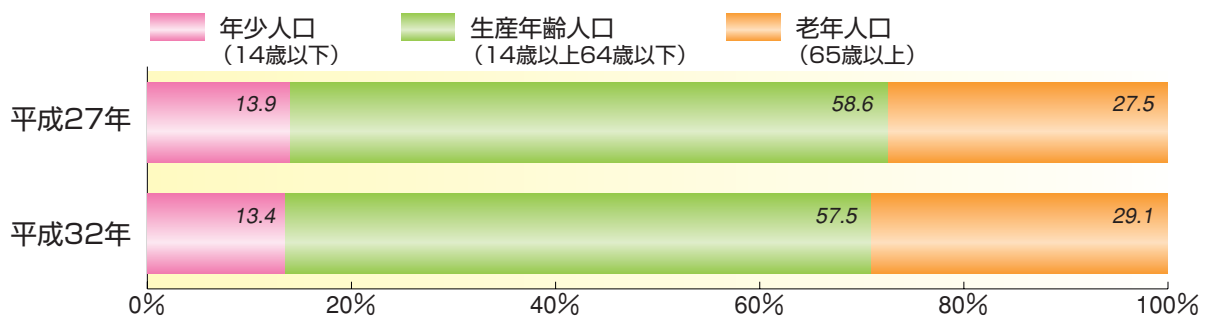
このため、本計画においては、産業振興や定住化の促進をはじめ、まちづくり全体にわたる質の向上によって人口の定着化をめざし、本計画の目標年次である平成29（2017）年の将来人口を概ね20,000人と設定します。

■ 将来推計人口（図2-1）



資料：コーホート法による推計

■ 年齢3区分別人口割合の推計（図2-2）



## 第2節 土地利用構想

土地利用構想については、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と持続可能な均衡ある発展を図ることを基本的な方向として、土地需要を的確に調整し、その質的向上を図るとともに、町内各地域の資源を活かしながら、個性豊かな施策を展開します。

また、今後の町の発展に合わせ、新しいニーズに対応した町並みの景観形成をはじめ、活気に満ちたまちにするための産業振興や人と自然の共生、優良農地保全などを目標に、無秩序な開発を抑制し、町全体の均衡ある適切な土地利用を進めます。(図2-3)

### (1) 生活文化交流ゾーン

周辺の自然環境や景観と調和しつつ、町民の豊かな生活と交流を支える居住環境の確保を図っていきます。

### (2) 農住共生ゾーン

農用地の保全を図るとともに、農村集落の居住空間を高め、農用地と集落の調和のとれた、魅力ある地域の形成を図っていきます。

### (3) 緑と歴史の交流ゾーン

豊かな自然環境や歴史資源の適切な保全と活用を図り、自然や歴史、地域文化と親しむことのできる地域形成を図っていきます。

### (4) 学術交流ゾーン

福井大学医学部や福井県立大学の立地条件を活かして、地域医療を支えるとともに、地域産業の牽引や地域への情報発信に資する都市機能の集積を図っていきます。

### (5) 自然体感ゾーン

浄法寺山青少年旅行村やホテルが多く生息する松岡吉野地区周辺において、自然とのふれあいを体感し、訪れる人の心を豊かにする空間の形成を図っていきます。

### (6) 歴史文化ゾーン

大本山永平寺、吉峰寺、まつおか古墳公園などの歴史資源を核として、地域の歴史と文化を後世に継承するための魅力ある地域形成を図っていきます。

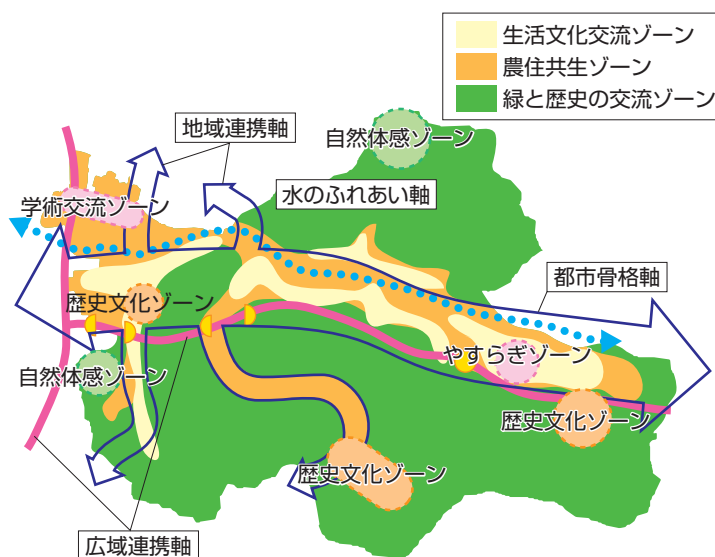


図2-3 土地利用構想図

## 第3章 施策の大綱

### 第1節 健康で笑顔に満ちたまちづくりをめざして

#### 1. 健康づくりの支援

町民が生涯を通じて健康で生きがいをもって生活できるように、生涯の各段階に応じた健診や健康相談体制の充実と保健・予防体制の充実に努めます。

また、町民の健康管理意識を高め、自主的に健康づくりができる環境の整備に努めます。

#### 2. 子育て・少子化対策の推進

社会情勢の変化に対応し、仕事と子育てが両立できるよう保育内容の充実や施設の整備を図るとともに、地域ぐるみで子育て家庭を支援できる体制の充実に努めます。

また、次代を担う子どもの健やかな成長の支援に努めます。

#### 3. 高齢者福祉の充実

高齢者に適した居住環境の整備を図り、地域で支えあう、住みやすいまちづくりを推進します。また、高齢者が生きがいをもって健康に暮らしていくことができるよう社会参加の促進、健康づくりの支援などを図ります。

さらに、保健・医療・福祉が一体となって介護予防と自立支援に努めるとともに、介護保険事業の推進と介護支援体制の充実に努め、高齢者の心身の特性や介護の状況を踏まえたサービスの充実に努めます。

#### 4. 障害者（児）福祉の充実

障害のある人のニーズに応じた在宅サービス、施設サービスの向上を図り、自立・介護支援に努めるとともに、障害の発生予防や早期発見、早期治療、機能回復訓練など保健・医療の体制の充実に図ります。

#### 5. 安心の社会保障

国民健康保険事業や後期高齢者医療制度、介護保険事業の財政負担増を抑制するために、保健と福祉事業の連携を強化し、医療費の適正化に努め、健全な運営をめざします。

また、国民年金制度については不安のない老後を送れるよう制度の周知を図ります。



## 第2節 健やかに育ち、心豊かな人づくりをめざして

### 1. 学校教育の充実

のびのびとした環境の中で確かな学力を身に付けられるよう指導の充実を図るとともに、新たな時代に適応した教育をはじめ、地域学習、人権教育など総合的な学習の充実を図り、生きる力や創造力、思いやりの心をもった人間性豊かな児童生徒の育成に努めます。

教育施設の整備については、施設の耐震化や大規模改修等を計画的に行います。

### 2. 学校・家庭・地域の連携

家庭や地域、学校が一体となって、地域の特色を活かしたよりよい社会環境づくりを進めます。また、青少年健全育成活動を充実するとともに、青少年の活動を支援します。

### 3. 生涯学習の推進

町民の学習意欲を高め、町民ニーズの掘り起こしと学習機会の拡充に努めます。また、生涯学習拠点施設の活用促進や既存施設の充実を進めるなど、学習環境の充実を図るとともに、地域における生涯学習を担う人材の発掘と育成に努めます。

### 4. 生涯スポーツの振興

町民の健康や体力づくりへの関心やスポーツを楽しむ気運の高まりに対し、多様な参加機会の提供に努めながら、ニュースポーツの普及などスポーツの振興を図ります。

また、スポーツを通じ、地域におけるさまざまな交流と連携を創出していくため、団体や指導者の育成・支援を行うとともに施設の利用促進・充実に努めます。

### 5. 地域文化の振興

多彩で個性ある町民文化の創造を図るため、町民の自主的な文化活動を支援するとともに、活動環境の充実に努めます。

古代の松岡古墳群や大本山永平寺などの特筆される歴史・文化資産、および町の長い歴史の中で人々によって培われてきた様々な歴史・文化資産を後世に伝えるため、保護と伝承に努めます。

## 第3節 安心して暮らせるまちづくりをめざして

### 1. 防災体制の強化

町民の生命と財産を守り、安心して暮らせるまちづくりをめざして、災害を予防するため治山・治水事業を推進するとともに、地域防災計画及び国民保護計画に基づく総合的な防災体制を推進し、防災施設の充実やきめ細かな防災情報システムの確立、非常用物資等の整備を進めます。

また、自主防災組織の育成強化や防災知識の普及に努め、町民の防災意識の高揚を図ります。

### 2. 消防・救急体制の整備

「消防広域化推進計画」を受けて、広域化に係る「広域消防運営計画」の作成等、広域化に向けた取り組みを行い、消防分団の再編、消防機械の配備等、消防団体制の見直しを図っていきます。

また、自動体外式除細動器（AED）を配置整備し、応急手当を目的とした救命講習会の開催など、救急傷病者等に対する救命率の向上を図っていきます。

### 3. 交通安全対策の推進

交通事故から町民を守るため、交通安全施設の整備や事故の未然防止対策に努め良好な交通環境の整備に努めるとともに、町民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図ります。

### 4. 防犯体制の強化

警察署や関係団体などとの連携を強化し、防犯体制の充実を図ります。また、さまざまな機会を通して町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、高齢者や児童・生徒をはじめ、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに努めます。

### 5. 自然環境保全啓発活動の推進

町民の環境に対する意識の高揚を図り、一人ひとりの主体的な行動による美しい生活環境の創造をめざすと同時に環境基本条例・計画の策定により自然破壊や環境汚染を防止します。

### 6. 循環型社会の構築

地球規模での環境問題を踏まえ、町民が快適に生活できるよう、広域的な連携のもと環境にやさしいまちづくりを進めます。そのため、町民の環境に対する意識の高揚を図り、資源ごみのリサイクル等を推進し、地球にやさしい循環型社会の構築をめざします。

## 第4節 快適で利便性の高いまちづくりをめざして

### 1. 道路網の整備

地域間を結ぶ基幹道路の整備促進を図ります。特に中部縦貫自動車道及び機能補償道路の早期開通を図ります。また、町民の生活に密着した道路網の整備に努めるとともに、適切な維持管理に努め、快適で安全な道路環境の形成を図ります。

### 2. 公共交通体系の整備と利用促進

えちぜん鉄道利用者の確保・増加を促進するため、駅周辺の整備を進めます。

バス交通については、高齢者や児童・生徒をはじめ町民の身近な交通機関として重要な役割を担っており、その利便性・効率性を確保するため、道路網の整備とともに充実を図ります。

### 3. 上水道施設の整備

安全な水を安定して供給するため、水道施設の整備を図り、災害時にも安定した給水ができる体制を整えます。

### 4. 下水道施設の整備

公共水域の水質保全のため、下水道事業を推進し、普及率の向上を図ります。また、下水道への接続啓発活動の推進により水洗化を促進するとともに、施設の適切な維持管理に努め、事業の効率的な運営を図ります。

### 5. 地域情報推進化拠点の形成

家庭や職場などで、いつでも、誰でも容易にさまざまな情報を受発信できるよう、情報通信基盤の整備や情報システムの導入などに取り組み、地域情報化を進めていきます。また、高度情報化への取り組みは、将来のまちづくりにおいても重要な課題であり、行政の情報化を積極的に進めます。

### 6. 宅地・住宅の整備

町民が親しみやゆとりを感じ、地域の景観に配慮した良好な居住環境づくりを推進するとともに、多様な住宅需要の動向を把握しながら、既存宅地を含めて町民のニーズに応じた良質な宅地の供給を促進します。

## 7. 計画的な土地利用の推進

長年にわたって安定した均衡ある土地利用を確保し、健全なまちの発展をめざすため、景観計画や都市計画マスタープランなどの将来計画を策定し、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した総合的で秩序ある土地利用の推進を図ります。

### 第5節 にぎわいのある活力豊かなまちづくりをめざして

#### 1. 商工業の振興

地域密着型の商店街の育成を促進するとともに、異業種間の交流や高度化・ブランド化など地域の特産品の付加価値を高め、魅力のある商工業を推進します。

また、商工会と連携し既存産業の体質強化を図るとともに、福井大学医学部や福井県立大学などとの相互協力による人材・ノウハウの高度化をはかり、また、交通アクセスなどの立地条件を活かし、優良企業の誘致を推進します。

#### 2. 農林業・内水面漁業の充実

認定農業者や集落営農組織など、高度な技術と優れた経営感覚を有する担い手の確保と育成・強化を図り、農業経営の活性化に努めるとともに、優良農地の確保・集積により土地の保全と有効利用、生産基盤の整備を推進します。

また、作業受委託体制の整備、環境に優しい農業の促進、地産地消や農産物のブランド化及び販売体制の整備、有害鳥獣対策の推進など地域農業の振興に努めます。

林業については、担い手の確保など林業振興を図るとともに、自然環境保全機能等森林の多様な公益機能の保全・整備に努めます。

内水面漁業については、天然鮎・アラレガコの繁殖に努めるとともに、周辺自然環境の保全に努めます。

#### 3. 観光の振興

多様な観光ニーズに対応するため、大本山永平寺など歴史的文化資源や九頭竜川など恵まれた自然資源の活用を図るとともに、広域連携による観光資源の活用や情報発信機能の充実、受け入れ体制の整備を進めます。

また、地域産業を活用した特産品の開発やイベントの開催、多様な媒体を利用した観光情報の集積と発信などに努め、地域のイメージアップを図ります。

#### 4. 大学を活かしたまちづくりの推進

福井大学医学部、福井県立大学などが立地する地域的な特徴を活かし、相互協力による情報収集・提供により自立したまちづくりを進めるため、外部資源を有効に活用した研究開発を推進し、町民の学習活動の充実に向けた支援を行います。

### 第6節 思いやり、共に生きる地域をめざして

#### 1. まちづくりにおける町民参画の推進

ボランティア活動などを促進するとともに、まちづくりを担う活動に携わる団体・個人や組織の育成・支援を図ります。また、町民の声や願いを大切に、町民の創意と工夫による魅力的なまちづくりを推進していくため、各種審議会・委員会など計画段階から町民の町政への参画機会の拡大に努めます。

#### 2. 地域交流活動の推進、イベントの充実

まちを誇りに思う気持ちを育み、心豊かな地域づくりを推進するため、連帯意識や郷土愛に支えられた地域住民間の交流活動を積極的に支援し、活動を担う組織や人材を育成・支援していくと共にイベントの充実に努めます。

また、住民活動の場となる施設の整備充実に努めます。

#### 3. 男女共同参画社会の推進

全ての町民が性別に関わらず、お互いの人格や生き方を尊重し、最も身近な家庭や地域において誰もが対等な関わりが持てるよう、男女共同参画社会の実現をめざします。

そのために、男女平等の視点に立った意識の啓発・学習を進めるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、就労環境の整備などを図ります。

#### 4. 国際性豊かな人づくり

町民それぞれが自分たちの文化に誇りを持ち、異なる文化や習慣を持つ人々と出会い・交流を通じて国際性豊かな人づくりを展開するため、町民レベルの自主的な国際交流を展開するほか、在日外国人が暮らしやすい環境づくりなど幅広い国際交流・国際協力を推進します。

## 第4章 計画の推進に向けて

計画を着実に実現するためには、町民と行政が連携協力して、自分たちでできることは自分たちで、地域でできることは地域で行う、行政はこれを支援しながら行政にしかできない役割を果たすことが必要です。この考えをもとに、協働と町民参画のまちづくりを進め、透明性が高く、効率的・効果的な行政運営を推進します。

### 1. 町民と行政の協働によるまちづくり

町民が生涯を通じて健康で生きがいをもって生活できるように、生涯の各段階に応じた健診や健康相談体制の充実と保健・予防体制の充実に努めます。

また、町民の健康管理意識を高め、自主的に健康づくりができる環境の整備に努めます。

### 2. 行政運営の充実

職員の資質向上や町民のニーズに応じた柔軟な体制づくりなど、行政機能の強化を図ります。

また、町民の視点に立った行政評価などを導入し、サービスの効率と効果をふまえた合理的かつ計画的な行政運営を推進します。

個人情報保護に十分配慮しながら電子自治体の構築を進め業務の効率化に努めます。

### 3. 財政の健全化

厳しい財政状況の中、新たな財政需要に対処していくため、自主財源の確保に努めるとともに、歳出の抜本的な見直しを図りながら、長期的な見通しによる安定的な財政運営に努めます。







町の花 (梅)

## 第3編

# 基本計画

- 第1章 健康で笑顔に満ちたまちづくりをめざして
- 第2章 健やかに育ち、心豊かな人づくりをめざして
- 第3章 安心して暮らせるまちづくりをめざして
- 第4章 快適で利便性の高いまちづくりをめざして
- 第5章 にぎわいのある活力豊かなまちづくりをめざして
- 第6章 思いやり、共に生きる地域をめざして
- 第7章 計画の推進に向けて



紅葉の大本山永平寺

## 第1章

# 健康で笑顔に満ちた まちづくりをめざして

- 第1節 健康づくりの支援
- 第2節 子育て・少子化対策の推進
- 第3節 高齢者福祉の充実
- 第4節 障害者（児）福祉の充実
- 第5節 安心の社会保障

## 第1節 健康づくりの支援

### 現状と課題

いつまでも健康でいきいきと暮らすことは、私たちみんなの願いです。一人ひとりが健康づくりに心がけ、地域や社会全体がその取り組みを支える環境づくりを行うことは、町民にとっても社会にとっても意義があります。

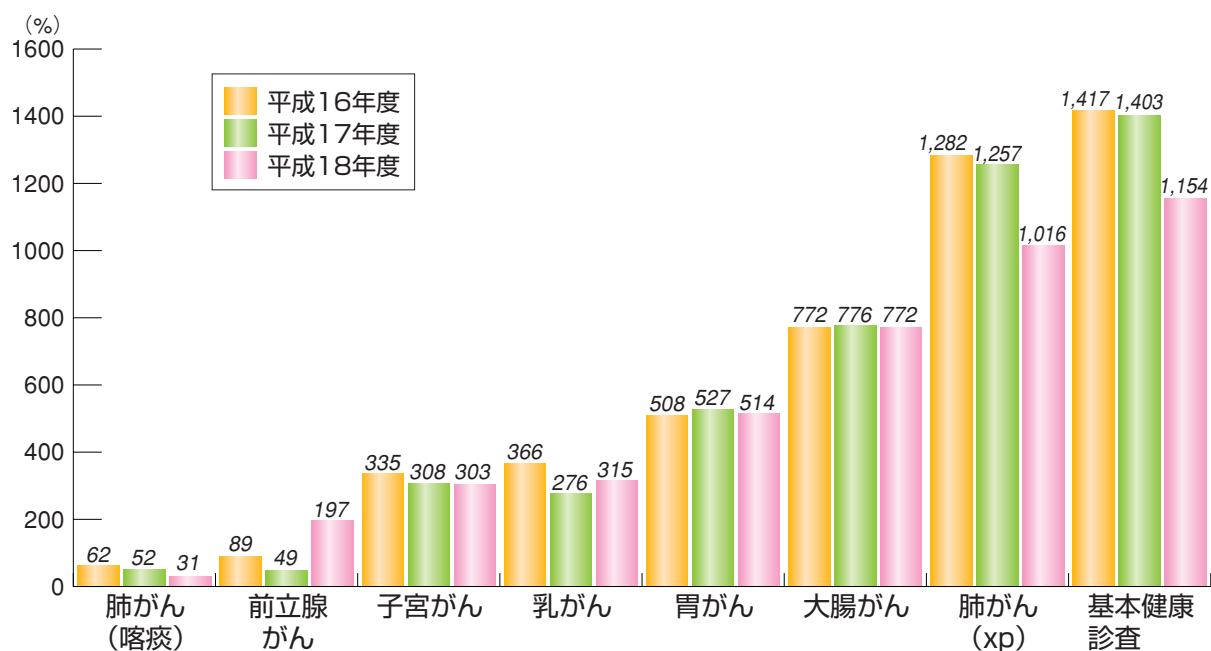
本町では、「健康増進計画」※、「次世代育成支援行動計画」※、「老人保健福祉計画」などに基づき、保健センターを拠点として、疾病予防や健康保持増進対策を進めてきました。

しかし、近年、偏った食生活、運動不足、喫煙などによる生活習慣病が増加し、低年齢化傾向をたどっています。また、ストレスが原因による心の病や、現代に特有の精神障害も増加しています。一方、高齢化による寝たきりや、認知症などの介護を必要とする人も増えています。

今後は、一人ひとりや家庭単位での健康づくり、生活習慣の改善や疾病予防、寝たきり、認知症の予防について意識の高揚を図り、健康づくりの推進を図る必要があります。

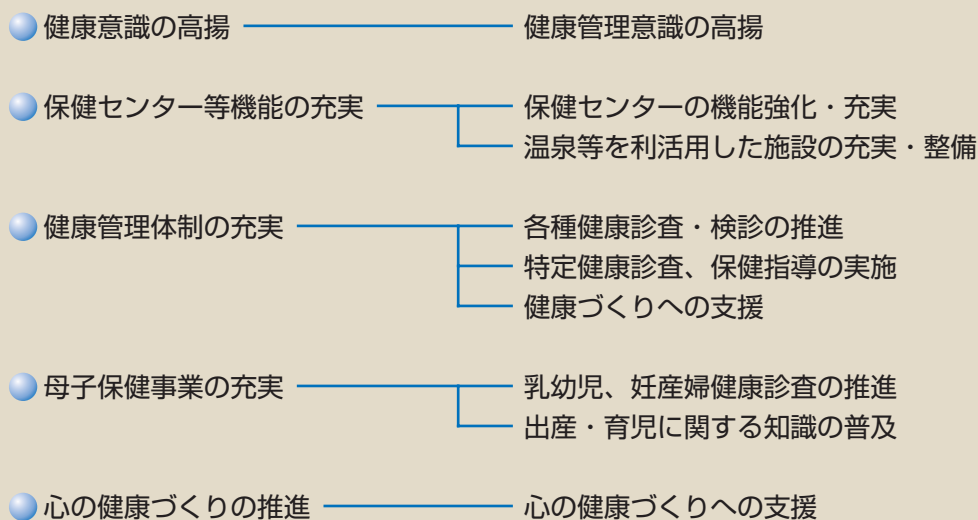
本町の医療機関については、福井大学医学部附属病院をはじめ、一般診療所が5カ所、歯科診療所が7カ所あり、比較的充実しています。救急医療については、三次救急医療施設の福井大学医学部附属病院と連携体制をさらに充実させていく必要があります。

### ■ 基本健康診査、各種がん検診受診者の推移



資料：福祉保健課

### 施策の体系



### 施策の方針

#### 1. 健康意識の高揚

町民が主体となった健康づくりに取り組めるよう、広報等を通じて健康の維持・増進に関する情報をわかりやすく提供し、メタボリックシンドローム<sup>\*</sup>をはじめとする生活習慣病や疾病予防に向けた健康教育を行い、町民の健康管理意識の高揚を図ります。



健康相談

#### 2. 保健センター等機能の充実

地域住民の健康づくりを支えるため、基本健康診査、各種検診、健康教育、健康相談、予防接種などの保健事業を推進するとともに、その拠点となる保健センターの機能強化を図ります。

また、温泉等を利活用した施設の充実・整備を行っていきます。



### 3. 健康管理体制の充実

乳児から高齢者まで、ライフステージに応じた健（検）診・教育・相談などの事業を実施します。また、町民が効率的に受診しやすい体制を整備し、疾病の早期発見・指導助言を実施します。

特定健診等実施計画※に基づき健診を効果的に活用し要指導者には、生活習慣病改善指導を実施します。また、高齢者には、介護状態に陥ることのないよう介護予防をかねて、身近な運動を取り入れた基礎体力づくり・健康づくり支援体制の整備を図ります。



高齢者筋力トレーニング

### 4. 母子保健事業の充実

保健、医療、福祉及び教育関係者ならびに地区組織の連携を高めつつ、母子保健施策を的確に展開していくため、保健計画を策定し、その推進を図ります。

また、妊産婦健診や乳幼児健診の内容の充実、受診の呼びかけの強化等により、健診率の向上を図ります。

安心して子どもを産み育てることができるよう各種教室を開催し、正しい知識の普及に努めます。



乳児育児相談



子どもの歯の健康教室

## 5. 心の健康づくりの推進

社会環境の変化に伴い、ストレス・うつ病といった精神的な相談に対する保健指導を充実させ、より身近できめ細かい支援ができるよう関係機関との連携を推進します。また、障害を持つ方が地域で自立した生活が送れるよう、障害に対する正しい知識の普及や予防対策に関する普及啓発を行い、心の健康づくりを推進します。



ヘルスアップ教室（健康づくりについてのガイダンス）

- ※健康増進計画：国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本方針を示したもので、国民、国及び地方公共団体、健康増進事業実施者の責務を銘記した計画。
- ※次世代育成支援行動計画：この行動計画は、次代を担う子どもと子育て家庭への支援策として、一人の子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援するための計画。
- ※メタボリックシンドローム：内臓脂肪の蓄積により、高脂血症や糖尿病、高血圧症を合併する症候群のこと。「内臓脂肪症候群」。
- ※特定健診等実施計画：特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的事項、実施及びその成果に係る目標を銘記した計画。

## 第2節 子育て・少子化対策の推進

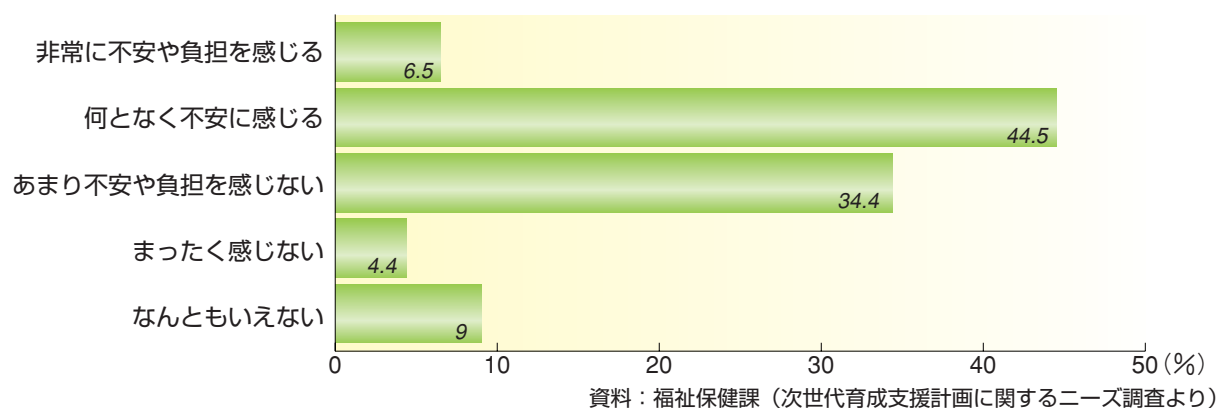
### 現状と課題

核家族化の進行、夫婦共働き家庭の一般化など、就労形態の多様化に伴い、家庭の養育機能は低下し、都市化・情報化の進展など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。また、保護者の過保護や過干渉、育児で悩む母親の孤立化など、子育て特有の問題が顕著に現れ、この結果、子どもたちの心の成長に大きな影響を及ぼすことが危惧されています。

乳幼児期は、子どもの人格形成にとって最も重要な時期であり、子どもや子育ての環境、価値観の変化を認識し、地域社会と行政が協働し、「安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てる」ことが課題となっています。

こうした課題を解決するため、次世代育成支援地域行動計画に基づき、関係機関と連携し安心して子育てができる環境づくりを推進し、地域の豊かな人間関係や社会の中で子どもたちを育む環境づくりが重要になっています。

### ■ 子育てに関する不安感や負担感



### ■ 幼児園の状況

(単位：園・人)

年次	園数	定数	園児数						
			総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成14年	8	720	647	7	51	109	191	152	137
平成15年	8	740	684	12	45	112	162	195	158
平成16年	8	740	664	14	52	94	143	171	190
平成17年	8	740	682	13	71	108	152	164	174
平成18年	8	740	687	17	71	125	148	158	168

資料：子育て支援課

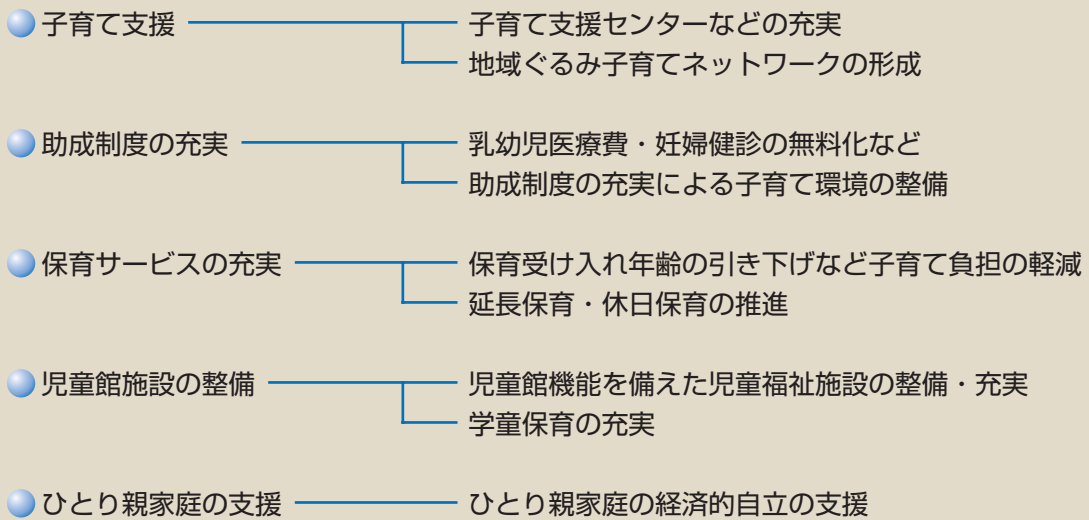
■ 幼稚園の状況

(単位：園・人)

年次	園数	定数	園児数			
			総数	3歳	4歳	5歳
平成14年	2	180	45	16	13	16
平成15年	2	180	51	18	19	14
平成16年	2	180	71	28	20	23
平成17年	2	180	72	22	29	21
平成18年	2	180	78	25	23	30

資料：子育て支援課

施策の体系



施策の方針

1. 子育て支援

町内3ヶ所の子育て支援センターを核として、育児保健指導、子育て相談、育児相談等を充実するとともに、安心して子育てのできる環境を作っていきます。さらに、子育てを行う者同志や、地域住民、幼児園、幼稚園等との連携を高め、必要な情報を発信するとともに、世代間交流や子育てネットワークの形成を図っていきます。



育児支援教室



## 2. 助成制度の充実

母子健康の推進として、乳幼児医療費の無料化の継続や、第一子、第二子妊婦健診無料化の拡大、第三子以降の妊婦健診の無料化などの医療費の助成等の充実を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境を作っていきます。

## 3. 保育サービスの充実

乳児保育、延長保育、一時保育など多様化する利用者のニーズに応じた幼稚園、幼稚園の機能の充実を図っていきます。

また、0歳児保育等受け入れ年齢の引き下げや、第三子以降3歳未満児の保育料の無料化を行い、子育て負担感の軽減を図っていきます。



幼稚園児

## 4. 児童館施設の整備

児童が健やかに育つよう、身近に安心して遊べる児童福祉施設の整備充実を図るとともに、放課後児童クラブ等の学童保育事業の充実を図っていきます。

## 5. ひとり親家庭の支援

母子・父子家庭における子供が健やかに育つ家庭環境を確立するため、各種相談・情報の提供や講座・研修の実施、医療費助成、福祉活動の場の提供など、母子・父子に対する支援を図っていきます。



茶道教室（5歳児）



七夕会

### 第3節 高齢者福祉の充実

#### 現状と課題

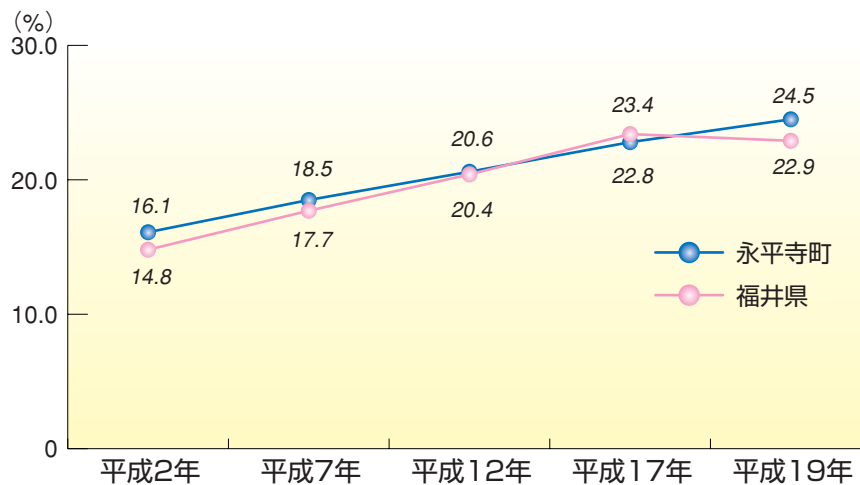
本町の高齢化率（65歳以上の総人口に占める割合）は、24.5%（平成19年4月1日現在）となっており、高齢化は進行しています。要介護認定者のうち、軽度認定者の増加や施設入所志向者の増加など多くの新たな課題も顕在化してきています。さらに、平成18年4月には介護保険制度が改正され、介護予防の推進などの取り組みが求められています。

すべての高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康を維持し、生きがいを持ち暮らせる環境づくりは、まちづくりの重要な柱の一つです。

このため、在宅福祉サービスの供給量確保に加え、サービスの質の向上や認知症高齢者に対するケアの充実、介護者の負担軽減に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、介護予防対策をはじめ地域全体で支える体制づくり、生きがいづくりや健康増進のための対策など、総合的な施策の充実が求められています。

#### ■ 高齢化の状況



資料：国勢調査、平成19年のみ住民基本台帳および外国人登録原票による市町村集計（4月1日現在）

#### ■ 高齢者数の推移

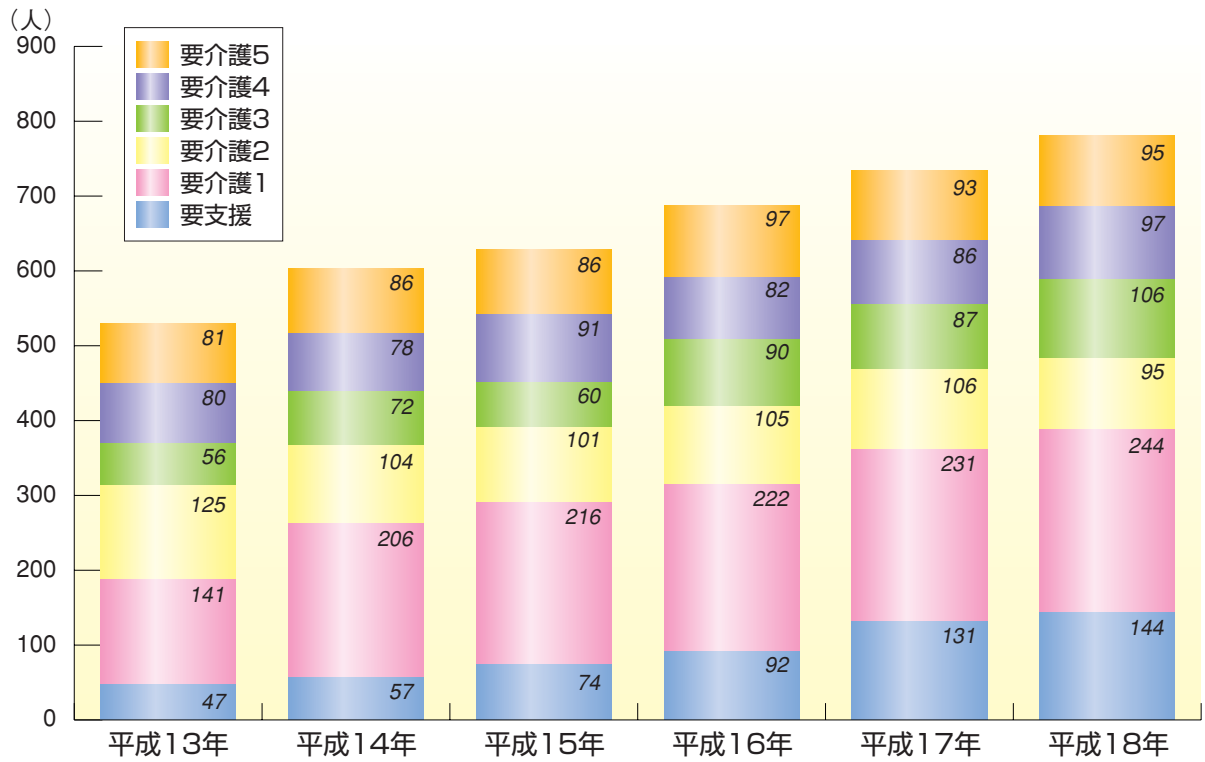
(単位：人)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
前期高齢者	2,517	2,431	2,393	2,388	2,400
後期高齢者	2,180	2,277	2,370	2,475	2,578
高齢者総数	4,697	4,708	4,763	4,863	4,978

資料：住民基本台帳および外国人登録原票による市町村集計（4月1日現在）  
（前期高齢者：65歳から74歳、後期高齢者：75歳以上）



■ 要支援・要介護認定者数の推移



資料：福祉保健課

施策の体系

- 在宅福祉サービスの推進
  - 地域福祉計画の策定・推進
  - 地域ぐるみ福祉活動の支援
  - 在宅福祉の振興・充実
  - 独居老人等の支援
  
- 高齢者の社会参加の促進
  - 高齢者の生きがいと健康づくりの推進
  - シルバー人材センター運営支援
  - 老人クラブ活動支援
  - 福祉ボランティアの育成・確保
  
- 介護予防事業の充実
  - 地域包括支援センター運営の充実
  - 地域密着型サービス拠点整備
  - 介護予防教室の充実

## 施策の方針

### 1. 在宅福祉サービスの推進

地域の福祉サービスの適切な利用の推進や福祉活動への町民参加の促進のための指針となる地域福祉計画を策定します。

保健・医療・福祉などの高齢者の健康や生活を支える関係機関が一体となって、各種在宅福祉サービスを充実し、居宅における生活支援を行うとともに、自治会、各種団体など地域ぐるみの支援体制づくりを促進します。

このほか、独居老人等が安心して暮らせる環境づくりのため、緊急支援システム体制の整備を進めていきます。

### 2. 高齢者の社会参加の促進

高齢者の社会活動や就労機会を促進するため、福祉ボランティアの育成・確保、シルバー人材センターの運営支援に努め、レクリエーション、趣味活動や地域で行われる「ふれあいサロン」活動、老人福祉センターや公民館を利用した高齢者の社会参加の機会を創出します。

また、老人クラブ活動や高齢者と子どもの交流事業を促進し、高齢者のやすらぎと生きがいづくりを支援します。

### 3. 介護予防事業の充実

高齢者や家族が安心して暮らせるよう地域包括支援センター等の相談窓口を充実し支援を行います。

また、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、また、「通い」を中心とし、利用者の状態や希望を組み合わせたサービスの提供を行えるよう、小規模多機能型居宅介護施設や認知症高齢者グループホームの整備など地域密着型サービス拠点の整備を図ります。

介護予防事業として、要介護状態になる恐れのある高齢者を対象に、運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防等を目的とした介護予防教室の充実を図ります。



高齢者いきいき大会（ゲートボール）



高齢者いきいき大会（囲碁・将棋）

## 第4節 障害者（児）福祉の充実

### 現状と課題

障害者（児）が安全で安心した生活を送るためのニーズは多様化しています。障害者自立支援法の施行により、身体・知的・精神の3障害の制度格差が解消されるとともに、サービスの実施主体が町に一元化されます。しかし、総合的な相談体制や情報提供、サービスの基盤づくり、施設の確保などは、十分とは言えない状況です。

このため、年齢や障害種別などにかかわらず、すべての人が地域で自立し、生涯を通じて新たな社会経済・文化、その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会のシステムづくりと障害に対する理解や支援が不可欠であり、町民への啓発を一層進める必要があります。

### ■ 障害者手帳交付者数の推移

(単位：件)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
身体障害者手帳	958	1,016	1,037	1,077
療育手帳	93	102	110	112
精神障害者保健福祉手帳	20	26	34	30
3種合計	1,071	1,144	1,181	1,219

資料：福祉保健課

### 施策の体系

- 障害者（児）福祉の推進体制の充実
  - 障害者（児）福祉計画・基本計画※の推進
  - 自立支援と地域生活支援の推進
- 障害者（児）福祉サービスの充実
  - 地域が支える心のバリアフリー活動の推進
  - 医療費助成制度の充実
  - 安心できる生活環境づくりの推進
- 障害者（児）の社会参加の推進
  - 社会活動への参加支援、雇用・就労の支援
  - グループホーム・就労支援施設などの支援

## 施策の方針

### 1. 障害者（児）福祉の推進体制の充実

障害者（児）のニーズを明らかにし、必要なサービスの基盤整備のみならず、啓発・広報、保健・医療、教育・育成、雇用・就労、社会参加、環境整備などを含めた総合的な障害者（児）基本計画・福祉計画を踏まえ、ノーマライゼーション※の理念に基づいた障害者（児）・難病患者の自立生活への環境づくりを支援します。

### 2. 障害者（児）福祉サービスの充実

障害者（児）が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、障害者（児）に対する相談窓口の充実を図り、障害者（児）の暮らしを支援するサービス、介護者を支援する取り組みなど心のバリアフリー活動を充実します。

また、心身に重度の障害がある人が必要な医療を安心して受けられるよう、医療費助成制度の充実や、施設等における物理的なバリアフリー※化を促進するとともに、補装具、日常生活用具の利用促進と住まいの整備・確保を図ります。

### 3. 障害者（児）の社会参加の推進

障害者（児）が自立して暮らせるまちづくりを実現するために、社会福祉協議会・障害者自立支援センターと連携し、情報提供などさまざまな社会活動への参加を支援します。また、ハローワーク、障害者職業訓練センターなどと連携しながら職能向上やそれを活かした就業機会の拡充を図り、グループホーム、就労支援施設等の支援にも努めます。

※障害者（児）基本計画・福祉計画：永平寺町障害者施策の指針として、障害者と障害のある人を取り巻く様々な課題に対して具体的に取り組むための計画です。また、障害者自立支援法に基づき自立支援給付、地域生活支援事業の事業量やその確保策を定める計画が「障害者福祉計画」で、これまで障害ごとに分かれていたサービス給付に関する部分を一元化している。

※ノーマライゼーション：障害者や高齢者など社会的に不利を負いやすい人々を、当然に受け入れるのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにしようという考え方や運動のこと。

※バリアフリー：高齢者や障害者にとって生活上妨げになる障壁（バリア）がなく、高齢者や障害者が暮らしやすい生活空間のあり方。具体的には、まちや建物（交通施設や公共の建築物や道路、個人の住宅等）において、老人や障害者（児）などの利用に配慮した設計・整備を行うこと。

## 第5節 安心の社会保障

### 現状と課題

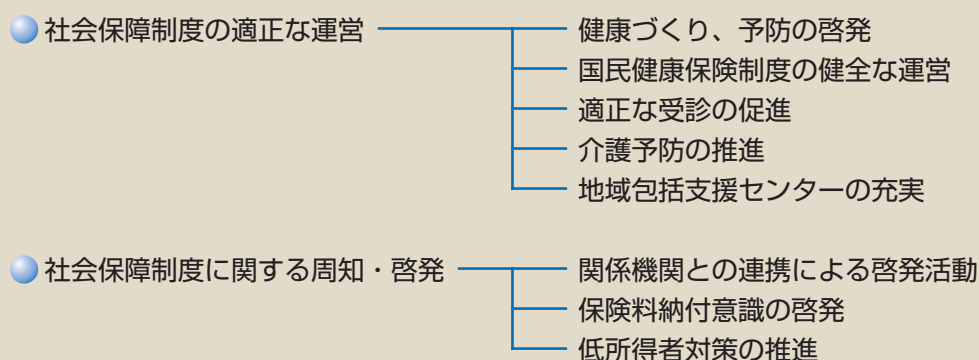
国民健康保険については、医療の給付をはじめとして、高額療養費や出産育児一時金などの給付を行うとともに、各種の保健事業を実施していますが、高齢化の進行、疾病構造の変化、医療技術の高度化などにより保険給付費が増加し、国民健康保険財政は厳しいものがあります。

今後は国民健康保険税の収納率の向上を図るとともに、医療給付の適正化などを通じて、保険給付費の増加を抑制するなどして国民健康保険財政の健全化や安定化を図っていく必要があります。後期高齢者医療費制度については、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることを目的として実施していますが、高齢者の医療費の急増が大きな課題となっており、医療費や健康に対する認識を深めるよう、啓発に努めていく必要があります。

介護保険は平成12年4月から導入されましたが、制度の円滑な運営に向けて、今後も、公正な要介護認定の実施や介護サービスの質の向上と提供体制の充実などに取り組むとともに、介護保険制度の充実に向け、必要な支援策などを国へ要請していく必要があります。

公的年金については、少子高齢化の進行などにより、制度を取り巻く環境には厳しいものがありますが、今後も公的年金制度の必要性などについて周知徹底を図り、未加入者の加入促進をしていく必要があります。

### 施策の体系



## 施策の方針

### 1. 社会保障制度の適正な運営

医療費を抑制するために、生活習慣病の予防、高齢者の生きがいづくりを目的とした健康教室を開催するとともに、各種検診事業の推進により、疾病の早期発見、予防など医療費の抑制に努め、国民健康保険制度の健全で円滑な運営を図ります。また、後期高齢者医療費制度とあわせ、被保険者の受診の適正化に努めるとともに、健康の保持・増進を図ります。

介護保険事業に関する相談窓口の確保、サービスの情報の提供により介護予防を推進するとともに、地域包括支援センター※を核とした地域の包括的・継続的なマネジメント機能の強化に努めます。

### 2. 社会保障制度に関する周知・啓発

社会保険事務所など関係機関と連携し、公的年金制度の周知と適正加入の促進、納付意識の啓発に努めます。

低所得者福祉については、生活保護法に基づく国の制度の適正化に努め、被保護世帯の自立支援を行います。

※地域包括支援センター：保健、介護、福祉という3分野の専門職が連携し、市町村や地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者のさまざまな相談に対応する機関。主に高齢者や家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に関する相談への対応、支援、介護予防ケアプランの作成、介護予防事業（新予防給付、地域支援事業）のマネジメント、ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり・高齢者に対する虐待の防止や権利擁護の相談などを行う。





幼稚園児の田植え体験

## 第2章

# 健やかに育ち、 心豊かな人づくりを めざして

- 第1節 学校教育の充実
- 第2節 学校・家庭・地域の連携
- 第3節 生涯学習の推進
- 第4節 生涯スポーツの振興
- 第5節 地域文化の振興

## 第1節 学校教育の充実

### 現状と課題

本町には小学校が7校、中学校が3校あります。

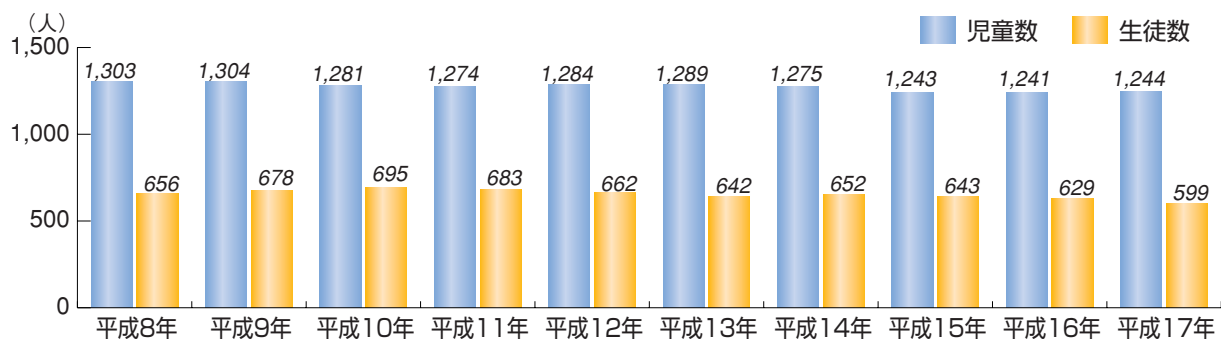
義務教育を取り巻く社会環境は、核家族化等にもなう家庭や地域社会の教育力の低下など目まぐるしく変化を重ねており、青少年犯罪の低年齢化や心の病を持つ児童・生徒の増加が問題となっています。

このような中で次代を担う人づくりを進めるためには、自ら学び、考える力や豊かでたくましい精神を育み、児童・生徒一人ひとりの個性と能力を伸ばすため、教育課程の改善を図り、心豊かな人間として育成することが必要です。

このため教育施設の整備を図るとともに、家庭や地域社会の教育力の充実に努め、学校・家庭及び地域社会の連携を深めることが必要となっています。

教育施設の整備については、校舎や体育館の老朽化及び耐震力のない学校施設においては、大規模改修等が急務となっています。

■ 児童数・生徒数の推移



資料：福井県統計年鑑

### 施策の体系

- 教育内容の充実
  - 確かな学力を育む
  - 豊かな心、ふるさとを愛する心を育む
  - 食育教育、健康の保持・増進と体力の向上
- 学校教育環境の整備
  - 地域に根ざした特色ある教育活動の展開
  - 地域の自然文化、先人等に親しむ機会の充実
  - 教職員一人ひとりの指導力向上
- 教育施設の整備
  - 耐震化促進と施設改築・改修の推進

## 施策の方針

### 1. 教育内容の充実

基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るとともに、個々に応じた多様な教育の充実を図ることにより「確かな学力」を育みます。教育活動全般を通して道徳教育を推進し、家庭や地域との連携を図りながら手作り教育・体験学習や環境エネルギー教育などを充実し「豊かな心」、「ふるさとを愛する心」を育てます。また、学校体育の充実と保健教育や食に関する指導を通して、健康の保持・増進と体力の向上を図ります。

### 2. 学校教育環境の整備

学校が主体性を持って地域に根ざした特色ある教育活動を展開するとともに、家庭・地域との発信・受信を大切にして、地域の自然文化、先人等に親しむ機会の充実を図るなど、地域と共に歩む学校づくりを進めます。

地域・家庭・他機関との連携のもと、生徒指導や教育相談体制の充実を図るとともに、子どもたちが安心して意欲的に取り組める教育環境の整備・充実を図ります。

また、教職員一人ひとりの指導力向上を図るための研修を推進します。

### 3. 教育施設の整備

次世代を担う児童・生徒が安全で快適な環境で学習できるよう、施設の耐震化を計画的に実施し、老朽化や児童・生徒数の変化、学習内容の変化など、教育環境の変化に応じて施設の整備、充実を図ります。



パソコン授業



校外活動（でこんぼの森での陶芸体験）

## 第2節 学校・家庭・地域の連携

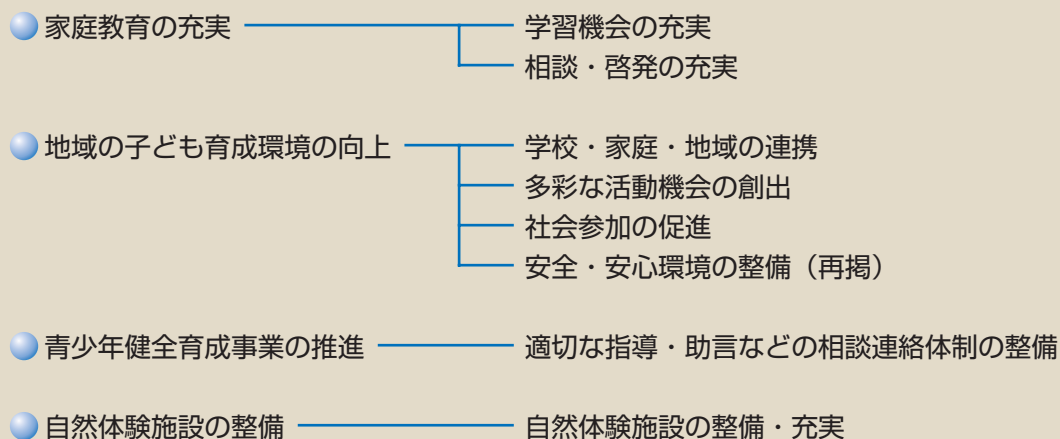
### 現状と課題

急激な社会環境の変化とともに価値観の多様化が進む中で、非社会的問題行動が低年齢化するとともに、青少年の規範意識の低下が進み、インターネットや携帯電話などを利用した新たな犯罪をはじめ、幼児虐待、青少年が被害者となる犯罪や青少年による特異な犯罪が発生するなど、地域社会が青少年を健全に育成していく機能は次第に低下し、困難な環境になりつつあります。

次代を担う青少年が健全に育っていくことは町民すべての願いです。本町では、学校、家庭、地域の連携をもとに「子ども見守り隊」「子どもかけこみ所」など青少年の健全育成に取り組んでいます。また合併後、旧町村の青少年育成会議を再編、「青少年育成永平寺町民会議」として発足し、町全体として青少年育成事業を推進できるよう努めているところです。

青少年問題は広範な対応が必要なため、今後も青少年育成永平寺町民会議をはじめ、学校、家庭、地域住民、関係機関との連携を強化して、地域社会の構成員としての自覚と責任をもった青少年の育成を図り、地域の人々とのふれあい活動やボランティア活動等への社会参加が求められています。

### 施策の体系





## 施策の方針

### 1. 家庭教育の充実

家庭教育の重要性や親の役割についての認識を深めるため、子どもの発達段階に応じた多様な学習機会の提供を行います。

家庭での子どもの教育や、子育てに関する悩みや不安に対応した相談体制の充実を図ります。また、家庭教育の重要性についての啓発を行います。

### 2. 地域の子ども育成環境の向上

「学校は勉強、家庭はしつけ、地域は仲間づくり」といった基本的な役割分担を再認識するとともに、児童・生徒の地域活動への参加を促進するなど、学校、家庭、職場、地域社会の相互連携により、子どもが豊かな人間性を育めるような地域づくり、明るい子どもたちの声が弾けるまちづくりを進めます。

家庭や学校と連携しながら、文化やスポーツをはじめ、さまざまな体験活動、世代間交流や国際交流などといった異なる価値観にふれる活動など、地域における青少年の多彩な活動機会の創出を図ります。

青少年の社会性を高める場となるよう、地域の企業や施設、各種団体などと連携しながら、ボランティア活動や社会体験などの機会の創出に努めます。

「子ども見守り隊」「子どもかけこみ所」の充実など、PTAや地域の連携による活動をもとに子どもが安心して通学できる環境整備に努めます。(再掲)

### 3. 青少年健全育成事業の推進

「青少年育成永平寺町民会議」を中心に相談・指導活動を充実し、青少年非行の早期発見や未然防止・再発防止に努めます。

### 4. 自然体験施設の整備

親子が町の自然を確認し、ふれあうために、浄法寺山青少年旅行村、吉峰寺キャンプ場等自然体験施設の整備・充実を行います。



中学生の職場体験（町立図書館での図書の貸し出し体験）



### 第3節 生涯学習の推進

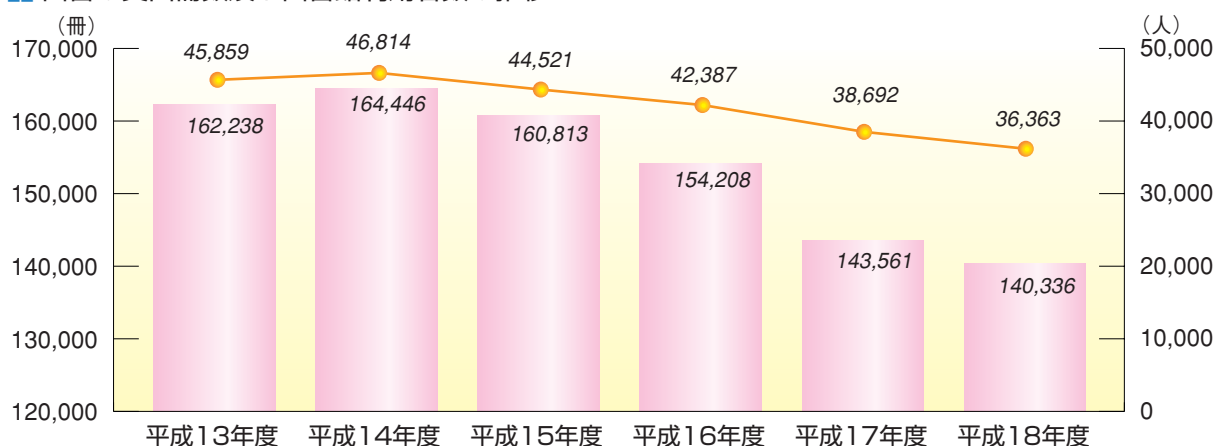
#### 現状と課題

生活水準の向上や自由時間の増加により、生きがいや自己実現など心の豊かさを求める生涯学習への関心が高まっています。

本町では、各地区の公民館を中心に各種教室・講座を開催してきましたが、参加者の固定化や活動のマンネリ化が課題となっています。

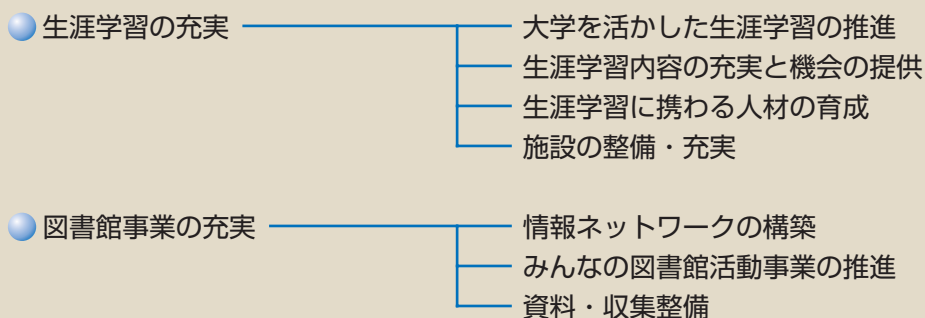
今後は、生涯を通じた学習ニーズがより一層高まるものと考えられることから、町民の学習意欲に応じて自ら学び高めあう生涯学習の原点に立ち、町民ニーズの掘り起こしと、町民の主体的な推進体制を構築していくことが求められています。また、公民館・図書館をはじめとする生涯学習施設間の連携を強化し、町民の生涯学習の成果をまちづくりに活かし、より豊かな文化あふれるまちの創造につなげていくことが必要です。

■ 図書の貸出冊数及び図書館利用者数の推移



資料：町立図書館

#### 施策の体系



## 施策の方針

### 1. 生涯学習の充実

福井大学、福井県立大学と連携しオープンカレッジなどを開催し、町民の学習機会を創出するとともに、生涯学習に関する講座の開催や情報を提供し、多様なニーズに対応できる生涯学習推進体制を構築します。

町民の自主的な生涯学習活動を支援するため、学習ボランティアの養成や学習指導者の育成・発掘に取り組みます。

各公民館など充実した社会教育・文化施設を有効に活用するとともに、施設の改修等整備・充実に図ります。

### 2. 図書館事業の充実

地域住民や時代のニーズに十分応えられるよう施設・設備の充実に図り、本の貸し出しや返却がスムーズに出来るシステムの確立に努めます。また、県内の各公立図書館とのネットワーク化を推進します。

子どもや大人がより多くの「本」と出会い、まちの読書人口がさらに拡大するよう、蔵書資料の収集整備に努めます。

「おはなし会」「絵本の講座」などの町民主体の講座・事業を展開するとともに、開館時間延長など、来館者の拡大を図ります。

#### ■ 図書館蔵書数（一般図書・児童図書）

図書館名等	蔵書数（冊）
町立図書館	78,389
永平寺館	45,390
上志比館	31,832
計	155,611

資料：町立図書館（平成18年3月31日現在）



町立図書館

## 第4節 生涯スポーツの振興

### 現状と課題

近年、余暇時間の増大により健康体力の保持・増進及びスポーツに親しむ気運が高まり、スポーツに関心を持つ人々が年々増加の傾向にあります。

健康で豊かな生活を送るためには、適切なスポーツ活動が不可欠であり、幼児から高齢者に至るまでのすべての人々が、心身ともに健康でより豊かな人生を築くためにも生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。

また、スポーツに対するニーズも多種多様化してきており、生涯にわたってそれぞれの年齢や状況に応じてスポーツに親しめるようなニュースポーツ\*等の普及振興が強く叫ばれています。

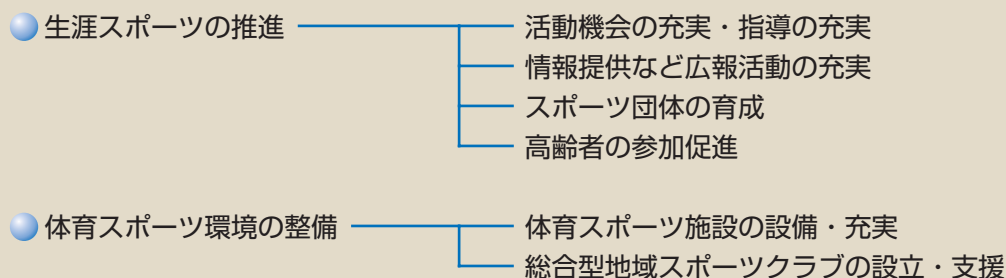
現在本町では、高齢層（婦人会・壮年・高齢者）が仕事におわれて、スポーツに親しむ機会が少ないというのが現状ですが、町民の多様な生活様式や運動欲求を十分に把握し、生涯スポーツの振興を核とした社会体育の充実を図る必要があります。

また、地域における学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点に、地域住民が主体となって、誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる環境の整備が望まれています。



スポーツ教室（リハビリ体操のピラティス教室）

### 施策の体系



## 施策の方針

### 1. 生涯スポーツの推進

手軽に楽しめるスポーツを積極的に取り入れるなど、ニュースポーツの情報提供・広報活動の充実に努め、各種のスポーツ教室やクラブへ気軽に参加できる機会を充実し、スポーツへの町民総参加の促進を図ります。

スポーツ事業のあり方を検討するとともに、スポーツ指導者に対する研修会の開催や参加を通じて、その資質の向上に努め、指導体制の充実に努めます。

体育協会・スポーツ少年団をはじめとするスポーツ団体・グループ等の育成に努めるほか、地域におけるスポーツ組織の育成強化を図り、自主的な活動を促進します。

高齢者がスポーツ・レクリエーション活動を通して生きがいを感じ、健康や仲間づくりを促進するため、それぞれの体力に応じたスポーツ・レクリエーションの機会を提供します。

### 2. 体育スポーツ環境の整備

町民の生涯スポーツの充実に努めるため、体育スポーツ施設の設備を図り、拠点となる総合型地域スポーツクラブの設立に向けた支援を行います。



ペタンク（ニュースポーツ）

※ニュースポーツ：新しく考案されたスポーツの総称。競技性を重視せず、誰でも参加できることを目的としているスポーツ。

## 第5節 地域文化の振興

### 現状と課題

生きがいや心の豊かさが求められる時代となり、地域文化活動は人々の心を豊かにする営みです。また、地域文化の振興は、まちを活性化させ、コミュニティを育み、まちづくりの観点からも重要なものとなります。

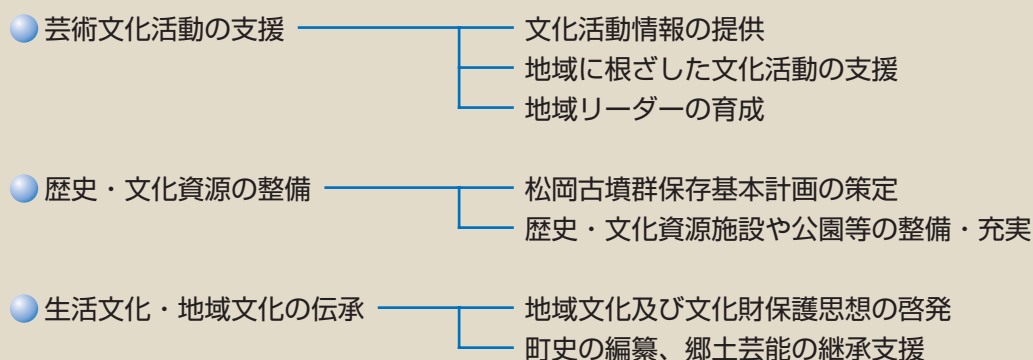
本町では、永平寺町文化協会を中心に町の文化向上についての協議や機関紙の発行など、自主的・主体的な活動が展開されています。また、町民の芸術文化活動を支援するために、旧町村単位で文化祭を開催しているほか、各サークルなどの自主的な活動に対して町内の施設の優先利用や活動助成を行い、その育成に努めています。今後も一層の町民文化の高揚に取り組んでいく必要があります。

一方、本町には、大本山永平寺、天龍寺、吉峰寺や手操ヶ城山古墳をはじめとする松岡古墳群など、貴重な歴史・文化資源が豊富にあります。このような歴史・文化資源は、町民の貴重な財産であり、これらを保護して次世代に伝えることは、我々に課せられた重要な責務です。

文化財の調査については、町内所在の遺跡調査や、遺存状況の把握が進んでいますが、今後は、学術価値の高い文化財について積極的な文化財指定を進めることにより、補助・助成が受けやすい環境づくりが必要です。また、地域それぞれに地域特有のすばらしい習慣や行事が根づいています。これら習慣や伝統行事の保存・伝承については、その対象となるべきものは多く、調査などを実施し、顕在化していく必要があります。

今後、地域と一体になって歴史的遺産・文化財の保護、活用などに努めることにより、一層の町民文化の高揚とふるさと意識の醸成を促進することが求められています。

### 施策の体系





## 施策の方針

### 1. 芸術文化活動の支援

より多くの町民が芸術文化に接し、心豊かな生活が送れるよう、講演会等を開催するとともに、各種文化・行事等に関するさまざまな情報の提供を行います。

地域住民の自主的な芸術文化活動の充実・発展のため、地域に根ざした活動への支援を充実します。また、サークル・グループ活動を活性化するため永平寺町文化協会を中心に文化団体や活動グループの密接な連携を図り、活動・発表の場の拡充、および地域文化活動のリーダー育成等を図ります。

### 2. 歴史・文化資源の整備

歴史・文化資源の保全と活用のために、町民が歴史・文化資源を大切にする意識の向上に努め、松岡古墳群保存基本計画の策定など維持管理への支援を図っていくとともに、調査や研究を推進していきます。特に国指定史跡については、保存に万全を期すため必要な用地の取得を行い、歴史・文化資源の保護と財産権の尊重を図っていきます。

歴史・文化資源を保護する一方で、資料の収集と保管・展示および歴史・文化を体感しその理解を深めていくために資料館の整備を行い、また、歴史・文化資源を活用した施設や公園などの整備充実を図っていきます。

### 3. 生活文化・地域文化の伝承

地域に育まれてきた生活習慣や地域に根づいた文化や貴重なまちの文化財を保護し後世に伝えるために、PR活動や、文化財講座・歴史関連講座の開催など町民参加による保護啓発事業を展開します。学校教育や広報活動を通じて、地域の歴史・文化資源にかかる理解を深めるとともに、本町に関する各種の資料を重要な文化遺産として後世に伝えるため、町史を編纂していきます。

さらに、地域文化の伝承と、創造に寄与する人材の育成のため、農業や織物業などに長く携わり知識や技術に優れた高齢者などを達人としての登録制度を検討するとともに、郷土芸能の継承を支援していきます。



鳥越山古墳竪穴系横口式石室検出状況





手線ヶ城山古墳遠景

## 第3章

# 安心して暮らせる まちづくりをめざして

- 第1節 防災体制の強化
- 第2節 消防・救急体制の整備
- 第3節 交通安全対策の推進
- 第4節 防犯体制の強化
- 第5節 自然環境保全啓発活動の推進
- 第6節 循環型社会の構築

## 第1節 防災体制の強化

### 現状と課題

本町は、九頭竜川が縦断し、複数の一級河川（6本）や砂防河川が九頭竜川に流れ込んでいます。このような地形のため、近年の異常気象や集中豪雨などでの被害に見られるとおり、古くから自然災害に苦しんできました。災害から住民の生命と財産を守り、安全な生活環境を維持することは、町の重要な使命ですが、今後も災害に強い生活基盤の整備を進めるとともに、災害発生時の防災体制の確立が重要となっています。

災害に強いまちづくりを進めるためには、日頃から町民一人ひとりが自主防災の意識を持ち、災害発生時に的確に対処できる知識を身につけ、地域の人々が協力して防災活動を行っていく自主防災組織\*の育成が重要です。また、町民や関係機関の参加と協力による防災訓練を充実し、地域社会を含めた防災体制を充実し、地域社会を含めた防災体制を確立していく必要があります。

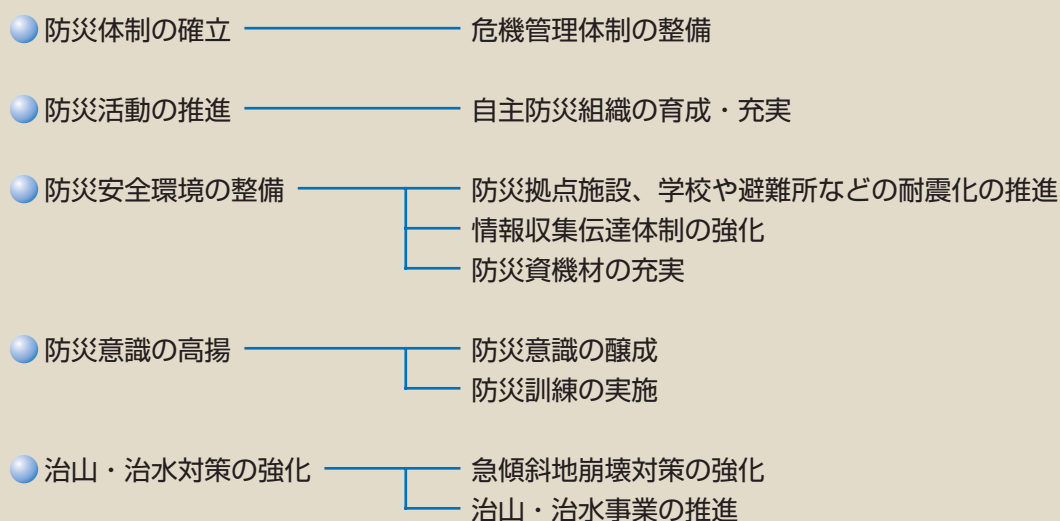
さらに、町内全域で自然災害に即応できる地域防災ネットワークを確立し、災害情報の収集・伝達体制を整備しておくとともに、防災施設の充実に努めていかなければなりません。

#### ■ 自主防災組織の設置状況

	町全体	松岡地区	永平寺地区	上志比地区
対象地区数	87	43	27	17
設置地区数	62	35	18	9
設置率	71%	81%	67%	53%

資料：永平寺町消防本部（平成19年9月末）

### 施策の体系



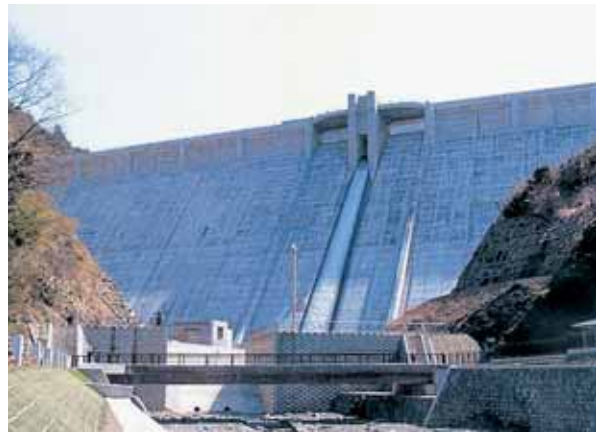
## 施策の方針

### 1. 防災体制の確立

地震や風水害対策など地域防災計画及び国民保護計画の策定を踏まえ、全庁的・総合的な危機管理体制を確立し、地域防災に対する組織体制の強化及び危機管理マニュアルの整備を進めます。

### 2. 防災活動の推進

地域の実情に応じ、また、地域は地域で守るという考え方にに基づき、自治会などを中心とした自主防災組織の育成・充実に努めるとともに、行政の防災体制との連携を図ります。



永平寺ダム

### 3. 防災安全環境の整備

広域避難拠点や備蓄倉庫の整備を行い、防災資機材等の定期点検を実施し、適切な維持管理に努めます。また、災害時の避難場所として機能する公園（防災公園）や緑地等のスペースの確保や防災拠点施設、災害時に避難所となる学校など公共施設の耐震化を計画的に進めるとともに、一般住宅についても広報紙などを通じて耐震化に対する情報提供を行うなど、住宅の耐震化を促進します。

防災行政無線については、災害時に防災関係機関及び同施設間の効率的、効果的な運用を図ります。また、ケーブルテレビなどを利用し、地域情報ネットワークを確立します。

同報系無線については、デジタル化によるシステムを統一し、情報伝達の整備を図っていきます。

### 4. 防災意識の高揚

日ごろから町民の防災意識を高めるため、各種研修会など防災教育を実施します。

また、災害発生時に的確な対応が取れるよう、防災訓練を定期的に行い、訓練や広報紙などを通じて防災意識の高揚を図ります。

### 5. 治山・治水対策の強化

異常気象に伴う集中豪雨により、土砂災害や水害等が相次ぎ、治山、治水の重要性が再認識されています。土砂流出などの災害から地域住民を守るため、急傾斜地崩壊対策事業の強化、治山・治水、砂防事業を推進します。

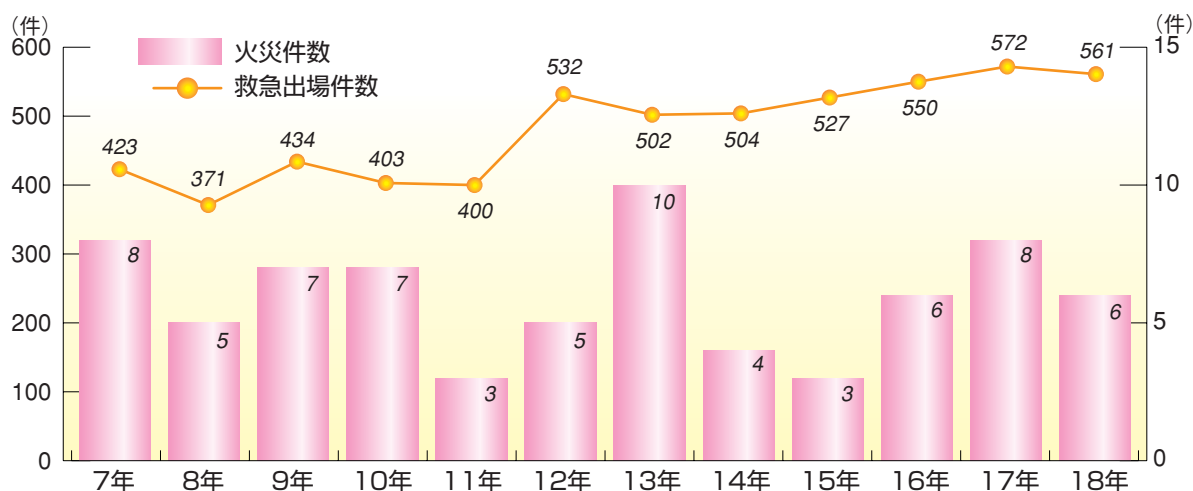
※自主防災組織：自主的な防災活動を実施することを目的とし、学区、町内会、自治会など近隣地域住民を単位として組織されており、大地震など同時多発的な広域災害時に、特にその威力を発揮すると期待されている。

## 第2節 消防・救急体制の整備

### 現状と課題

本町では、消防体制を1本部・1署・2分署で組織し、消防行政を進めてきました。今後は、質の高い消防・防災サービスを提供する体制の整備など消防の広域化に伴う様々な利点を活かした消防力の向上を目指していかなければなりません。このため、地域の安全と町民生活の安心・安全を確保するため、町民と行政が一体となった総合的な防災・消防体制を確立することが求められています。また、複雑多様化する災害や自然災害及びますます増加する救急要請に対応するため、各関係機関との連携体制の充実強化が重要となっています。

■ 火災・救急出場件数の推移



資料：永平寺町消防本部

### 施策の体系

- 消防・救急体制の整備
  - 広域消防運営計画の策定、広域化への取り組み
  - A E D※の普及啓発および救命講習会の充実
- 住宅防火対策の推進
  - 住宅用火災警報器の整備促進
- 消防団体制の整備
  - 消防分団の再編、地域消防力の充実

## 施策の方針

### 1. 消防・救急体制の整備

消防体制としては、県の「消防広域化推進計画」の策定並びに指令業務の広域化エリアの決定がなされる見込みであり、それぞれの計画を受けて、火災予防・災害時の対応など町民の消防に対するニーズを的確に捉えて、広域化に係る「広域消防運営計画」の策定等、平成24年度を目途に広域化に向けた取り組みを行います。また、消防救急無線についてはデジタル化に向け、県域を一つにした指令業務の共同運用の整備や、広域化に伴う指令装置の共同導入を行うなど、消防関係機器整備費の軽減化に努めます。

救急の面では、自動体外式除細動器（AED※）を配置整備し、AEDの普及啓発及びバイスタンダー※による速やかな応急手当を目的とした救命講習会の更なる開催等により、救急傷病者等に対する救命率の向上をめざします。

### 2. 住宅防火対策の推進

消防法が改正され、全国一律に住宅用火災警報器の設置が義務づけられたことから、地域の安心安全を図ることを目的に、全世帯において火災警報器の設置を推進します。

### 3. 消防団体制の整備

地域消防力の均衡を図るべく消防分団の再編、国民保護計画の遂行に伴う消防団員確保、消防機械の配備等、消防団体制の整備を図ります。



AEDを使った救命講習会

※AED：Automated External Defibrillator（「自動体外式除細動器」）の頭文字を並べたものであり、臨床的評価によって、除細動器としての安全性と有効性が確認された器械である。器械の電源を入れると、器械から音声で操作手順、方法が指示され、救助者はそれに従った取り扱いを行うことにより、除細動を実施することができる。また、器械自体がセルフチェック機能を有し、電源（バッテリー）も約5年間の寿命となっている。

※バイスタンダー：救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）のことで、救急車到着までの時間に救急のための心肺蘇生法等の応急手当を適切に行うことで、救命率を格段に伸ばせる人員のこと。



## 第3節 交通安全対策の推進

### 現状と課題

シートベルトの装着強化や飲酒運転撲滅運動などにより、交通事故の死傷者は全国的に減少傾向にあります。永平寺警察署管内の交通事故の発生件数は、平成15年には減少したものの増加を続けています。特に、高齢化を背景にした高齢者のかかわる交通事故も増加しています。

本町では、県下の自治体に先駆けて飲酒運転の根絶を図るため「永平寺交通安全都市宣言」を議会で議決し、各家庭・職場・地域・行政が一体となって交通安全対策に取り組んでいます。

交通の安全を確保するためには、住民一人ひとりが交通マナーを守り、実践することが大切です。永平寺警察署や関係機関と連携をとりながら、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、道路施設などの安全性を確保することにより、交通事故のないまちづくりを進める必要があります。

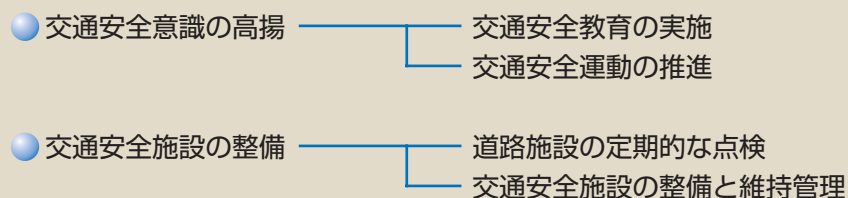
### ■ 永平寺警察署管内の交通事故（人身事故）の状況

(単位：件)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
交通事故の件数	101	68	75	80	87
うち高齢者の件数	18	9	19	13	18
傷者数	143	83	98	101	108
うち高齢者の数	15	9	22	15	18
死者数	5	0	0	0	2
うち高齢者の数	5	0	0	0	2

資料：永平寺警察署

### 施策の体系



## 施策の方針

### 1. 交通安全意識の高揚

永平寺警察署など関係機関と連携しながら、交通マナー向上、安全意識高揚のために運転者や歩行者を対象とする講習会や交通安全啓発運動を実施します。特に、交通弱者の子どもや高齢者に対しては、交通事故から身を守る交通安全教育を推進します。

また、年4回の交通安全運動や街頭指導など、年間を通じて町民参加による交通安全運動を推進し、広報紙などによる広報活動の一層の充実を図ります。

### 2. 交通安全施設の整備

安全で円滑な交通環境を確保するため、道路施設の定期的な点検を行うとともに、交通事故を防止するため、事故の危険のある交差点において信号機の設置を促進し、歩行者の安全通行のためのガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の整備を図ります。



交通安全街頭指導



高齢者の交通安全教育

## 第4節 防犯体制の強化

### 現状と課題

犯罪のない安全な地域社会の実現は、快適な町民生活にとって最も基本的なことです。近年、町民が日常生活に不安を抱くような事件が全国的に続発する一方で、情報化や都市化、国際化の進展、住民意識の多様化などにともない、全国的に犯罪の凶悪化、若年化が進み、地域社会が伝統的に有してきた犯罪抑制機能が低下しています。

近年の犯罪発生件数は、平成14年をピークに毎年減少傾向にあります。これは、永平寺警察署や町民のきめ細やかなパトロールなどの成果が表れているものです。本町の刑法犯認知件数では、車上狙い、空き巣などの窃盗犯罪が後を絶たず、犯罪のほぼ73.6%を占めています。

今後も、永平寺警察署、永平寺町防犯隊など、関係機関と連携しながら、犯罪が起こらない、犯罪を起こさせないといった地域の安全確保、誰もが安心して暮らせる生活環境の実現をめざし、町民一人ひとりが防犯意識の高揚と、地域の防犯体制の充実・強化を図る必要があります。

### ■ 永平寺町内及び福井県の刑法犯認知件数

(単位：件)

項 目	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	
永 平 寺 町	266	175	134	100	87	
内 訳	凶 悪 犯	0	4	0	0	0
	粗 暴 犯	3	7	0	1	1
	窃 盗 犯	197	131	100	76	64
	知 能 犯	49	1	10	3	4
	風 俗 犯	0	1	0	0	2
	そ の 他	17	31	24	20	16
福 井 県	13,884	12,501	10,060	8,324	7,422	

資料：永平寺警察署

### 施策の体系

- 防犯体制の確立
  - 地域コミュニティの確立と防犯活動の啓発・充実
  - 防犯施設の整備

## 施策の方針

### 1. 防犯体制の確立

町民が安心して暮らせる環境づくりを行っていくため、警察や防犯隊、教育機関、自治会等との連携により、防犯体制の確立・強化を図っていくとともに、防犯教育等により、防犯意識の高揚を促進します。特に子どもを危険から守るために、緊急連絡用携帯メール配信や子ども駆け込み所の拡充、子ども見守り隊の充実など、地域と学校の連携とともに子どもの安全・安心の確保に努めます。犯罪被害者等の支援に関しては、相談体制の充実や住民の理解の増進等に努めます。

また、夜間における町民の安全および犯罪被害の未然防止を図るため、防犯灯など防犯施設の整備に努めます。



父兄による確認（下校時の子ども見守り隊）



子どもと一緒に下校（下校時の子ども見守り隊）

## 第5節 自然環境保全啓発活動の推進

### 現状と課題

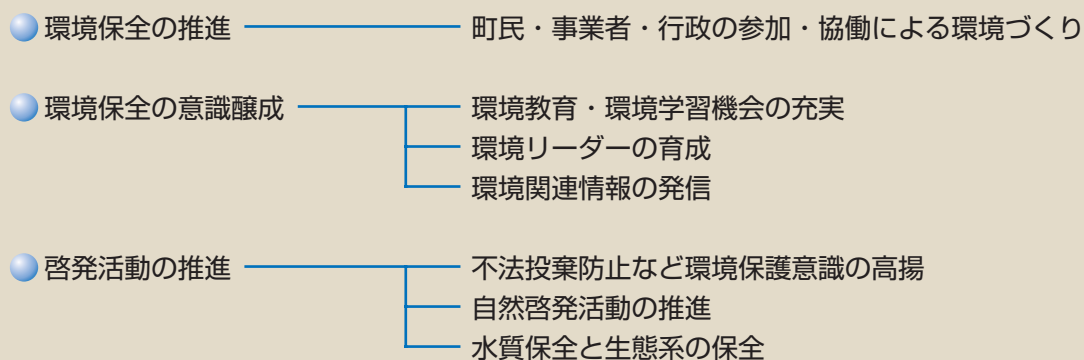
本町の財産の一つとして豊かな緑と清流の流れが挙げられます。私たち人間が生活を重ねるのに必要なこの自然を大切にすることが、全世界を挙げて唱えられ始めています。

豊かな森林地域が町域のほぼ44%を占めるこの恵まれた緑や、本町の中央を流れる九頭竜川は、希少な動植物を育むとともに、水源涵養、レクリエーションの場、渡り鳥の休息地、防災など多様な機能を有し、町民にやすらぎをもたらす空間として、かけがえのない財産となっており、また、田畑や自然的な緑地は、うるおいを与える大切な役割を果たしており、こうした豊かな環境を今後とも保全し、まちを愛する心の育成とともに、次の世代に残していくことが求められています。

本町では、町民清掃の日を設け、道路や河川の草刈り、空き缶拾いなど町民総参加による活動を行っています。また、環境美化推進員、不法投棄防止パトロール員など町民が主体となり不法投棄のパトロールや美化活動の推進に努めています。

環境の保全は一人ひとりの行動がなければ解決できません。住民意識調査において、参加したい地域活動に「草刈りなどの美化活動」を挙げる方が多く、町民の意識も高くなっていると考えられます。今後も環境団体の育成や町民の環境保護意識の高揚を図るなど、町民、事業所、行政が一体となって環境保全活動を推進していく必要があります。

### 施策の体系





## 施策の方針

### 1. 環境保全の推進

町や住民が環境に関する課題に協力しながら積極的に取り組み、環境の保全、創出を図っていくため、環境基本計画を策定するとともに、町民・事業者・行政が環境づくりの主役としての自覚を持ち、それぞれの役割を担いながら参加・協働による環境づくりを進めます。

### 2. 環境保全の意識醸成

自然環境を保全するためには、それが私たちに必要なものであると認識することが必要であり、環境基本計画に基づき、学校教育、社会教育などを通じて環境教育・環境学習を推進します。また、地域の環境保全活動を推進する環境リーダーの育成を図るとともに、環境に関する情報を発信し環境意識の醸成に努めます。

### 3. 啓発活動の推進

環境美化推進員や不法投棄パトロール員などをはじめ、環境団体の育成や環境保護意識の高揚を図り、町民・事業所・行政が一体となって環境保全活動に取り組みます。

地域別環境特性ゾーン別行動計画※の作成や自然保護の啓発の講座開講を通じて、水源涵養機能を有する森林等ふるさとの大切な自然を保護するよう、自然啓発活動の推進を図っていきます。

森林の保全、まちの美化、不法投棄・ごみのポイ捨て防止など、総合的な取り組みを行います。河川美化運動や水質汚濁防止意識の高揚に努め、九頭竜川・永平寺川・荒川など町内を流れる河川の良好な水環境を継続して維持し、ホタルや水鳥等が生息する水辺の環境づくりを推進します。



清掃活動（町民清掃の日）

※地域別環境特性ゾーン別行動計画：町を地域別および環境の特性ゾーンに分類し、環境保全に取り組むゾーンごとの行動計画。



## 第6節 循環型社会の構築

### 現状と課題

ごみの減量とリサイクルの推進は、環境への負荷の軽減や資源の有効利用など地球環境保全のうえからも重要です。ごみの処理については、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターで行っていますが年々処理量が増加しており、ごみ排出量の抑制が課題となっています。

本町では、毎年増加するごみの減量化と資源の有効利用を目的に、ごみの分別収集を実施するとともに、家庭用生ごみ処理機購入費の助成、古紙等回収団体に奨励金を交付するなど、ごみの減量化対策と資源リサイクルを推進していますが、町民のごみに関する意識はまだ十分ではなく、ごみの排出量は増加傾向にあります。

今後、より一層ごみの減量化・資源化に努めるため、ごみ処理施設の整備、資源ごみの分別など収集方法の周知及びリサイクルシステムの整備、産業廃棄物の対策など、3R運動\*を推進し、循環型社会\*の構築に向けた取り組みを続けていく必要があります。

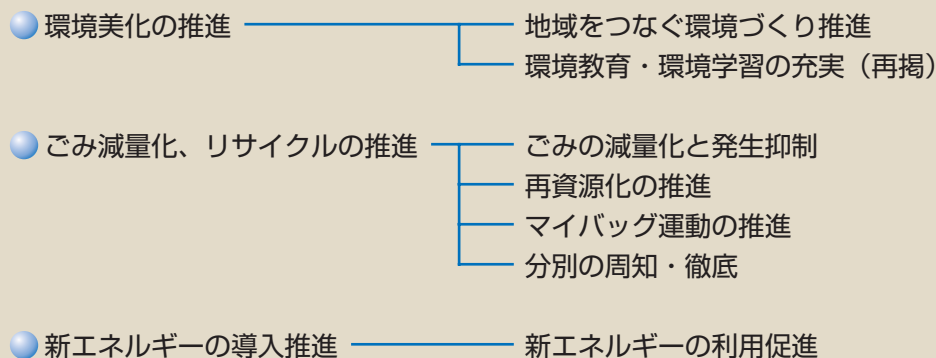
### ■ 廃棄物の収集量の推移

(単位：t)

	可燃物	不燃物	缶	ビン	ペットボトル	トレイ	粗大ごみ	その他	合計
平成16年度	4,413	269	84	149	28	2	177	11	5,133
平成17年度	4,459	254	80	144	26	2	192	13	5,170
平成18年度	4,385	235	73	147	25	3	333	13	5,214

資料：環境課

### 施策の体系



## 施策の方針

### 1. 環境美化の推進

循環型社会の構築に向けて、ごみの減量・リサイクルを推進していくため、地域住民や事業者への環境美化啓発など地域をつなぐ環境づくりを推進します。

また、地域住民ボランティア等による環境美化活動の支援も行います。



分別収集（ペットボトルの整理）

### 2. ごみ減量化、リサイクルの推進

町民の環境に配慮した暮らしを促進するため、買い物でのマイバッグ運動や生ごみ処理機等の購入に対する助成など、自主的なごみの減量化に取り組みます。

ガラス瓶など資源ごみの回収を促進するとともに、ごみの出し方を示したパンフレットの配布や広報、ホームページなどを通じた広報活動により、ごみの分別収集を徹底しごみに関する意識の高揚を図ります。

### 3. 新エネルギーの導入推進

資源循環型社会の実現に向け、太陽光や風力発電、バイオマス※といった新エネルギーの導入を検討し、可能なものについては利用促進を図ります。

※3R運動：廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）を指し、ごみと資源に関する問題を解決するための総称。

※循環型社会：大量生産・大量流通・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする社会システムをいう。

※バイオマス：新エネルギーの1つで、「動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用できるもの」をバイオマスと定義されている。具体的には、厨芥（都市廃棄物）、家畜糞尿（家畜系）、間伐材（林産系）、稲わら（農産系）、魚腸骨（水産系）、廃食用油（産業廃棄物系）などが挙げられる。



松岡公園からの展望

## 第4章

# 快適で利便性の高い まちづくりをめざして

- 第1節 道路網の整備
- 第2節 公共交通体系の整備と利用促進
- 第3節 上水道施設の整備
- 第4節 下水道施設の整備
- 第5節 地域情報化推進拠点の形成
- 第6節 宅地・住宅の整備
- 第7節 計画的な土地利用の推進

## 第1節 道路網の整備

### 現状と課題

本町の道路交通の動脈である国道416号、国道364号および機能補償道路\*は重要な生活基盤道路であり、交通渋滞緩和のため早期に道路整備を図る必要があります。また、中部縦貫自動車道は、広域的な交通アクセスの向上と沿線の文化・観光資源を活かした地域振興及び産業の発展を図るためにも早期の完成が望まれています。

今後は、幹線道路の整備とそれに接続するアクセス道路の整備が必要です。また、合併による連携を深める必要があるため、地域内の拠点を結ぶ道路の整備も重要な課題となっています。

■平成18年度 永平寺町 町道の状況

(単位：m・%)

	実延長	改良済		舗装済	
		延長	改良率	延長	改良率
松岡地区	89,209	84,759	95.0	86,248	96.7
永平寺地区	55,901	34,379	61.5	54,495	97.5
上志比地区	56,416	52,099	92.3	54,996	97.5
町全体	201,526	171,237	85.0	195,739	97.1

資料：建設課

注：松岡地区、上志比地区は、W=4.0m以上、永平寺地区は、W=3.5m以上で舗装済の延長の合計。コンクリート舗装も含む。

### 施策の体系

- 幹線道路網の整備
  - 国道416号、国道364号の道路整備促進
  - 機能補償道路の整備促進
  - 中部縦貫自動車道の整備促進
- 生活道路網の整備
  - 生活道路の整備
  - 交差点、歩道などのバリアフリー化の推進
- 雪に強い道路事業
  - 除雪体制の強化・促進
- 石上P A周辺の整備
  - 里山と石上P A周辺の整備

## 施策の方針

### 1. 幹線道路網の整備

国道416号、国道364号における混雑の解消を図るためバイパス道路、機能補償道路等の整備を推進します。また、中部縦貫自動車道との連携を高めるため、その整備に応じて、インターチェンジへのアクセス道路の整備も推進します。

### 2. 生活道路網の整備

地域内の連携を深めるため、地域内の拠点間を結ぶ生活道路の維持・補修・改良・整備を進めます。通勤・通学などの自転車・歩行者の交通安全性を高めるため、歩道の整備を推進します。高齢者や障害のある人の利便性や快適性の向上に向け、道路のバリアフリー化に努めます。

### 3. 雪に強い道路事業

冬季における通勤・通学路の安全確保を図るため、幹線道路や生活道路の除雪体制の強化に努めます。

### 4. 石上PA周辺の整備

子どもの自然体験や自然環境との共生などにも着眼し、里山との連携を図りつつ、地域住民にも愛される調和の取れた開放型PAとして、中部縦貫自動車道石上PA周辺の整備を行います。



諏訪間地係

建設が進む  
中部縦貫自動車道



吉峰地係

※機能補償道路：国道416号の交通量増加に伴う交通渋滞の緩和、生活利便性の向上のため整備する道路。福井市と永平寺町を結ぶ大変重要な生活基盤道路。



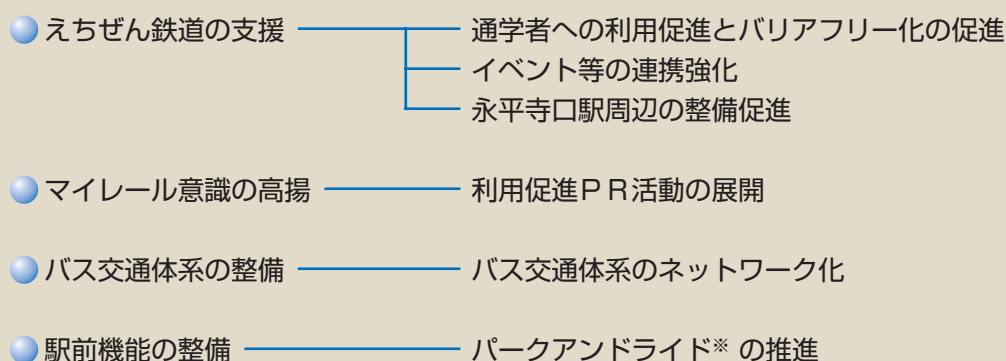
## 第2節 公共交通体系の整備と利用促進

### 現状と課題

本町の中心をえちぜん鉄道が町を東西に縦断しています。交通弱者の救済や、近年のエコロジーブーム※という点では、えちぜん鉄道の運営に追い風ではありますが、依然として経営は厳しく、町民の意識改革により、更なる電車の利用促進が求められています。

えちぜん鉄道利用者を増やし、その利便性の向上を図るため、駅周辺の駐車場や駐輪場を整備するなど、利用しやすい環境づくりが必要です。また、交通弱者である障害者、高齢者でも利用しやすいバリアフリー化の推進も必要となってきています。

### 施策の体系



### 施策の方針

#### 1. えちぜん鉄道の支援

公共交通機関であるえちぜん鉄道の維持・活性化を推進していくため、通学者への利用促進対策（通学定期の補助）やイベント等での連携強化などにより、地域をあげて積極的に電車を利用するよう促していきます。高齢者や障害者などの利便性も考慮し、駅の段差解消、手すり設置等バリアフリー化の推進を支援します。

また、駅へのアクセス道路や歩道の整備も図っていきます。

永平寺口駅周辺においては、京福電鉄(株)永平寺線廃線に伴う利用者への利便性回復と、大本山永平寺への玄関口としての位置づけを勘案して、ターミナル整備を推進していきます。

## 2. マイレール意識の高揚

電車利用促進には、駅舎周辺の管理、美化・清掃等を自ら行うような、沿線住民のマイレール意識の醸成、高揚が必要です。そのために、町民や行政、えちぜん鉄道、サポート団体が協力して、電車が安全確実に欠くことのできない住民の足であるというPR活動を普段より展開していきます。

## 3. バス交通体系の整備

公共交通計画をもとに、効率的で効果的なバス交通体系のネットワーク化を図り、日常の利便性向上を図るコミュニティバス\*の運行等、交通弱者の足の確保に努めていきます。そして、路線バス、コミュニティバスと電車との結節を、利用者に便利のように整備していきます。

## 4. 駅前機能の整備

町民の利便性の向上を図るため、えちぜん鉄道の駅周辺において、駐車場や駐輪場の整備を進め、パークアンドライド\*機能を充実します。



えちぜん鉄道（永平寺口駅）



駅前駐車場（永平寺口駅）

※エコロジーブーム：自然環境保護運動。人間も生態系の一員であるとの視点から、人間生活と自然との調和・共存をめざした取り組み。

※コミュニティバス：路線バスとタクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新しい乗り合いバスの総称。市町などの自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのこと。公共交通システムの輸送サービスとして期待されている。

※パークアンドライド：最寄り駅まで自動車で行き、駅に近接した駐車場に駐車し、公共交通機関（主に鉄道やバス）に乗り換えて、勤務先まで通勤する方法。クルマを使う時間が減るので、環境にやさしく、郊外で電車にのりかえるため、渋滞のイライラを感じることなく、時間どおりに目的地まで行くことができる。

## 第3節 上水道施設の整備

### 現状と課題

水道事業は、計画給水人口13,000人、計画1日最大給水量11,000m<sup>3</sup>の上水道（松岡地区）と、計画給水人口12,000人の簡易水道（松岡地区、志比地区、東古市地区、営農飲雑用水施設、上志比地区）とにより給水が確保され、水道普及率が97.3%に達しています。従来より下水道事業と平行して布設替えなどにより安定した水道水の供給に努めてきましたが、今後は施設の更新と情報管理システムの構築が課題となっています。

簡易水道事業では、井戸により水源を確保して安定した供給をしている施設もありますが、表流水を水源としている簡易水道施設の浄水施設などの整備と、簡易水道施設自体の老朽化に伴う施設の更新が急務となっています。

各水道事業では、事業収入の伸びが期待できない中、災害時の備えや施設の改修など問題点も多くあり経費削減を図りながら、町民に安全で安心な水を供給できるよう、各施設の適切な管理運営を行う必要があります。

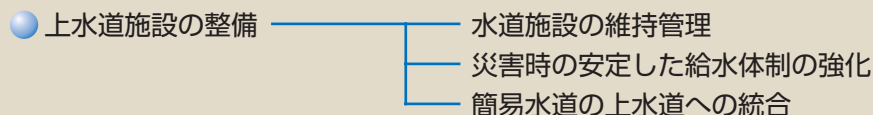
#### ■平成18年度 永平寺町 上水道・簡易水道の状況

(単位：人)

	給 水 人 口			
	上 水 道	簡 易 水 道	そ の 他	計
松 岡 地 区	10,275	212	0	10,487
永 平 寺 地 区	0	6,226	0	6,226
上 志 比 地 区	0	3,435	0	3,435
町 全 体	10,275	9,873	0	20,148

資料：上水道課

### 施策の体系



### 施策の方針

#### 1. 上水道関連事業

需要に対応した水の安定供給を図り、安全で良質な水の供給のために、計画的な施設の改良や更新に努め、簡易水道施設の維持管理体制の強化に努めます。また、施設の耐震化を図り、災害時の応急給水、復旧マニュアルを整備します。

簡易水道と上水道の料金体系については、まず簡易水道事業の経営を統合し、その後、上水道事業として統合し、料金の統一化を図ります。

## 第4節 下水道施設の整備

### 現状と課題

下水道事業の汚水整備は、地域性、効率性、投資コストなどを考慮して、公共下水道事業・集落排水事業・浄化槽整備事業により整備していきます。平成18年度末公共下水道事業は、事業認可面積486.70Haのうち460.60Haを完了し、整備率は94.64%となっています。

農業集落排水事業についてはほぼ全域で完了し、供用を開始しています。この結果、町全体で現在下水道の普及率は74.63%に達し、生活環境の改善や河川の水質保全に寄与し、生活基盤の一部を担っています。しかしながら、一部の処理施設については老朽化が進み、毎年多額の維持管理費の増を余儀なくされています。また、浸水対策整備事業については、近年の地球規模による気象変動に伴う河川等の増水などが考えられ、当事業の施行が急務と考えられます。

今後、全町的観点から下水道構想を策定し、安心して安全なまちづくりのため、汚水処理施設整備、浸水対策整備事業の推進を図ります。

### ■平成18年度 永平寺町下水道の状況

(単位：人)

	公 共 下 水 道			農 業 集 落 排 水 施 設			合併処理 浄 化 槽
	排水計画 人 口	水洗便所 設置済人口	水洗便所 設置割合	排水計画 人 口	水洗便所 設置済人口	水洗便所 設置割合	
松 岡 地 区	9,440	8,222	87.1	802	740	92.3	—
永 平 寺 地 区	5,499	5,254	95.5	—	—	—	619
上 志 比 地 区	—	—	—	3,468	3,236	93.3	—
町 全 体	14,939	13,476	90.2	4,270	3,976	93.1	619

資料：下水道課

注：普及率は、総人口に占める永平寺町の公共下水道の整備率を示したものの。

### 施策の体系

● 下水道関連事業

維持管理体制の充実、下水道構想の策定  
汚水整備・浸水対策の推進

## 施策の方針

## 1. 下水道関連事業

事業認可処理全域の整備を目指し施設の老朽化に対応し、施設の更新を図っています。今後は経費削減を図りながら各施設の適切な管理運営を行います。また、全町的観点から下水道構想を策定し、安心で安全なまちづくりのため、汚水整備、浸水対策整備事業の推進を図ります。



下水処理場（上志比地区）



## 第5節 地域情報化推進拠点の形成

### 現状と課題

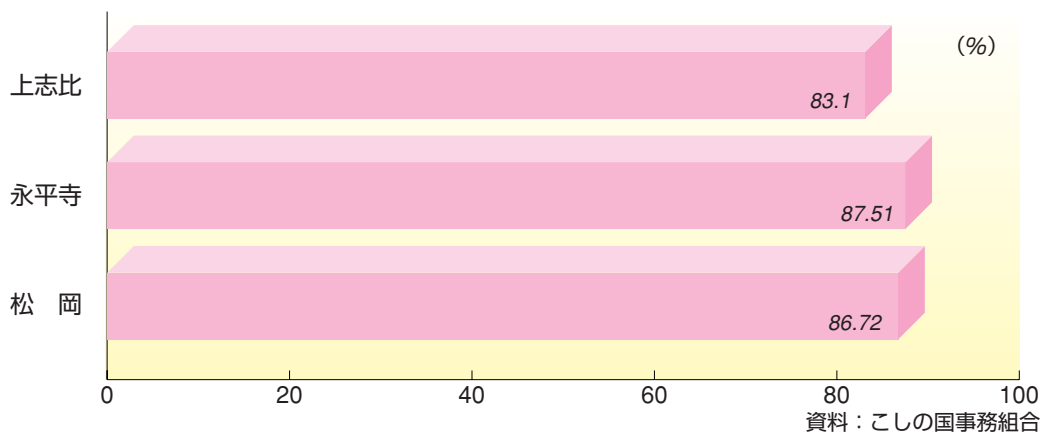
情報通信技術の進展はめざましく、パソコンなどの情報関連機器類は家庭にも急速に普及しています。また、インターネットの普及による情報通信ネットワークの構築やケーブルテレビ、携帯電話などにより、個人や企業が広く情報を受発信できる環境が整いつつあります。さらに、インターネットなどを活用した新たなベンチャーやサービスが次々に登場し、社会経済や生活面での変革が進んでいます。

本町の情報通信基盤は有線系と無線系に大別され、有線系については、農林水産省の元気な地域づくり交付金（農村振興支援対策）事業により、平成16年度から平成19年度にかけて町内全域にケーブルテレビ網を整備しており、18年度末の整備率は86.7%です。現在この情報網を活用し町の行政情報番組を制作委託しているほか、インターネットの接続環境も整備しており、多くの町民が利用しています。無線系については、永平寺地区、上志比地区に同報系無線が整備され、固定式音声受信機により、災害時の広報などに活用しています。

国では、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」インターネットに接続し、ネットワークにより簡単につながるユビキタス社会\*の実現をめざした「U-Japan構想」が進められています。また、増大する情報伝達の重要性を踏まえ、これまでの「IT（Information Technology）からICT（Information and communication Technology）」へと進化しています。

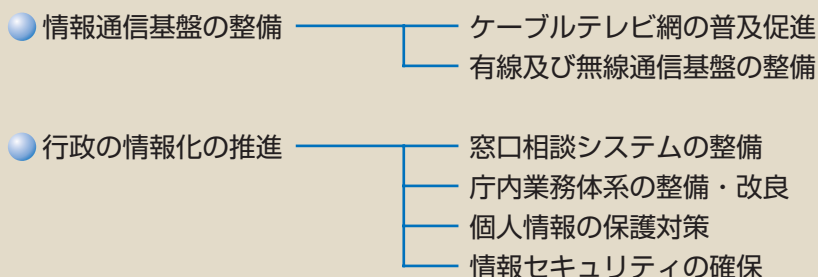
こうした動向を踏まえ、本町においても今後のさらなる高度情報化の流れの中で、時代にあった情報通信ネットワークの整備を進めることにより、日常生活の利便性向上や文化・産業の振興、災害時の早期対応を図るとともに、行政の各分野において積極的に活用し、サービスの拡充を推進するなど、新しい時代にふさわしいまちづくりを構築していく必要があります。

■ ケーブルテレビ加入状況（平成19年3月末現在）





### 施策の体系



### 施策の方針

#### 1. 情報通信基盤の整備

ケーブルテレビ網の更なる整備充実をはかり、通信サービスの利便性向上を図ります。また、地理情報システム（GIS）を活用した各種台帳の整備や防災情報の提供に努めます。

携帯電話や防災行政無線などをはじめとする無線通信による情報の伝達は、平常時はもとより、災害時、有線による通信が遮断されたときの重要な通信手段となるため、基盤整備を推進します。

#### 2. 行政の情報化の推進

電子入札、電子申請、施設予約、図書館利用システムなど町民からの申請などについて24時間受付できるシステムを構築し、町民生活の利便性向上を図ります。

町民サービスを向上する窓口業務の整備とともに、庁内業務の仕組みを改良し、スムーズに運用するためのシステムを構築します。

個人情報の保護をはじめとして、情報システムの安全性と信頼性を確保するため、永平寺町個人情報保護条例などにに基づき、個人情報の慎重な取り扱いと保護対策を行うとともに、ネットワークの強化などインフラ機能の再整備などコンピュータシステムにおける対策を進めるとともに、セキュリティ機能を一層強化します。

※ユビキタス社会：インターネットなどの情報ネットワークに、いつでも、どこでもアクセスできる環境を指し、場所にとらわれない働き方や娯楽が実現できるようになる社会。

## 第6節 宅地・住宅の整備

### 現状と課題

住宅・宅地整備は本町の人口の定着化、増加を促すとともに、新たな活力をまちづくりに活かすこととなります。

住民の様々な住宅需要に応じた魅力ある住環境を創出するため、住宅団地の造成や町営住宅の建設を進めてきました。

今後、町営住宅に関しては、既設住宅の活用を計画的に推進するとともに、宅地造成については、地域の特性を活かした整備を進め、一方では、民間活力なども取り入れた住宅の供給など、また、既存宅地については、若者や団塊の世代が求めるニーズなどを的確に把握しながら住環境を整備し、定住化を促進する必要があります。



乗住波宅地造成（上志比地区）

### 施策の体系

- 宅地造成事業
  - 快適で魅力ある良好な宅地開発の推進
  - 若者が定着できる憩いの空間の整備
  - 景観に配慮した住環境の整備
- 町営住宅の整備
  - 計画的な町営住宅の整備・建替え
- 既存住宅への支援
  - 個人の木造住宅の耐震診断制度の充実
  - 伝統的景観形成への支援

### 施策の方針

#### 1. 宅地造成事業

若者や団塊の世代、Uターン・Iターン\*者の定住促進と「元気な子どもたちの声が弾け、若い世代が住みたくなるまち」を目指し、福井市に隣接する地理的条件を活かし、吉野総合開発事業など快適で魅力ある良好な宅地開発を推進し、定住人口の拡大を図るとともに、分譲の状況を町の広報紙やホームページをとおして町内外へ積極的に情報を提供します。

また、既存の住宅地についても若者が快適に生活できるよう、憩いの空間の整備など地域の特性を活かした住環境・景観づくりに取り組みます。

## 2. 町営住宅の整備

町営住宅は、適正な維持管理に努めるとともに、老朽化が進む町営住宅に関しては、住宅の需要状況を勘案し、計画的に建替等を推進します。



町営住宅 越坂団地（松岡地区）



町営住宅 諏訪間団地（永平寺地区）

## 3. 既存住宅への支援

既存住宅の耐震化・バリアフリー化などの広報を行うとともに、個人の住宅の多くは木造であることから、特に昭和56年以前に建設された木造住宅に対しては、県の補助制度を活用した耐震診断制度を推進します。

また、伝統的な住宅建築の継承や町並みの保存など景観に配慮した施策を推進します。



伝統的な町並み景観（京善地係）

※Uターン：地方で生まれ育った人が一度都心で勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。

※Iターン：生まれ育った故郷以外の地域に就職すること。主に都心で育った人が地方の企業に就職する場合に使うことが多い。

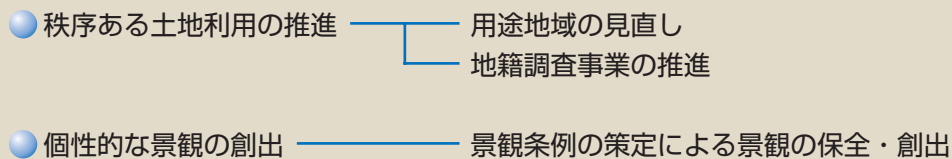
## 第7節 計画的な土地利用の推進

### 現状と課題

近年では、土地利用状況には大きな変化は見られませんが、今後、中部縦貫自動車道、機能補償道路の整備が進むにつれ、森林や農用地の宅地化や、工場や大規模集客施設の立地と開発圧力が高まることが予想され、放置すれば無秩序な開発が進む恐れがあります。これを踏まえ、周辺環境の変化も考慮し、都市計画マスタープランなどの将来計画や構想に基づき、開発誘導・規制する仕組みづくりが必要になります。

大本山永平寺、九頭竜川、大学周辺は重要な歴史、自然、文化の資源であると共に、良好な景観を創り出しています。景観計画を踏まえ、このようなすばらしい景観をさらに上質なものとし、将来に引き継いでいかなければなりません。

### 施策の体系



### 施策の方針

#### 1. 秩序ある土地利用の推進

合併によって多様な特性を備えた土地の活用が可能となることから、バランスのとれた総合的かつ計画的な国土利用計画※を進めるとともに、都市計画マスタープランの見直し、準都市計画区域の指定など、長期的な展望に立ち、適正かつ合理的な土地利用の誘導に努めるとともに、用途地域についても適宜見直しを図っていきます。

限りある国土の有効活用・保全を図るとともに、公共事業の計画的な推進と、土地に関わるトラブルの未然防止に役立て、町民が安心して土地の取引ができるよう、土地の実態を正確に把握する地籍調査を推進します。

#### 2. 景観条例の制定

街並み、イメージアップやその景観特性と、良好な景観を保全・創出するための誘導方針を定めるため、景観条例の策定に取り組みます。

※国土利用計画：国土利用計画法第2条に規定されている国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、長期にわたって安定した均衡のある国土の利用を確保することを目的として策定されるものであり、国土利用に関する行政上の指針となるもの。





志比浄水場

## 第5章

# にぎわいのある 活力豊かな まちづくりをめざして

第1節 商工業の振興

第2節 農林業・内水面漁業の充実

第3節 観光の振興

第4節 大学を活かしたまちづくりの推進



## 第1節 商工業の振興

### 現状と課題

商店街は、古くから人・情報が集積する場所であり、その町の活力や個性を代表する顔というべきところですが、近年のモータリゼーションへの対応の遅れや近隣の市に大型量販店が集積立地したことによる消費者の流出に加え、店舗形態などが消費者ニーズに対応しきれていないことや経営者の高齢化、後継者不足などが続き、商店街は、厳しい時代を迎えています。

本格的な高齢化社会の到来や消費者ニーズに対応していくため、広い視野で商業のあり方も模索しながら、関係機関と連携し、時代に即応した経営者の育成や、商店街の枠を超えた新しいネットワークの構築による商店街の改革をサポートしていく必要があります。

工業については、経済のグローバル化に伴う産業や雇用の空洞化が進んでおり、近年、町内への企業進出は低迷しています。また、町内には従業員4人未満の零細企業も多く、こうした企業は経済の影響を受けやすいため、総合的な対策が必要となっています。

今後は、既存工業の経営強化を積極的に支援していくとともに、周辺の環境整備や地域資源を活かした製品の開発など、競争力ある企業経営をしていく必要があります。また、雇用機会の醸成を図るため、財政基盤の確立を進めるためには、工業の振興はきわめて重要であり、既存企業の経営基盤の強化を図るとともに、土地登録制度を構築し、積極的な優良企業の誘致に努め、企業ニーズに即応した対応を図っていく必要があります。

#### ■ 商店数、従業者数、商品販売額の推移

(単位：件、人、万円)

項目	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年
商店数	272	259	281	259	249
従業者数	1,000	971	1,129	1,133	1,117
商品販売額	1,508,936	1,682,190	1,864,172	1,558,010	1,780,013

資料：商業統計調査

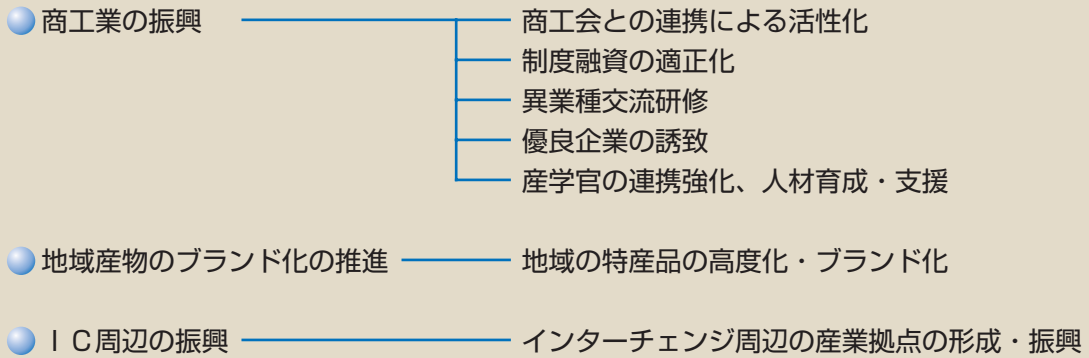
#### ■ 事業所数、従業者数、製造品出荷額の推移

(単位：件、人、万円)

項目	平成9年	平成11年	平成13年	平成15年	平成17年
事業所数	273	241	226	90	83
従業者数	1,814	1,511	1,543	1,235	1,159
製造品出荷額	2,506,170	1,958,886	1,865,900	1,643,089	1,635,841

資料：工業統計調査（注：15年以降の事業所数は、従業員4人以上の集計）

### 施策の体系



### 施策の方針

#### 1. 商工業の振興

福井市への購買流出傾向など、本町の商業が厳しい状況にあることから、既存商業の活性化の支援や新たな商業機能との融合などにより、消費者を地元ひきつけることのできる魅力のある商業を推進します。また、高齢化社会の進展を踏まえ、高齢者などの交通弱者に身近なサービスを提供できるような商業のあり方、きめ細かなサービスを行う商業形態の構築に向け、商工会と協力し、活性化に向けた自主的な取り組みを支援します。

基幹産業の繊維をはじめ食料品、プラスチック、被服、印刷などそれぞれの地域特性に応じた事業が営まれています。異業種間の交流を推進し既存企業の活性化や新たな商品開発を促進します。町内における雇用の促進を図るため、交通の利便性の高い恵まれた立地特性や町の補助制度の活用、県や関係機関の連携を図りながら、企業誘致と起業の促進を図ります。

さらに、福井大学、福井県立大学、(財)ふくい産業支援センターとの連携を支援し、共同で新たな技術の研究開発を進めるとともに、福井県立ビジネススクールへの社会人入学の支援など、人材・ノウハウの高度化を確立していきます。

#### 2. 地域産物のブランド化の推進

ごま豆腐や地酒などの地場産業と観光の融合など、関係機関との連携を支援し、高度化・ブランド化など、地域の特産品の付加価値を高めることにより、相乗的に買い物需要を高めていきます。

#### 3. IC周辺の振興

中部縦貫自動車道による広域交通条件の向上に応じて、インターチェンジ周辺地域において新たな産業拠点を形成し、企業誘致を進めることにより、地域の振興を図っていきます。

## 第2節 農林業・内水面漁業の充実

### 現状と課題

農林業や農村を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化の進展、農林産物の価格の低迷など解決すべき問題があり、厳しいものがあります。

農業経営の高度化等への支援や担い手の育成、売れる米作りや担い手の育成を進め、安全で安心な農産物の生産、地産地消<sup>\*</sup>、中山間地域の活性化などが求められています。

また、土地改良区を中心とした圃場の再整備を進め農業基盤の整備を支援し、効率的で安定した生産体制の構築が必要です。

さらに農村や山林の持つ美しい景観や伝統を保全・継承し、豊かな自然環境を維持するために、農林業の持つ多面的機能の維持や発揮、環境に配慮した農林業を推進していく必要があります。

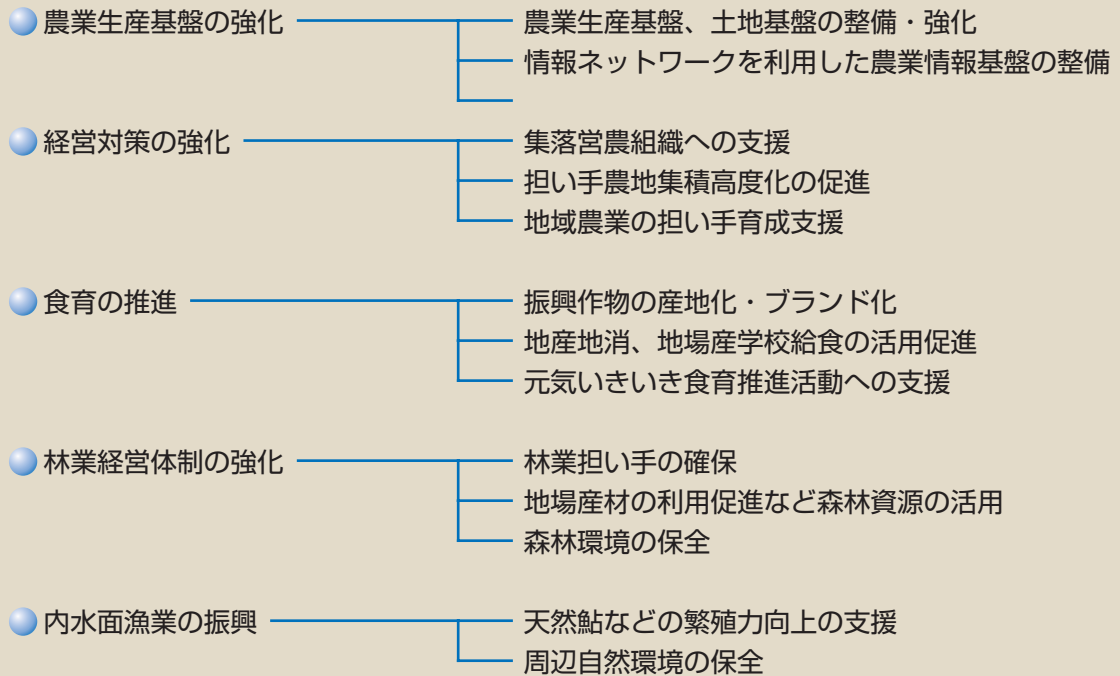
本町には、東西に一級河川九頭竜川が流れています。この九頭竜川は鮎つりのメッカとして全国的に知られ、毎年多くの太公望で賑わっています。また、ルアー愛好者には、サクラマスの川としても近年注目を集めています。九頭竜川の鮎は、本県を代表する特産品でもあることから、天然鮎の繁殖に力を注ぐ必要があります。また、本町に生息するアラレガコなど魚族の生息環境の維持に努める必要があります。

### ■ 農家数、農業人口、農業粗生産額の推移

項	目	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
農家数	(戸)	1,635	1,516	1,451	1,361	1,266
農家人口	(人)	7,966	7,472	6,996	6,529	4,308
農業粗生産額 (百万円)	米	1,485	1,327	1,250	973	860
	野菜	196	167	217	175	120
	花き	5	7	10	7	10

資料：農業センサス、福井県統計年鑑

### 施策の体系



### 施策の方針

#### 1. 農業生産基盤の強化

地域の特性を活かした、生産性や付加価値の高い農業を目指し、土地基盤整備やパイプライン化等による農業用水の確保、農業用排水路の整備、農道の改良舗装、CATVの情報ネットワークを利用した農業情報基盤の整備など、農業生産基盤の強化を推進していきます。

#### 2. 経営対策の強化

農地の利用に当たっては、効率的な利用を推進するとともに、農作業の受委託等の適正化・効率化を図っていくため、認定農業者、特定農業団体、またはこれと同様の要件を満たす集落を基礎とした集落営農組織に集約して推進します。また、経営対策の強化を図っていくため、後継者の確保や意欲的な農業の経営者など地域農業の担い手育成に向けた支援を実施していきます。

### 3. 食育の推進

地域の特産品の付加価値を高めていくため、福井県食品加工研究所と連携しつつ、高品質化・ブランド化等の推進を図っていきます。

学校給食における地場農産物の活用促進、直播施設等の整備、直売グループ活動への支援など、地産地消の体系整備を図り、また、地域・学校・家庭が連携して伝統ある食文化の継承や米と県産食材との組み合わせによる福井型食生活等食育活動の推進に努めます。

### 4. 林業経営体制の強化

現在の林業経営の状態を見極め、次世代に商品価値のある木材産出が行えるよう、森林組合などの関係団体と協力しながら、林業従事者の労働条件の改善を図るとともに、担い手の育成・確保に努めます。また、良質な木材資源を確保するとともに、地場産材の利用促進や間伐材など森林資源の有効利用を図ります。

自然環境保全機能、レクリエーション機能など森林の多様な公益的機能の保全整備を行います。

### 5. 内水面漁業の振興

自然志向・本物志向が強まる中で、福井県内水面総合センターの支援のもと、中部漁業協同組合とともに天然の香鮎・アラレガコの繁殖に力を注ぐとともに、鮎釣り客のマナー向上など周辺自然環境の保全に努めます。



若鮎グループの野菜即売

※地産地消：「地元生産―地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で特に農林水産業の分野で使われている。

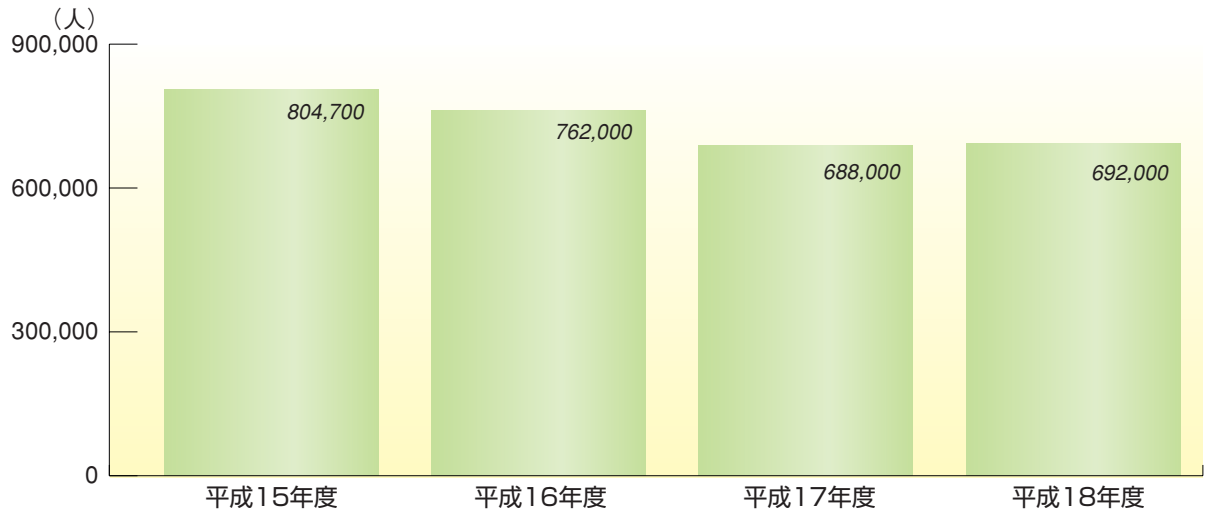
### 第3節 観光の振興

#### 現状と課題

観光に対する要望は、自然・いやし・ふれ合い・本物志向など多様化・個性化しています。本町は歴史的・文化的施設や、豊かな自然、歴史、など観光資源に恵まれており、近年、アウトドア活動、産業観光が重要視されてきています。

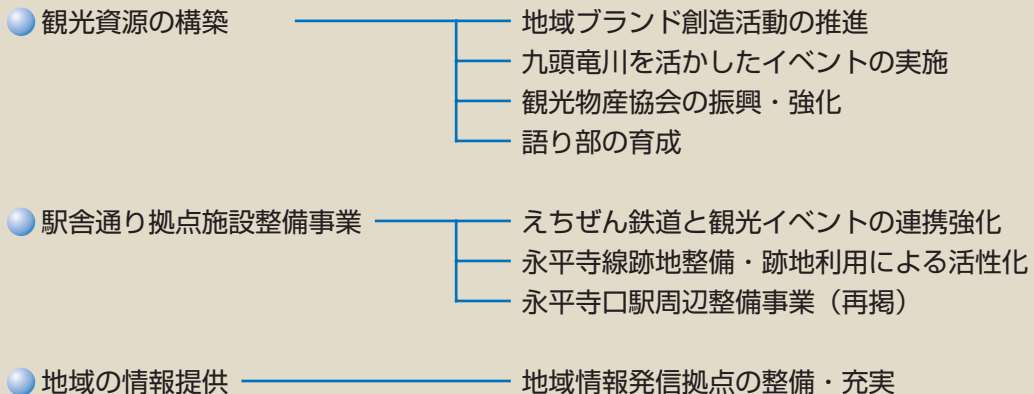
観光の振興は、新しい観光関連産業の発展や交流人口の拡大など、地域の活性化に必要です。しかしながら、近年の観光客の推移をみると70万人を切るなど落ち込みが大きく、今後は、大本山永平寺を核とした観光資源を活用し、新たな観光資源の発掘や人材育成の必要があります。

■ 観光客の推移



資料：福井県観光客数動態

#### 施策の体系





## 施策の方針

### 1. 観光資源の構築

大本山永平寺や吉峰寺、松岡古墳群、九頭竜川等、地域産業としての観光資源を生かすため、周辺の町並みや施設の整備、地域ブランド創造活動の推進等を図っていきます。また、自転車・歩行者散策道の整備や九頭竜川を活かしたイベントの実施など観光資源の開発、近隣観光地との連携による新しい広域観光ルートの構築、地域観光PRの充実等により、地域全体としての観光の魅力向上に努めます。

既存の商工会、農協、各観光協会等団体との連携を強化するため、観光物産協会の振興強化を図ります。

観光ボランティアガイド（語り部）の育成などにより、町民一人ひとりがまちの観光を支えていく気持ちづくりを進めていきます。

### 2. 駅舎通り拠点施設整備事業

えちぜん鉄道との観光イベント等における連携強化などにより、鉄道の利用促進を図っていきます。永平寺口駅周辺においては、京福永平寺線廃線に伴う利用者への利便性回復と、大本山永平寺への玄関口として、ターミナル整備を行うとともに、京福永平寺線跡地の整備を推進し、跡地の活用などを含め地域の活性化に努めていきます。

### 3. 地域の情報提供

地域の歴史や文化、名所、特産物の情報を利用者に提供するために地域振興、地域情報発信拠点を整備します。

また、インターネットなどデジタルメディアなどを利用し、イベント情報や観光ルートなどの情報提供に努めます。



大本山永平寺（早春）

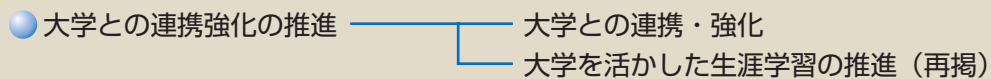
## 第4節 大学を活かしたまちづくりの推進

### 現状と課題

本町には、福井大学医学部、福井県立大学、各種専門学校などが立地する、地域的な特徴があります。このような各施設との相互協力によるまちづくりが、活力の増大と本町の特色作りには重要です。

この地域の特性を活用し、地域経済の活性化をさらに高めていくよう産官学の連携により、外部資源を有効に活用した研究開発を推進し、大学が有する施設の開放による町民の学習活動の充実が期待されます。

### 施策の体系



### 施策の方針

#### 1. 大学との連携強化の推進

福井大学医学部、福井県立大学や専門学校の立地条件から、地域特有の資源を活用した地域医療・保健福祉行政・生涯学習などの幅広い分野で、大学に蓄積された知的資源を有効に活用するとともに、共同研究・開発を通して、町・大学・企業が協力できる体制を構築します。



福井大学医学部



福井県立大学



秋の収穫（コシヒカリ）

## 第6章

# 思いやり、 共に生きる 地域をめざして

第1節 地域交流活動の推進、イベントの充実

第2節 まちづくりにおける町民参画の推進

第3節 男女共同参画社会の推進

第4節 国際性豊かな人づくり

## 第1節 地域交流活動の推進、イベントの充実

### 現状と課題

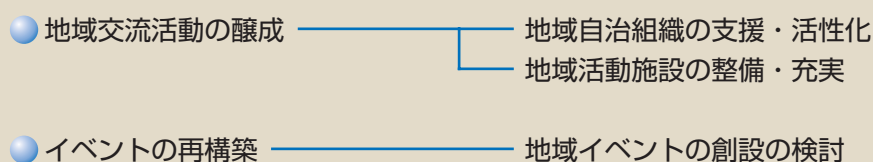
安全で豊かな住みよい地域社会を築いていくには、人とひとが信頼しあい助け合う共有の価値感が必要です。また、地域交流活動を通じて、「地域でできることは地域で」を基本に、町民自らが主体的に地域の課題解決に取り組むことが必要です。

本町は、87区の自治会単位からなり、地区公民館や集落センターなどにおいて、自治会活動や地域福祉活動などが積極的に行われており、町では各地域の自治活動に対し、さまざまな助成や情報の提供など活動支援を行い、活発な地域交流活動を促進しています。

今後とも地域社会活動の拠点の充実に努めるとともに、自治会などの自治組織と福祉・文化・スポーツなどの各種団体との連携を深め、町民及び行政それぞれが担うべき役割を認識しながら適正な自治組織のあり方を検討するなど、地域の実情に即したより一層機能的な組織に育成することが必要となっています。

一方、平成18年2月に吉田郡三町村が合併し新永平寺町が誕生しました。この合併を機に町民がひとつになり、さらに団結の意識を高揚していくことが求められています。共通の話題、行動でさらに統一された地域の発展を目指すため、「九頭竜フェスティバル（毎年6月開催）、上志比ニンキーフェスティバル（毎年6月開催）、えいへいじ大燈籠ながし（毎年8月開催）」の各種イベントの統一化、創設を行い、さらに団結を深め、独自の地域性を高揚させる原動力と位置づけることが重要です。

### 施策の体系





## 施策の方針

### 1. 地域交流活動意識の醸成

地域交流活動は、地域住民の自主的な活動により自らの地域社会の維持・改善を図るものであり、まちづくりの原点であるとの認識に立ち、わが町夢プラン事業の充実など各地域の交流活動の育成強化と関係事業の推進を図ります。

町内における各種団体の活動状況等、さまざまな情報収集と提供を行い、団体相互の交流を促進します。また、地域活動リーダーの育成を図るための研修会等を開催します。

町民の地域活動、文化、スポーツの拠点として、交流施設の整備に対する支援や効率的活用を促進します。

### 2. イベントの再構築

町民相互、もしくは他の地域の人々との交流を促進するため、これまで開催されてきた旧町村時のイベント・祭りを踏まえ、本町の活性化、町民としての一体感を醸成するような地域イベントの創設を検討していきます。



えいへいじ大燈籠ながし



## 第2節 まちづくりにおける町民参画の推進

### 現状と課題

地方分権型社会では、まちづくりの主役は町民です。行政が主体となって町民ニーズに応えていくこれまでのスタイルではなく、福祉分野をはじめ教育や環境保全など多様なまちづくりの分野においては、地域の創意工夫や主体的な町民参加とボランティア活動が不可欠です。また、魅力的なまちづくりを推進するためには、町民・事業者・行政等が協働※してまちづくりに取り組むことがますます重要となっています。

本町では、自治会など地縁組織を中心とした地域活動が活発に行われているほか、福祉の分野では、永平寺町社会福祉協議会のボランティアセンターを中心にボランティア活動が展開されています。また、教育や文化などの分野でも活動の広がりが見えてきましたが、全町的に見るとその広がりはまだ十分とは言えず、ボランティア団体やNPO法人等が自力で発展することができる環境や社会の理解、活動の基盤も十分に整備されていない状況です。

町民との協働型のまちづくりを実現していくためには、活動に関する情報提供や窓口相談の拡充など各種の町民団体をはじめNPO法人の活動支援や協働を具体的に進める仕組みづくりなどに取り組み、町民がまちづくりに参画しやすい環境整備に努めることが必要です。

また、町民参画の機会としては、各課において適宜地区懇談会、委員会等を実施していますが、より一層の町民参画システムを充実させ、町民がまちづくりに参画しやすい環境整備に努めます。

### 施策の体系

- 活動促進の環境づくり
  - ボランティアなど活動組織の育成
  - 活動状況などの情報発信
- 町民参画の促進
  - 各種計画立案への参画機会の拡大
  - パブリックコメント制度※などの導入
  - わが町夢プランの育成・支援

## 施策の方針

### 1. 活動促進の環境づくり

多岐にわたる団体の知識向上、活動を支援するための学習機会を充実しボランティア組織の育成を図るとともに、町内で活動する団体の紹介や、団体の活動に必要な行政からの情報提供を積極的に行い、協働のまちづくりへの啓発に努めます。

### 2. 町民参画の促進

地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、各種審議会や委員会などにおける女性や若者の参画機会の拡大を図るとともに、パブリックコメントの実施など計画策定段階から町民が参画できるシステムの構築を推進します。

町民が主体となって取り組むまちづくり計画、わが町夢プランの計画立案・実施を支援し、まちづくりに対する町民の意識を高めていきます。

※協働：役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制。

※パブリックコメント制度：行政が施策などについて意思決定を行う前に、広く町民の意見を集め意思決定に反映させることを目的とした制度。

## 第3節 男女共同参画社会の推進

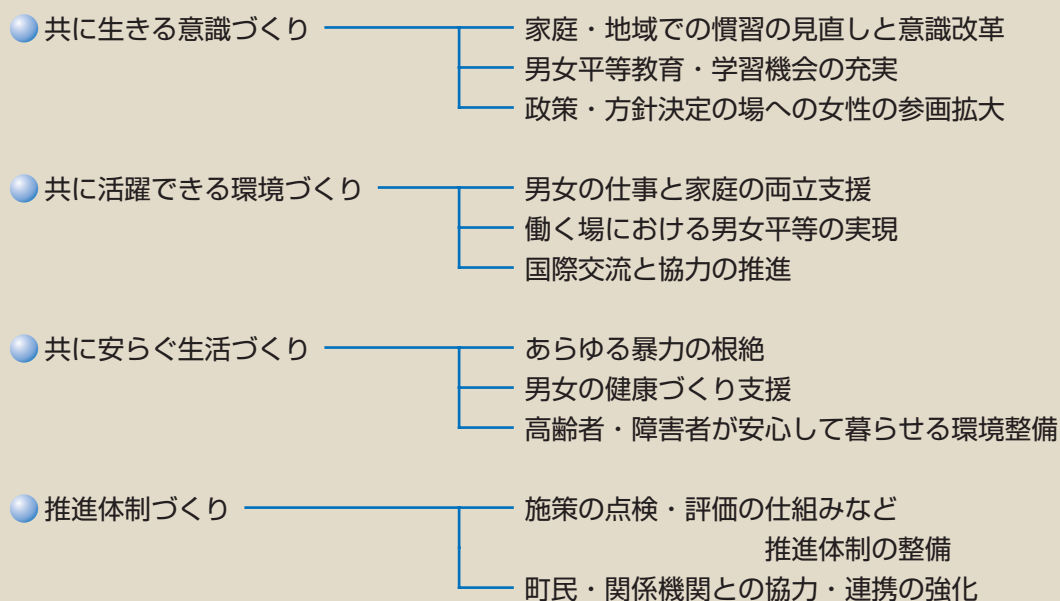
### 現状と課題

豊かな社会を築いていくためには男女がお互いに責任を持ちながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを進めていく必要があります。

それぞれの地域の中には、様々な慣習やしきたりがあり、代々受け継がれてきた伝承文化として後世に伝えるべきものが数多くあります。その中の一部には固定的な性別役割の分担意識に基づく「慣習・しきたり」や「男だから女だから」という押しつけも残っています。私たちの生活の精神的よりどころの一つともなっている伝承文化を後世に伝えてゆくためにも、従来の差別的な考え方を見直しながら伝えてゆくなど、豊かな男女参画社会の実現に向けた努力が望まれています。

本町では、合併前に行われた旧3町村の住民意識調査を基に平成18年に男女共同参画社会づくりの指針となる「えいへいじ男女共同参画計画」を策定しました。今後も、この計画に基づき、町民や永平寺町男女共同参画ネットワークなど関係団体と連携しながら、男女がそれぞれの人権を尊重し、すべての町民が優しさと思いやりのある豊かなまちづくりをめざし、あらゆる機会をとおして、継続的・積極的に共同社会への形成に向けて取り組みを続けていくことが求められています。

### 施策の体系



## 施策の方針

### 1. 共に生きる意識づくり

男女がそれぞれの個性や能力を発揮しながら、ともに豊かでゆとりのある生活ができるよう、本町の男女共同参画計画に基づいた施策を中心として推進します。

家庭や地域などにおいて互いの立場を理解し、共同して生活を高めていこうとする意識を身につけ、実践に移せるよう、情報提供や啓発活動のほか、学校教育や社会教育などにおける学習機会の充実に努めます。

女性の意見があらゆる分野に反映できるよう、各種会議などの委員への女性の登用を積極的に進めます。

### 2. 共に活躍できる環境づくり

男女がともに働きやすい職場環境づくりや家庭生活と就労の両立のための環境づくり、男性の家事・育児や介護などへの参加促進など、男女参画に向けた条件の整備を進めます。

男女雇用均等法や育児・介護休業法の周知・普及に努めるとともに、男女間の雇用格差を解消するため、女性の自己啓発への支援や能力開発に関する情報の収集などの取り組みを支援します。

### 3. 共に安らぐ生活づくり

異性に対する暴力や差別は、人権尊重の意味からも許されないものとの認識を徹底することが重要であり、そのための広報・啓発活動を推進するとともに、安心して相談できる体制づくりや関係機関との連携を図ります。

また、男女がお互いの人権を尊重しあい、生涯を通じて心身ともに健康でゆとりのある生活が送れるよう健康づくりの支援を行うとともに、高齢者や障害者が安心して暮らせる環境整備に努めます。

### 4. 推進体制づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画の視点に立ち、総合的見地から整合性のある施策を推進するためにも、町の施策全般についての点検・評価を行う推進体制の整備に努めます。

地域の実情を踏まえながら施策の推進を図るため、町民や関係機関との協力連携を強めていきます。



ほのぼの男女料理教室

## 第4節 国際性豊かな人づくり

### 現状と課題

経済・社会の様々な面で急速に国際化が進んでおり、一人ひとりが国際人としての自覚を持ち、異なる文化をもつ人々と交流していくことが必要となっています。

本町では、町内各小中学校でALT（外国語指導助手）を配置し、英語の授業などをおして国際化時代に対応できる児童・生徒の育成に努めています。また、中学校では、国際化が進む中で、ホームステイや現地の子どもたちとの交流などによる異文化体験をおして国際理解を深め、より広い国際的視野を身につけることを目的に生徒の海外派遣を行っています。今後とも交流の内容の充実を図るとともに、より多くの外国の都市との交流を進める必要があります。

一方、繊維関係研修生の受け入れや大学関係者など、外国人登録人口は300人を超え、大本山永平寺などには、アジアの近隣諸国からの観光客が訪れるなど、その数は増加傾向にあります。また、平成18年10月には中国の姉妹都市「張家港市」と友好都市関係の調印を行い、行政交流など友好の絆を深めています。

同じ地域に住む人たちが異なる文化や歴史、生活習慣を理解し、お互いの人格を理解しあうことは、地域社会で共生するためには欠かせないことです。そのためには、自国の文化や習慣を十分理解し身につけることも重要です。

今後、ますます進展する国際化に向けて、地域の文化・習慣に対する学習機会の拡大や支援施策の充実、地域レベルでの国際交流の推進など幅広い施策の展開が必要です。

### 外国人登録在留資格別人数

(単位：人)

国籍	中国	韓国	ブラジル	朝鮮	フィリピン	その他	合計
人数	164	75	30	22	8	27	326

資料：住民生活課（平成19年4月1日現在）

### 施策の体系

- 国際交流の推進
  - 町内在住外国人との交流、姉妹都市との交流
  - 大学との交流活動の支援
- 多文化共生の推進
  - 外国人相談窓口の設置や行政情報の提供



## 施策の方針

### 1. 国際交流の推進

地域住民の日常的な交流を促すため、まず町民自らが地域の習慣・文化の理解を深めるための学習機会を拡大し、町民交流の場の形成を行い、国際・国内交流及び、大学との町内在住外国人との交流促進など交流活動の支援を図っていきます。

また、中国との姉妹都市「張家港市」との行政交流や中学生を海外に派遣し、現地の子どもたちとの交流による異文化体験をととして国際理解を深めるよう、事業の運営に努めます。

### 2. 多文化共生の推進

外国人住民が地域において安心して生活を送ることができるよう、外国人相談窓口の設置や多言語による行政情報の提供などの取り組みに努めます。



中学生海外派遣



春節祭





園児の踊り、ニンキーフォーエバー（ニンキーフェスティバル）



山車巡行（九頭竜フェスティバル）

## 第7章

# 計画の推進に向けて

第1節 町民と行政の協働によるまちづくり

第2節 行政運営の充実

第3節 財政の健全化

## 第1節 町民と行政の協働によるまちづくり

### 現状と課題

町民の町政への参画を促進し、パートナーシップのもとに町民と行政の相互の理解と信頼を深めるためには、町政情報の周知に努めるとともに、さまざまな機会を通じて町民の声に耳を傾けなければなりません。

本町の広報については、月1回の広報「えいへいじ」の発行やインターネットのホームページの開設、ケーブルテレビを活用した行政情報チャンネル（文字放送）をはじめとする多様なメディアを利用して町政情報をお知らせしています。

広聴については自治会や各種団体と町長との懇話会をはじめ、Eメールによる政策意見公募（パブリックコメント）、各種計画などの策定に向けたアンケートなどを通じて町政に活かしく取り組みを行っていますが、今後は、より幅広い分野・年齢層から意見聴取できる機会を設ける必要があります。

本町の情報公開制度は、町の所有する情報を公開することにより、町政に対する町民の信頼と理解を深め、開かれた町政を一層推進することを目的としています。一方、近年の情報通信技術の進歩により、町の保有する個人情報などの流出が懸念されていることから、個人情報保護や情報セキュリティポリシーの確保が求められています。このため、合併と同時に個人情報保護条例を施行し、個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定め、町民との自己情報の開示などを請求する権利を明らかにし、個人の権利利益を保護することを目的として実施しています。

今後、町民本位の町政を実現していくためには、町民の意思を施策に反映させることや民間活動との連携を図る必要があることから、行政計画の策定段階において町民の意見や要望を取り入れる仕組みを整備していかなければなりません。さらに、行政計画を着実に進め、計画に基づき実施された事業の進捗状況や成果を的確に把握するとともに、これらを町民に公表することにより行政の説明責任を果たしていくことも必要となっています。

### 施策の体系

- 情報提供・情報公開の充実
  - 情報公開制度の適切な運用
  - 的確な情報提供の実施
- 広聴活動の充実
  - 炉ばたトークなど広聴活動の拡充
  - 各種計画・施策策定における町民参加（再掲）
- 広報活動の充実
  - 広報紙・ホームページの充実

## 施策の方針

### 1. 情報提供・情報公開の充実

個人情報保護に十分配慮しながら、情報公開制度の適切な運用に努め、説明責任の徹底を図り、開かれた調整の実現に努めます。

町民の視点に立ち、町民のニーズに的確に応えられる行政運営を推進するため、広報「えいへいじ」やホームページ、行政情報チャンネルなど多様な媒体を活用しながら行政情報の積極的な提供に努めます。

### 2. 広聴活動の充実

町長みずから町民と語り合う「炉ばたトーク」の開催や町民意識調査やパブリックコメントなど広聴活動を充実し、行政と町民情報の共有化や、町民の声を町政に反映させるための体制作りを推進します。また、各種計画や事業について計画策定段階から町民の参画を推進し、町民の意見や要望を踏まえた計画の策定、事業の実施に努めます。

### 3. 広報活動の充実

町民と行政がコミュニケーションを円滑にし、町民参加をより一層促進するため、多様なニーズや生活スタイルに合った広報活動の充実を図ります。また、より多くの町民に読んだり見ていただけるよう、広報紙やホームページの充実に努めます。



炉ばたトーク



## 第2節 行政運営の充実

### 現状と課題

地方自治体を取り巻く環境は、本格的な地方分権時代とあいまって、地方交付税・補助金の見直しなど財政構造改革が推進されるなか、国と地方の関係が大きく変化しています。

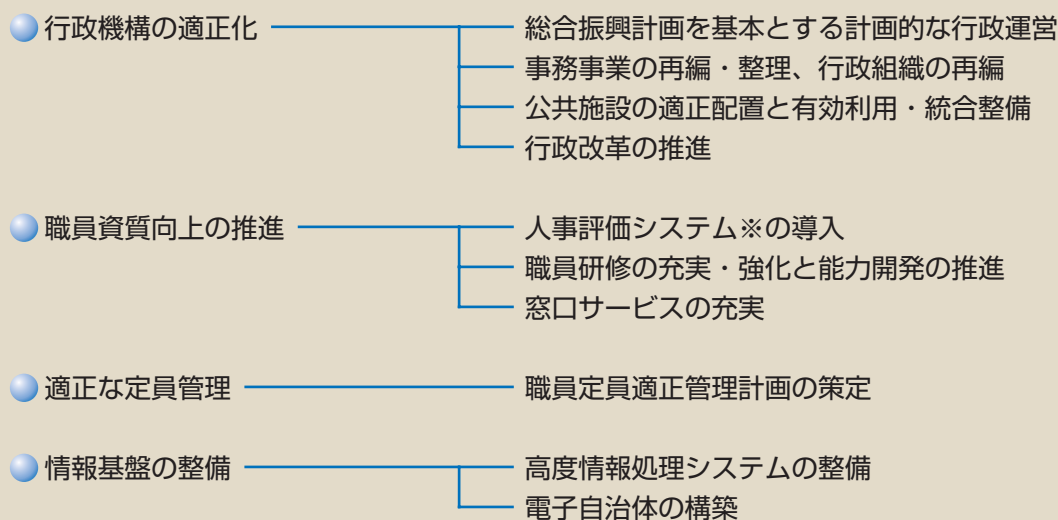
最小の経費で最大の行政サービスを提供するため、職員の能力開発や実績を適正に評価する制度をはじめ、定員管理や給与制度の見直しなど、時代の要請に応じた新たな人事管理施策が求められています。

また、簡素で効率的な行政システムの構築に向けた取り組みが必要とされて、本町は合併という手段を選択しました。新町発足後も行政改革を重点課題として位置づけ、事務事業の見直しによる経費節減などにより、事務の効率化や財政健全化に取り組んでいます。また、サービスの向上にあたっては、ワンストップサービス\*を基本に、窓口対応時間の延長などにも取り組んでいます。

自治体行政の権限と責任が拡大する中で、今後とも限られた財源や人材を最大限に活かした効率的な行財政運営が求められています。

また、町民と行政が情報の共有化を図り、交流促進や地域活性化などの促進のため、情報基盤の高度化やネットワーク化に取り組むことが必要となっています。

### 施策の体系



## 施策の方針

### 1. 行政機構の適正化

町民サービスの向上に向け、総合計画に基づく計画的な行政運営を進めるとともに、行政評価システム※を制度化し、成果の高い事業実施に努めます。また、公共施設の適正配置と有効利用・統合整備など行政組織の再編も進めます。

事務事業の必要性や効果などをさまざまな観点から積極的に見直し、町民の視点に立った行政評価を行い、積極的な行政改革の推進に努めます。

### 2. 職員資質向上の推進

職員の意識改革を図り、多様化、複雑化する行政課題への専門的対応能力や企画能力を育成していくため、職員研修の充実を図り、職員の能力を的確に把握し、人事管理や効果的な人材育成等を図るため、公正で納得性の高い人事評価システム※を導入します。

研修会への積極的な参加により、自己の能力を高め、幅広く町民本位の行政サービスを提供していく職員の養成を行い、町民満足度の高い窓口サービスの充実を図ります。

### 3. 適正な定員管理

職員定数の適正化を図るため、職員定員適正管理計画を策定し、計画に基づく定員管理に努めていきます。

### 4. 情報基盤の整備

町民サービスの向上や事務処理の簡素化、効率化に向けて、高度情報処理システムの整備を推進するとともに、行政情報の提供等住民のニーズに応じた電子自治体の構築を行います。

※ワンストップサービス：「一カ所または一回」で各種の行政サービスを提供したり、手続きを終えたりできる仕組みの総称。

※行政評価システム：政策や事業などの行政活動について、一定の基準で、できる限り分かりやすい指標を用いて、その必要性や効率性、成果などについて評価し、総合振興計画などの進管理、予算編成等に活用するシステム。

※人事評価システム：公務の役割を効果的・効率的に遂行するために、公務員に対して能力・業績等を評価するシステム。具体的には、人材配置における適材適所の実現、適切な昇進と処遇の推進、人材育成・自己啓発の促進、働く意欲の向上等を可能とするためのシステム。



### 第3節 財政の健全化

#### 現状と課題

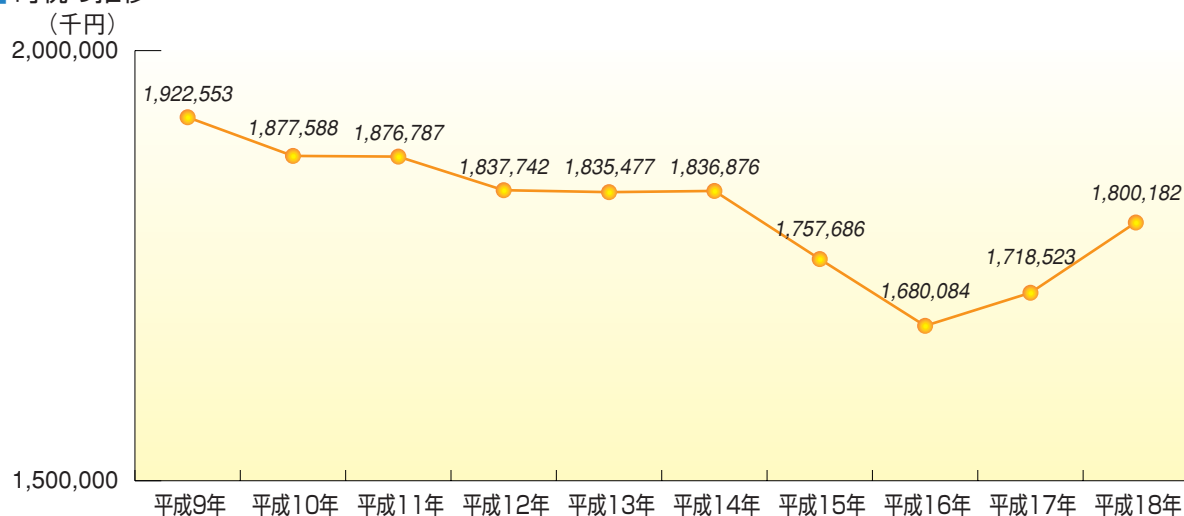
地域経済は回復基調ではあるものの、地方においては依然として厳しい状況にあります。また、国の三位一体の改革による地方交付税、国庫支出金等が削減されるなど本町の財政状況は非常に厳しい状況になっています。

一方、少子高齢化、情報化などの急速な進展への対応など新たな行政需要は今後ますます増加していくことが予想されます。

このような行政課題に迅速に対応するために、町の行政運営や財政の健全化に向けて継続的な財政改革を推進する必要があります。

また、行政改革の総合的な推進と事務事業の見直しなど、行政のスリム化も重要な課題と考えられます。

■ 町税の推移



資料：企画財政課

#### 施策の体系

- 財源の確保及び効率的な活用
  - 財源の確保
  - 財政計画に基づく経費削減
  - 財源の合理的・効率的な活用
- 財政運営の効率化
  - 事務事業評価システム\*の導入
  - 民間委託、指定管理者制度\*等の活用

## 施策の方針

### 1. 財源の確保及び効率的な活用

財政の健全化を図るため、あらゆる経費の徹底的な見直しや現有施設の有効活用などにより財源の安定確保に努め、実施計画の策定過程などにおいては整合性を図りつつ、国・県の支援事業の活用など、財源の合理的・効率的な活用を図ります。

また、中長期的な視点に立った財政計画を策定し、総合的な財政情報の開示の推進および公会計の整備の推進に努めます。

### 2. 財政運営の効率化

事務事業評価システムを導入し、数値目標の設定により、これからの永平寺町に必要な行政の姿を見つめなおし、行政改革大綱に基づき行政のスリム化に努めます。

また、民間の資金や経営・技術的能力を活用することにより、町が直接実施するよりも効率的・効果的に行政サービスを提供できる事業については、民間委託、指定管理者制度、PFI<sup>\*</sup>などの活用を積極的に検討していきます。

※事務事業評価システム：財政の健全化と効率な行政運営の推進、合理的な施策の選択と質の向上、行政の透明性の確保などをめざして、各種事業に数値目標を設定し、妥当性や有効性などの視点からどれだけの効果が上がっているのかを成果として評価していき、今後の施策の方向性を見いだすシステムのこと。  
(=行政評価システム)

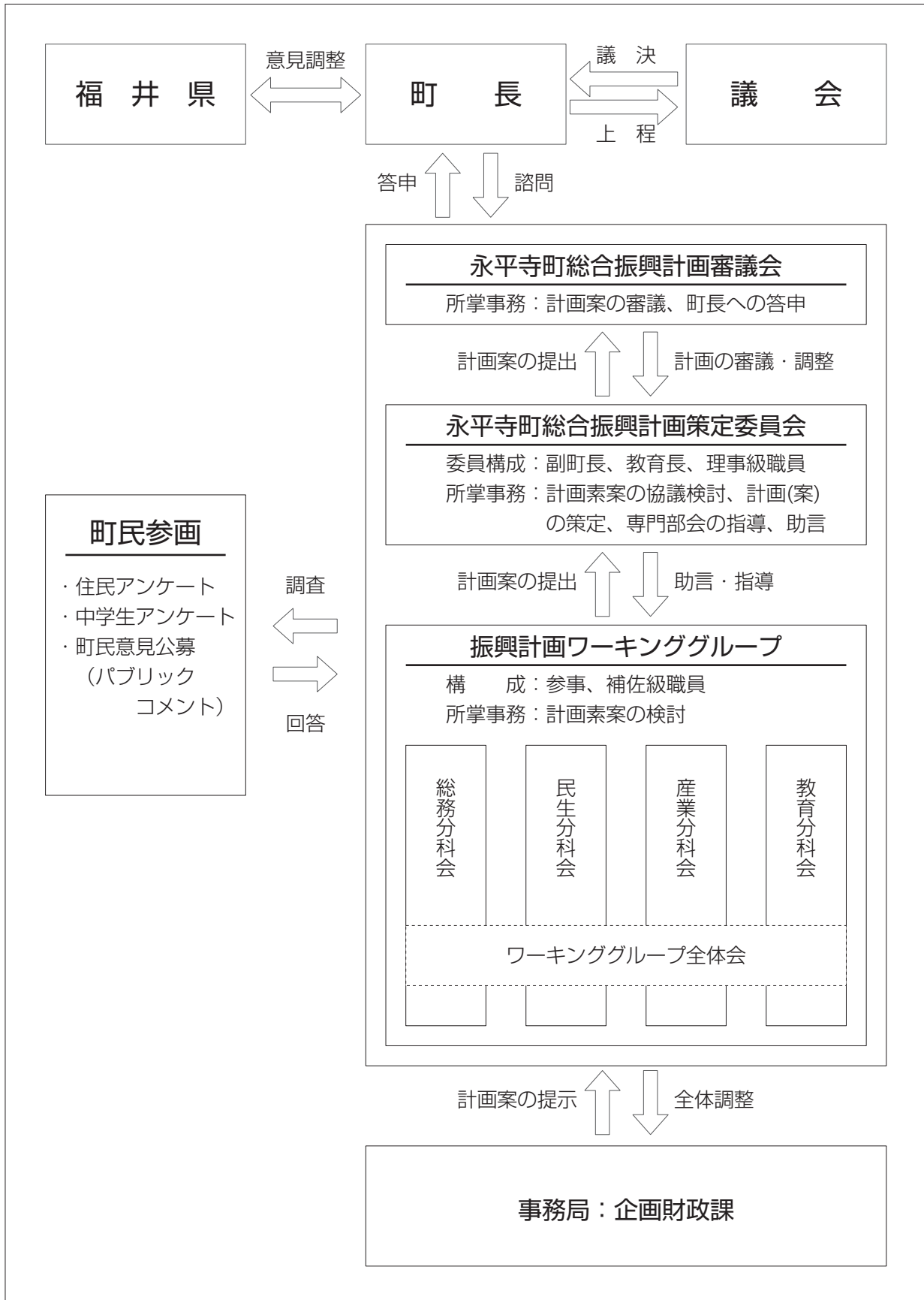
※指定管理者制度：多様化する住民ニーズに応え、より効果的・効率的に、公の施設の管理運営を行うために民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的とするもの。公の施設の管理運営主体は、従来、公共性の確保の観点から公共団体に限られていたが、民間事業者にも広く門戸を広げる制度。

※PFI：「Private Finance Initiative」の略。公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供をめざすもの。英国など海外では、既にPFI方式による公共サービスの提供が実施されており、有料橋、鉄道、病院、学校などの公共施設等の整備等、再開発などの分野で成果を収めている。



# 資料編

■ 永平寺町総合振興計画 策定体制



## ■ 永平寺町総合振興計画策定経過

平成18年10月 3日	第1回振興計画ワーキンググループ会議
10月 4日～	総合振興計画に登載すべき計画についての調査・洗出し
12月 5日	第1回永平寺町総合振興計画審議会
12月20日	第2回振興計画ワーキンググループ会議
12月21日	第1回永平寺町総合振興計画策定委員会
平成19年 1月10日～	ワーキンググループ各分科会開催
3月 1日	第2回永平寺町総合振興計画審議会 諮問
3月 9日	ワーキンググループ産業分科会ヒアリング
3月12日～26日	永平寺町にのぞむ将来の夢・希望調査（一般町民対象）
3月13日	ワーキンググループ総務分科会ヒアリング
3月14日	ワーキンググループ教育・民生分科会ヒアリング
4月16日～5月10日	永平寺町にのぞむ将来の夢・希望調査（中学生対象）
4月19日	第2回永平寺町総合振興計画策定委員会
5月 9日	第3回永平寺町総合振興計画審議会
5月22日	第3回振興計画ワーキンググループ会議
7月 4日	第4回永平寺町総合振興計画審議会
7月10日	第4回振興計画ワーキンググループ会議
7月25日	第3回永平寺町総合振興計画策定委員会
8月 1日	第5回永平寺町総合振興計画審議会
8月10日～23日	パブリックコメント募集
9月10日	第6回永平寺町総合振興計画審議会
9月27日	第5回振興計画ワーキンググループ会議
10月10日	第7回永平寺町総合振興計画審議会
10月12日	第4回永平寺町総合振興計画策定委員会
10月16日	議会全員協議会 基本構想・基本計画（素案）の説明
11月 9日	第8回永平寺町総合振興計画審議会
11月20日	永平寺町総合振興計画審議会より、町長へ答申
12月 4日	永平寺町議会12月定例会へ議案として上程



## ■ 永平寺町総合振興計画審議会名簿

役職	氏名	備考
会長	浅沼美忠	福井県立大学経済学部准教授
副会長	畑幹夫	吉野振興会会長（吉田郡農業協同組合専務理事）
委員	瓦井昇	福井県立大学看護福祉学部准教授
//	高嶋猛	福井大学大学院工学研究科講師
//	上田誠	永平寺町議会議長
//	斉藤則男	永平寺町議会副議長
//	布目輝雄	永平寺町老人クラブ連合会会長
//	山本秀明	永平寺町消防団団長
//	大橋道夫	永平寺町社会福祉協議会会長
//	樂問薫	永平寺町商工会会長
//	斉川みよ子	永平寺町交通安全母の会会長
//	堀江俊子	松岡公民館長
//	田原暎郎	区長会代表
//	南保文夫	人権擁護委員
//	河野一郎	民生委員副会長
//	河原はつ子	女性ネットワーク委員
//	長谷川廣子	文化振興協議会
//	川崎直文	永平寺北地区振興会委員
//	前田一美	婦人会代表
//	天谷佳子	交通安全母の会代表
//	大牧美恵子	体育協会代表
//	沢崎喜裕	商工会代表
//	松村芙美子	商工会女性部代表
//	山本平	元町議会議員
//	山口利明	永平寺町壮年集団連絡協議会代表

(敬称略)

## ■ 永平寺町総合振興計画策定委員会名簿

役職	氏名	備考
委員長	伊井正行	副町長
委員	青山慶行	教育長
//	森山正男	総務理事（企画財政課長事務取扱）
//	長谷川治人	民生理事
//	多田憲治	産業建設理事
//	清水正行	教育理事（学校教育課長事務取扱）
//	斉藤秀則	永平寺支所長
//	朝日哲郎	上志比支所長
//	南部廣志	消防長

(敬称略)

## ■ 振興計画ワーキンググループ名簿

役職	氏名	備考
委員	山口 真	総務課参事
//	山田 幸稔	企画財政課参事
//	家根 孝二	監理課課長補佐
//	長谷川 斉男	税務課参事
//	山本 清美	住民生活課参事
//	吉田 敏夫	環境課参事
//	中村 耕夫	福祉保健課参事
//	森田 久見代	福祉保健課課長補佐
//	清水 昭博	子育て支援課課長補佐
//	南部 辰夫	農林課参事
//	清水 和子	商工観光課課長補佐
//	小林 良一	建設課参事
//	山田 幸枝	上水道課参事
//	酒井 篤男	下水道課参事
//	柿木 治彦	永平寺支所町民サービス課課長補佐
//	前沢 博文	上志比支所町民サービス課参事
//	竹内 和英	学校教育課参事
//	桜山 勇	生涯学習課参事
//	坪田 満	永平寺町消防本部警防課課長補佐
(敬称略)		

## ■ 事務局

氏名	備考
森山 正男	総務理事 (企画財政課長事務取扱)
茶谷 重敏	企画財政課参事
山田 幸稔	企画財政課参事
長谷川 伸	企画財政課課長補佐
吉川 貞夫	企画財政課課長補佐
川上 昇司	企画財政課課長補佐
清水 智昭	企画財政課主査
笹木 正美	企画財政課主事
(敬称略)	



# 永平寺町総合振興計画

---

発行年月 平成20年3月

発行 福井県永平寺町  
〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-4  
TEL 0776(61)1111 FAX 0776(61)2434  
URL <http://www.town.eiheiji.lg.jp>

編集 永平寺町企画財政課

---



EIHEIJI